

愛 知 県 水 防 計 画  
新 旧 対 照 表 ( 案 )



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	第一章 総則	第一章 総則	
1	<p>第二節 用語の定義</p> <p>愛知県水防本部</p> <p>県の地域に係る水防を統括するため設置するもので水防に関係の深い部課で編成し、本部事務局を県庁内（建設部河川課）に置くものをいう。</p>	<p>第二節 用語の定義</p> <p>愛知県水防本部</p> <p>県の地域に係る水防を統括するため設置するもので水防に関係の深い部課で編成し、本部事務局を県庁内（建設局河川課）に置くものをいう。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
2	<p>水位情報の通知及び周知（法第13条、法第13条の2、法第13条の3）</p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。</p> <p>都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。</p> <p>都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。</p> <p><b>*水位周知河川</b></p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。</p> <p><b>*水位周知下水道</b></p> <p>都道府県知事又は市町村長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。</p> <p><b>*水位周知海岸（法第13条の3）</b></p> <p>都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。</p>	<p>水位情報の通知及び周知（法第13条、法第13条の2、法第13条の3）</p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。</p> <p>都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。</p> <p>都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。</p> <p><b>*水位周知河川</b></p> <p>国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。</p> <p><b>*水位周知下水道</b></p> <p>都道府県知事又は市町村長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。</p> <p><b>*水位周知海岸（削除）</b></p> <p>都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。</p>	表記の整理
3	<p>洪水浸水想定区域（追加）</p> <p>国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川、水位周知河川について、</p>	<p>洪水浸水想定区域（法第14条第1項）</p> <p>国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川、水位周知河川について、</p>	表記の整理

愛知県水防計画

頁	変更前（平成 30 年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p>当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定する区域。<u>(法第14条第1項)</u></p> <p><b>雨水出水浸水想定区域（追加）</b> 知事又は市町村長が、水位周知下水道について、雨水を排除できなくなった場合又は河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定されるとして指定する区域。<u>(法第14条の2第1項)</u></p> <p><b>高潮浸水想定区域（追加）</b> 知事は、水位周知海岸について、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定されるとして指定した区域。<u>(法第14条の3第1項)</u></p> <p><b>浸水想定区域（追加）</b> 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。<u>(法第15条第1項)</u></p>	<p>当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定する区域。<u>(削除)</u></p> <p><b>雨水出水浸水想定区域（法第14条の2第1項）</b> 知事又は市町村長が、水位周知下水道について、雨水を排除できなくなった場合又は河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定されるとして指定する区域。<u>(削除)</u></p> <p><b>高潮浸水想定区域（法第14条の3第1項）</b> 知事は、水位周知海岸について、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定されるとして指定した区域。<u>(削除)</u></p> <p><b>浸水想定区域（法第15条第1項）</b> 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。<u>(削除)</u></p>	
	<b>第二章 水防組織</b>	<b>第二章 水防組織</b>	
	<b>第一節 県の水防組織</b>	<b>第一節 県の水防組織</b>	
11	<p><b>1 目的</b> 県水防本部は、第一章第三節1 <u>(1)</u>に規定された県の水防責任を全うするために、円滑な情報伝達と迅速な対応をはかることを目的とする組織である。</p>	<p><b>1 目的</b> 県水防本部は、第一章第三節1 <u>(削除)</u>に規定された県の水防責任を全うするために、円滑な情報伝達と迅速な対応をはかることを目的とする組織である。</p>	表記の整理
11	<p><b>2 概要</b> (1) 県水防本部は、愛知県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）を構成する各部班のうち水防活動に特に関係の深い部班で編制する常設機関であり、水防業務の総括にあたり、事務局を建設部河川課に置く。 (略)</p>	<p><b>2 概要</b> (1) 県水防本部は、愛知県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）を構成する各部班のうち水防活動に特に関係の深い部班で編制する常設機関であり、水防業務の総括にあたり、事務局を建設部河川課に置く。 (略)</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
11	<b>3 県水防本部組織図</b>	<b>3 県水防本部組織図</b>	愛知県の組織再編に伴う修正

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
13	<p><b>7 県災害対策本部に統合後の組織及び所掌事務</b></p> <p>県災害対策本部が設置された後は、愛知県災害対策実施要綱に定める災害対策本部機構の組織に統合されるものとする。前記の場合においても、水防に関する事務は災害対策本部建設部河川課及び各地方機関において従前のとおり担当する。</p>	<p><b>7 県災害対策本部に統合後の組織及び所掌事務</b></p> <p>県災害対策本部が設置された後は、愛知県災害対策実施要綱に定める災害対策本部機構の組織に統合されるものとする。前記の場合においても、水防に関する事務は災害対策本部建設部河川課及び各地方機関において従前のとおり担当する。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
13	<p><b>第二節 水防管理団体</b></p> <p><b>2 指定水防管理団体の事務</b></p>	<p><b>第二節 水防管理団体</b></p> <p><b>2 指定水防管理団体の事務</b></p>	表記の整理

愛知県水防計画

頁	変更前（平成 30 年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p>水防上公共の安全に重大な関係があるとして法 <u>(追加)</u> 4 条により知事が指定した水防管理団体は表 1 のとおりであり、指定水防管理団体は第一章第三節 <u>2 (1) (2)</u> に規定された事務を行うものとする。</p> <p><b>3 非指定水防管理団体の事務</b> 非指定水防管理団体は表 2 のとおりであり、第一章第三節 <u>2 (1)</u> に規定された事務を行うものとする。</p>	<p>水防上公共の安全に重大な関係があるとして法 <u>第</u> 4 条により知事が指定した水防管理団体は表 1 のとおりであり、指定水防管理団体は第一章第三節 <u>3、4</u> に規定された事務を行うものとする。</p> <p><b>3 非指定水防管理団体の事務</b> 非指定水防管理団体は表 2 のとおりであり、第一章第三節 <u>3</u> に規定された事務を行うものとする。</p>	
14	<b>表 1 指定水防管理団体</b>	<b>表 1 指定水防管理団体</b>	数値の更新

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）								変更後（令和元年度）								備考		
	指定水防 管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所管 建設 事務所	指定水防 管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)		水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所管 建設 事務所
			河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)						河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)				
	名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	770	657,408	119	5,672	尾張	名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	770	657,408	119	5,700	尾張	
	春日井市	春日井市の全域	136,460	0	8,951	145,411	9	122	尾張	春日井市	春日井市の全域	136,460	0	8,951	145,411	9	119	尾張	
	豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	176	尾張	豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	176	尾張	
	清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	287	尾張	清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	287	尾張	
	北名古屋	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	190	尾張	北名古屋	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	190	尾張	
	豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	82	尾張	豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	84	尾張	
	尾張水害 予防組合	一宮市、大山市、江南市、稲 沢市、岩倉市、丹羽郡の全域	418,500	0	8,800	427,300	145	1,420	一宮	尾張水害 予防組合	一宮市、大山市、江南市、稲 沢市、岩倉市、丹羽郡の全域	418,500	0	8,800	427,300	145	1,434	一宮	
	海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あ ま市、海部郡の一、二級河川 及び弥富、飛島海岸	143,111	15,433	0	158,544	146	1,896	海部	海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あ ま市、海部郡の一、二級河川 及び弥富、飛島海岸	143,111	15,433	0	158,544	146	1,896	海部	
	半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	367	知多	半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	361	知多	
	常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	174	知多	常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	174	知多	
	東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	12	197	知多	東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	12	198	知多	
	大府市	大府市の全域	88,908	0	6,886	95,794	7	153	知多	大府市	大府市の全域	88,908	0	6,886	95,794	7	153	知多	
	知多市	知多市の全域	72,498	9,140	4,523	86,161	3	128	知多	知多市	知多市の全域	72,498	9,140	4,523	86,161	3	128	知多	
	東浦町	東浦町の全域	48,100	5,000	3,752	56,852	20	221	知多	東浦町	東浦町の全域	48,100	5,000	3,752	56,852	20	221	知多	
	美浜町	美浜町の全域	43,520	12,610	4,832	60,962	44	238	知多	美浜町	美浜町の全域	43,520	12,610	4,832	60,962	44	238	知多	
	武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	178	知多	武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	178	知多	
	岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	3,348	94,440	6	1,481	西三河	岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	3,348	94,440	6	1,486	西三河	
	西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	4,154	289,885	191	518	西三河	西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	4,154	289,885	190	508	西三河	
	碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	254	知立	碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	222	知立	
	刈谷市	刈谷市の全域	114,127	2,963	1,358	118,448	62	369	知立	刈谷市	刈谷市の全域	114,127	2,963	2,538	119,628	62	363	知立	
	安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	494	知立	安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	494	知立	
	知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	142	知立	知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	142	知立	
	高浜市	高浜市の全域	15,968	9,136	0	25,104	28	86	知立	高浜市	高浜市の全域	15,968	9,136	0	25,104	28	92	知立	
	豊田市	豊田市の全域	1,252,528	0	13,500	1,266,028	43	2,051	豊田加茂	豊田市	豊田市の全域	1,252,528	0	13,500	1,266,028	43	2,064	豊田加茂	
	みよし市	みよし市の全域	45,010	0	4,553	49,563	3	256	豊田加茂	みよし市	みよし市の全域	45,010	0	4,553	49,563	3	268	豊田加茂	
	豊橋市	豊橋市の全域	267,797	32,700	16,247	316,744	195	1,257	東三河	豊橋市	豊橋市の全域	267,797	32,700	16,247	316,744	195	1,257	東三河	
	豊川市	豊川市の全域	238,990	4,100	4,362	247,452	41	674	東三河	豊川市	豊川市の全域	238,990	4,100	4,362	247,452	41	674	東三河	
	蒲郡市	蒲郡市の全域	118,052	28,598	3,976	150,626	51	362	東三河	蒲郡市	蒲郡市の全域	118,052	28,598	3,968	150,626	50	362	東三河	
	田原市	田原市の全域	165,570	84,400	14,463	264,433	51	720	東三河	田原市	田原市の全域	165,570	84,400	14,463	264,433	51	725	東三河	
	合計	29 団体	4,364,447	578,459	125,641	5,068,547	1,387	20,165		合計	29 団体	4,364,447	578,459	126,813	5,069,727	1,382	20,195		

愛知県水防計画

頁	変更前 (平成30年度)	変更後 (令和元年度)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
15	<p><b>表2 非指定水防管理団体</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">非指定水防管理団体名</th> <th rowspan="3">管轄区域</th> <th colspan="4">水防区域</th> <th rowspan="3">水こう門 (箇所)</th> <th rowspan="3">水防 (消防) 団員数 (名:現員)</th> <th rowspan="3">所 建 設 所 務 所</th> </tr> <tr> <th colspan="4">堤防延長</th> </tr> <tr> <th>河川(m)</th> <th>海岸(m)</th> <th>ため池(m)</th> <th>計(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>瀬戸市</td><td>瀬戸市の全域</td><td>224,240</td><td>0</td><td>1,197</td><td>225,437</td><td>3</td><td>268</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>小牧市</td><td>小牧市の全域</td><td>28,430</td><td>0</td><td>5,300</td><td>33,730</td><td>32</td><td>123</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>尾張旭市</td><td>尾張旭市の全域</td><td>22,180</td><td>0</td><td>1,668</td><td>23,848</td><td>0</td><td>123</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>日進市</td><td>日進市の全域</td><td>45,900</td><td>0</td><td>6,059</td><td>51,959</td><td>3</td><td>223</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>長久手市</td><td>長久手市の全域</td><td>50,950</td><td>0</td><td>3,616</td><td>54,566</td><td>1</td><td>126</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>東郷町</td><td>東郷町の全域</td><td>24,800</td><td>0</td><td>3,809</td><td>28,609</td><td>0</td><td>148</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>津島市</td><td>海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域</td><td>600</td><td>0</td><td>0</td><td>600</td><td>0</td><td>277</td><td>海部</td></tr> <tr><td>愛西市</td><td>同上</td><td>22,754</td><td>0</td><td>0</td><td>22,754</td><td>3</td><td>385</td><td>海部</td></tr> <tr><td>弥富市</td><td>同上</td><td>12,000</td><td>0</td><td>0</td><td>12,000</td><td>6</td><td>321</td><td>海部</td></tr> <tr><td>あま市</td><td>同上</td><td>16,242</td><td>0</td><td>0</td><td>16,242</td><td>15</td><td>357</td><td>海部</td></tr> <tr><td>大治町</td><td>同上</td><td>3,850</td><td>0</td><td>0</td><td>3,850</td><td>14</td><td>243</td><td>海部</td></tr> <tr><td>蟹江町</td><td>同上</td><td>1,200</td><td>0</td><td>0</td><td>1,200</td><td>24</td><td>192</td><td>海部</td></tr> <tr><td>飛島村</td><td>同上</td><td>8,885</td><td>0</td><td>0</td><td>8,885</td><td>5</td><td>139</td><td>海部</td></tr> <tr><td>阿久比町</td><td>阿久比町の全域</td><td>45,590</td><td>0</td><td>3,110</td><td>48,700</td><td>2</td><td>97</td><td>知多</td></tr> <tr><td>南知多町</td><td>南知多町の全域</td><td>38,659</td><td>34,318</td><td>3,948</td><td>76,925</td><td>23</td><td>406</td><td>知多</td></tr> <tr><td>幸田町</td><td>幸田町の全域</td><td>213,237</td><td>0</td><td>5,255</td><td>218,492</td><td>19</td><td>147</td><td>西三河</td></tr> <tr><td>新城市</td><td>新城市の全域</td><td>517,702</td><td>0</td><td>4,681</td><td>522,383</td><td>5</td><td>928</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>設楽町</td><td>設楽町の全域</td><td>102,824</td><td>0</td><td>0</td><td>102,824</td><td>2</td><td>275</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>東栄町</td><td>東栄町の全域</td><td>127,010</td><td>0</td><td>0</td><td>127,010</td><td>1</td><td>185</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>豊根村</td><td>豊根村の全域</td><td>202,064</td><td>0</td><td>0</td><td>202,064</td><td>0</td><td>59</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20 団体</td><td>1,709,117</td><td>34,318</td><td>38,643</td><td>1,782,078</td><td>158</td><td>5,022</td><td></td></tr> </tbody> </table>	非指定水防管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 所 務 所	堤防延長				河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)	瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	268	尾張	小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	123	尾張	尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	123	尾張	日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	223	尾張	長久手市	長久手市の全域	50,950	0	3,616	54,566	1	126	尾張	東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,809	28,609	0	148	尾張	津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	277	海部	愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	385	海部	弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	321	海部	あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	357	海部	大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部	蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	192	海部	飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部	阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	97	知多	南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,948	76,925	23	406	知多	幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河	新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	928	新城設楽	設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	275	新城設楽	東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	185	新城設楽	豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	59	新城設楽	合計	20 団体	1,709,117	34,318	38,643	1,782,078	158	5,022		<p><b>表2 非指定水防管理団体</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">非指定水防管理団体名</th> <th rowspan="3">管轄区域</th> <th colspan="4">水防区域</th> <th rowspan="3">水こう門 (箇所)</th> <th rowspan="3">水防 (消防) 団員数 (名:現員)</th> <th rowspan="3">所 建 設 所 務 所</th> </tr> <tr> <th colspan="4">堤防延長</th> </tr> <tr> <th>河川(m)</th> <th>海岸(m)</th> <th>ため池(m)</th> <th>計(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>瀬戸市</td><td>瀬戸市の全域</td><td>224,240</td><td>0</td><td>1,197</td><td>225,437</td><td>3</td><td>268</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>小牧市</td><td>小牧市の全域</td><td>28,430</td><td>0</td><td>5,300</td><td>33,730</td><td>32</td><td>139</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>尾張旭市</td><td>尾張旭市の全域</td><td>22,180</td><td>0</td><td>1,668</td><td>23,848</td><td>0</td><td>123</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>日進市</td><td>日進市の全域</td><td>45,900</td><td>0</td><td>6,059</td><td>51,959</td><td>3</td><td>230</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>長久手市</td><td>長久手市の全域</td><td>50,950</td><td>0</td><td>3,616</td><td>54,566</td><td>1</td><td>130</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>東郷町</td><td>東郷町の全域</td><td>24,800</td><td>0</td><td>3,876</td><td>28,676</td><td>0</td><td>141</td><td>尾張</td></tr> <tr><td>津島市</td><td>海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域</td><td>600</td><td>0</td><td>0</td><td>600</td><td>0</td><td>277</td><td>海部</td></tr> <tr><td>愛西市</td><td>同上</td><td>22,754</td><td>0</td><td>0</td><td>22,754</td><td>3</td><td>385</td><td>海部</td></tr> <tr><td>弥富市</td><td>同上</td><td>12,000</td><td>0</td><td>0</td><td>12,000</td><td>6</td><td>324</td><td>海部</td></tr> <tr><td>あま市</td><td>同上</td><td>16,242</td><td>0</td><td>0</td><td>16,242</td><td>15</td><td>357</td><td>海部</td></tr> <tr><td>大治町</td><td>同上</td><td>3,850</td><td>0</td><td>0</td><td>3,850</td><td>14</td><td>243</td><td>海部</td></tr> <tr><td>蟹江町</td><td>同上</td><td>1,200</td><td>0</td><td>0</td><td>1,200</td><td>24</td><td>197</td><td>海部</td></tr> <tr><td>飛島村</td><td>同上</td><td>8,885</td><td>0</td><td>0</td><td>8,885</td><td>5</td><td>139</td><td>海部</td></tr> <tr><td>阿久比町</td><td>阿久比町の全域</td><td>45,590</td><td>0</td><td>3,110</td><td>48,700</td><td>2</td><td>94</td><td>知多</td></tr> <tr><td>南知多町</td><td>南知多町の全域</td><td>38,659</td><td>34,318</td><td>3,948</td><td>76,925</td><td>23</td><td>406</td><td>知多</td></tr> <tr><td>幸田町</td><td>幸田町の全域</td><td>213,237</td><td>0</td><td>5,255</td><td>218,492</td><td>19</td><td>147</td><td>西三河</td></tr> <tr><td>新城市</td><td>新城市の全域</td><td>517,702</td><td>0</td><td>4,681</td><td>522,383</td><td>5</td><td>938</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>設楽町</td><td>設楽町の全域</td><td>102,824</td><td>0</td><td>0</td><td>102,824</td><td>2</td><td>273</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>東栄町</td><td>東栄町の全域</td><td>127,010</td><td>0</td><td>0</td><td>127,010</td><td>1</td><td>188</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>豊根村</td><td>豊根村の全域</td><td>202,064</td><td>0</td><td>0</td><td>202,064</td><td>0</td><td>76</td><td>新城設楽</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20 団体</td><td>1,709,117</td><td>34,318</td><td>38,710</td><td>1,782,145</td><td>158</td><td>4,975</td><td></td></tr> </tbody> </table>	非指定水防管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 所 務 所	堤防延長				河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)	瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	268	尾張	小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張	尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	123	尾張	日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	230	尾張	長久手市	長久手市の全域	50,950	0	3,616	54,566	1	130	尾張	東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	141	尾張	津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	277	海部	愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	385	海部	弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	324	海部	あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	357	海部	大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部	蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部	飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部	阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	94	知多	南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,948	76,925	23	406	知多	幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河	新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	938	新城設楽	設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	273	新城設楽	東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	188	新城設楽	豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	76	新城設楽	合計	20 団体	1,709,117	34,318	38,710	1,782,145	158	4,975		数値の更新
非指定水防管理団体名	管轄区域			水防区域							水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 所 務 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
				堤防延長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	268	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	123	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	123	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	223	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
長久手市	長久手市の全域	50,950	0	3,616	54,566	1	126	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,809	28,609	0	148	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	277	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	385	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	321	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	357	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	192	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	97	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,948	76,925	23	406	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	928	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	275	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	185	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	59	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
合計	20 団体	1,709,117	34,318	38,643	1,782,078	158	5,022																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
非指定水防管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 所 務 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		堤防延長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	268	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	123	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	230	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
長久手市	長久手市の全域	50,950	0	3,616	54,566	1	130	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	141	尾張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	277	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	385	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	324	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	357	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	94	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,948	76,925	23	406	知多																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	938	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	273	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	188	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	76	新城設楽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
合計	20 団体	1,709,117	34,318	38,710	1,782,145	158	4,975																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<p><b>第四章 非常配備</b></p> <p><b>第一節 県の非常配備</b></p>	<p><b>第四章 非常配備</b></p> <p><b>第一節 県の非常配備</b></p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
23	<p><b>1 非常配備の基準</b></p> <p>(1) 第1非常配備</p> <p>ア 次の予警報等のいずれかが発表されたとき(災害対策本部の設置に当たらない場合)。</p> <p>大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、波浪警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波注意報、木曾川中流氾濫注意情報、木曾川下流氾濫注意情報、長良川下流氾濫注意情報、庄内川氾濫注意情報、矢作川氾濫注意情報、豊川及び豊川放水路氾濫注意情報、新川氾濫注意情報、天白川氾濫注意情報、日光川氾濫注意情報</p>	<p><b>1 非常配備の基準</b></p> <p>(1) 第1非常配備</p> <p>ア 次の予警報等のいずれかが発表されたとき(災害対策本部の設置に当たらない場合)。</p> <p>大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、波浪警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波注意報、木曾川中流氾濫注意情報、木曾川下流氾濫注意情報、長良川下流氾濫注意情報、庄内川氾濫注意情報、矢作川氾濫注意情報、豊川及び豊川放水路氾濫注意情報、新川氾濫注意情報、天白川氾濫注意情報、日光川氾濫注意情報</p>	愛知県の組織再編に伴う修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	報、境川・逢妻川氾濫注意情報、竜巻注意情報（本庁防災局のみ） （略）	報、境川・逢妻川氾濫注意情報、竜巻注意情報（本庁防災安全局のみ） （略）	
25	<p><b>2 非常配備員の編成と報告</b></p> <p>各部局長及び地方機関の長は、あらかじめ非常配備の各段階における非常配備員の編成を定めておくものとする。</p> <p>非常配備の編成を行ったときは、速やかにその非常配備員数を防災局長に報告するものとする。</p>	<p><b>2 非常配備員の編成と報告</b></p> <p>各部局長及び地方機関の長は、あらかじめ非常配備の各段階における非常配備員の編成を定めておくものとする。</p> <p>非常配備の編成を行ったときは、速やかにその非常配備員数を防災安全局長に報告するものとする。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
	<b>第五章 重要水防箇所</b>	<b>第五章 重要水防箇所</b>	
33	<p><b>5（1）河川海岸（国土交通省管理区間）</b> （略）</p> <p><b>（2）河川海岸（県管理区間）</b> （略）</p> <p><b>（3）河川海岸（市町村等管理区間）</b> （略）</p> <p><b>（4）ため池</b> （略）</p> <p><b>（5）堤外（堤防の川側）民有地</b> （略）</p> <p>※本案においては、上記の表は省略し、下記の集計表に代える。</p>		重要水防箇所表の更新

	令和元年度		平成30年度		前年度から 削除		今年度新たに 追加		差し引き 増減		
	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	
河	国	627	294	631	301	11	10	7	3	▲4	▲7
	県	325	118	326	118	1	0	0	0	▲1	0
川	市町村	129	83	129	83	0	0	0	0	0	0
	小計	1,081	495	1,086	502	12	10	7	3	▲5	▲7
海岸	17	16	17	16	0	0	0	0	0	0	0
ため池	384	32	374	32	7	1	17	1	10	0	0
合計	1,482	543	1,477	550	19	11	24	4	5	▲7	▲7

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																																	
47	<p>(2) 河川海岸（県管理区間）</p> <p>注）表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をいう。() 書きは、重複箇所及びその延長を示す。</p> <p>位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば7.8k+86mは7,886mのことである。</p> <p>注）重要水防箇所の位置については、<a href="http://www.pref.aichi.jp/kasen/koumoku/jyuyousuiboukasyo/jyuyousuiboukasyo.htm">「あいちの河川と海岸」重要水防箇所</a>（<a href="http://www.pref.aichi.jp/kasen/koumoku/jyuyousuiboukasyo/jyuyousuiboukasyo.htm">http://www.pref.aichi.jp/kasen/koumoku/jyuyousuiboukasyo/jyuyousuiboukasyo.htm</a>）を参照。</p>	<p>(2) 河川海岸（県管理区間）</p> <p>注）表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をいう。() 書きは、重複箇所及びその延長を示す。</p> <p>位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば7.8k+86mは7,886mのことである。</p> <p>注）重要水防箇所の位置については、<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/jyuyousuiboukashozu.htm">「重要水防箇所図」</a>（<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/jyuyousuiboukashozu.htm">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/jyuyousuiboukashozu.htm</a>）を参照。</p>	URLの更新																																	
	<b>第二節 重要工作物</b>	<b>第二節 重要工作物</b>																																		
85	<p><b>1 重要工作物表</b></p> <p>(略)</p> <p>※本案においては、重要工作物の個別表は省略し、下記の集計表に代える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設事務所名</th> <th>尾張</th> <th>一宮</th> <th>海部</th> <th>知多</th> <th>西三河</th> <th>知立</th> <th>豊田加茂</th> <th>新城設楽</th> <th>東三河</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度 箇所数</td> <td>366</td> <td>145</td> <td>130</td> <td>273</td> <td>289</td> <td>178</td> <td>46</td> <td>7</td> <td>384</td> <td>1818</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 箇所数</td> <td>364</td> <td>145</td> <td>130</td> <td>273</td> <td>289</td> <td>176</td> <td>46</td> <td>7</td> <td>379</td> <td>1809</td> </tr> </tbody> </table>	建設事務所名	尾張	一宮	海部	知多	西三河	知立	豊田加茂	新城設楽	東三河	合計	平成30年度 箇所数	366	145	130	273	289	178	46	7	384	1818	令和元年度 箇所数	364	145	130	273	289	176	46	7	379	1809		重要工作物表の更新
建設事務所名	尾張	一宮	海部	知多	西三河	知立	豊田加茂	新城設楽	東三河	合計																										
平成30年度 箇所数	366	145	130	273	289	178	46	7	384	1818																										
令和元年度 箇所数	364	145	130	273	289	176	46	7	379	1809																										
	<b>第六章 水防に関連する予報・警報</b>	<b>第六章 水防に関連する予報・警報</b>																																		
	<b>第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準</b>	<b>第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準</b>																																		
139	<p><b>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等(名古屋地方気象台発表)</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 洪水注意報</p> <p><a href="#">大雨、長雨</a>、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 洪水警報</p> <p><a href="#">大雨、長雨</a>、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害と</p>	<p><b>1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等(名古屋地方気象台発表)</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 洪水注意報</p> <p><a href="#">河川の上流域での降雨</a>や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 洪水警報</p> <p><a href="#">河川の上流域での降雨</a>や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重</p>	表記の整理																																	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p>して、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 高潮特別警報</p> <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</p> <p>(9) 気象情報</p> <p>ア) 「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」</p> <p>(略)</p> <p>イ) 「記録的短時間大雨情報」</p> <p>県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに発表される。</p> <p>発表基準は、1時間雨量100mmである。</p> <p>ウ) 「土砂災害警戒情報」</p> <p><u>愛知県と名古屋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごと(*)に発表される。</u></p> <p>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分かどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</p> <p><u>(*) 豊田市については豊田市西部と豊田市東部に分割(愛知県の二次細分区域)。また、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、知立市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村の市町村を除く。</u></p> <p>エ) 「竜巻注意情報」</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、</p>	<p>大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 高潮特別警報</p> <p>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</p> <p>(9) 気象情報</p> <p>ア) 「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」</p> <p>(略)</p> <p>イ) 「記録的短時間大雨情報」</p> <p><u>愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険度分布で確認することができる。</u></p> <p>発表基準は、1時間雨量100mmである。</p> <p>ウ) 「土砂災害警戒情報」</p> <p>大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。</p> <p>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分かどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</p> <p>(注) 豊田市については豊田市西部と豊田市東部に分割(愛知県</p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																																				
	<p>愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を、愛知県西部と愛知県東部を発表区域としてで発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>(略)</p> <p>・台風等を要因とする特別警報の指標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表し<u>ます</u>。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上と<u>します</u>。</p> </div>	<p>の二次細分区域)。また、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、知立市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村の市町村を除く。</p> <p>エ)「竜巻注意情報」</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から<u>約</u>1時間である。</p> <p>(略)</p> <p>・台風等を要因とする特別警報の指標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表<u>する</u>。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上と<u>する</u>。</p> </div>																																					
142	<p><b>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）</b></p> <p><u>愛知県外海及び伊勢・三河湾の各津波予報区に対しては、</u>気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報、津波予報、津波情報が発表される。</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超</td> <td>10m&lt;高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	<p><b>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）</b></p> <p><u>地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、</u>気象庁から大津波警報等が発表される。</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>津波警報・注意報の種類</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超</td> <td>10m&lt;高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安</td> </tr> <tr> <td>5m&lt;高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m&lt;高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	表記の整理
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																															
		数値での発表	巨大地震の場合の発表																																				
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安																																		
		5m<高さ≤10m	10m																																				
		3m<高さ≤5m	5m																																				
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																		
			数値での発表	巨大地震の場合の発表																																			
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安																																		
		5m<高さ≤10m	10m																																				
		3m<高さ≤5m	5m																																				

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）						変更後（令和元年度）						備考
	える場合					全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	える場合	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い		津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い		
(略)							(略)						
143	(2) 津波情報 (略)						(2) 津波情報 (略)						表記の整理
	<b>最大波の観測値の発表内容</b>						<b>沿岸で観測された津波の最大波の発表内容</b>						
	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容			発表中の津波警報等	発表基準	発表内容					
	大津波警報	観測された津波の高さ>1m	数値で発表			大津波警報	観測された津波の高さ>1m	数値で発表					
		観測された津波の高さ≤1m	「観測中」と発表					観測された津波の高さ≤1m	「観測中」と発表				
	津波警報	観測された津波の高さ≥0.2m	数値で発表			津波警報	観測された津波の高さ≥0.2m	数値で発表					
		観測された津波の高さ<0.2m	「観測中」と発表					観測された津波の高さ<0.2m	「観測中」と発表				
	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）			津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）					

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																																
144	<p><b>最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ &gt; 3m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ &gt; 1m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>（すべて数値で発表）</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<p><b>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ &gt; 3m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ &gt; 1m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>（すべて数値で発表）</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	表記の整理
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																	
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																	
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																	
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																	
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																	
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																																	
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																	
145	<p><b>（3）津波予報</b> 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次表の内容を津波予報で発表する。</p> <p><b>津波予報の発表基準と発表内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき <u>（地震情報に含めて発表）</u></td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u></td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u></td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき <u>（地震情報に含めて発表）</u>	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p><b>（3）津波予報</b> 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次表の内容を津波予報で発表する。</p> <p><b>津波予報の発表基準と発表内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき</td> <td>津波の心配なしの旨を<b>地震情報に含めて発表</b></td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を <b>地震情報に含めて発表</b>	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表													
	発表基準	発表内容																																	
津波予報	津波が予想されないとき <u>（地震情報に含めて発表）</u>	津波の心配なしの旨を発表																																	
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																	
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき <u>（津波に関するその他の情報に含めて発表）</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																	
	発表基準	発表内容																																	
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を <b>地震情報に含めて発表</b>																																	
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																	
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																	
148	<p>（別表2）洪水警報基準</p> <p>平成29年9月7日現在</p>	<p>（別表2）洪水警報基準</p> <p>平成30年10月25日現在</p>	基準の更新																																



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）				変更後（令和元年度）					備考										
	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準(※1)	指定河川洪水予報による基準										
尾張東部	名古屋市	名古屋市	堀川流域=20.2, 荒子川流域=23.2, 地藏川流域=10.6, 香流川流域=14.7, 戸田川流域=6.5, 山崎川流域=13.2, 扇川流域=9.6	堀川流域=(11, 14.2), 荒子川流域=(21, 17.9), 地藏川流域=(11, 9.5), 香流川流域=(11, 14.4), 山崎川流域=(11, 11.1), 扇川流域=(11, 8.6), 庄内川流域=(15, 28.9), 矢田川流域=(11, 23.5), 天白川流域=(13, 11)	庄内川[志段味・枇杷島・瀬古], 愛知県天白川水系 天白川[天白川], 愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	名古屋市	堀川流域=20.2, 荒子川流域=23.2, 地藏川流域=10.6, 香流川流域=14.7, 戸田川流域=6.5, 山崎川流域=13.2, 扇川流域=9.6	堀川流域=(11, 14.2), 荒子川流域=(21, 17.9), 地藏川流域=(11, 9.5), 香流川流域=(11, 14.4), 山崎川流域=(11, 11.1), 扇川流域=(11, 8.6), 庄内川流域=(15, 28.9), 矢田川流域=(11, 23.5), 天白川流域=(13, 11)	木曾川中流[犬山・笠松], 庄内川[志段味・枇杷島・瀬古], 愛知県天白川水系 天白川[天白川], 愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	指定河川洪水予報による基準										
											瀬戸市	水野川流域=13, 矢田川流域=17.3	矢田川流域=(11, 15.5)	庄内川[志段味]	瀬戸市	水野川流域=13, 矢田川流域=17.3	矢田川流域=(11, 15.5)	庄内川[志段味]	指定河川洪水予報による基準	
											春日井市	内津川流域=17, 八田川流域=11.4, 地藏川流域=11.3	内津川流域=(10, 16.8), 八田川流域=(10, 10.2), 地藏川流域=(10, 43.8)	庄内川[志段味]	春日井市	内津川流域=17, 八田川流域=11.4, 地藏川流域=11.3	内津川流域=(10, 16.8), 八田川流域=(10, 10.2), 地藏川流域=(10, 43.8)	庄内川[志段味]	指定河川洪水予報による基準	
											犬山市	五条川流域=17, 合瀬川流域=5.8, 薬師川流域=6.2, 郷瀬川流域=9.3	—	木曾川中流[犬山]	犬山市	五条川流域=17, 合瀬川流域=5.8, 薬師川流域=6.2, 郷瀬川流域=9.3	—	木曾川中流[犬山]	指定河川洪水予報による基準	
											小牧市	大山川流域=16, 合瀬川流域=10, 薬師川流域=8.6	大山川流域=(23, 10.4), 薬師川流域=(17, 6.4)	二	小牧市	大山川流域=16, 合瀬川流域=10, 薬師川流域=8.6	大山川流域=(23, 10.4), 薬師川流域=(17, 6.4)	木曾川中流[犬山]	指定河川洪水予報による基準	
					尾張東部															

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）				変更後（令和元年度）				備考		
		尾張旭市	矢田川流域 =18.9	矢田川流域 = (12, 17.8)	—	尾張旭市	矢田川流域 =18.9	矢田川流域 = (12, 17.8)	—		
		豊明市	正戸川流域 =6.8, 皆瀬川流域=8.6	正戸川流域 = (12, 6.1) <sup>8</sup> , 皆瀬川流域 = (12, 7.7)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉 田・一ツ木逢妻 川]		豊明市	正戸川流域 =6.8, 皆瀬川流域=8.6	正戸川流域 = (12, 6.1) 皆瀬川流域 = (12, 7.7)		愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉 田・一ツ木逢妻 川]
		日進市	天白川流域=8.6	天白川流域 = (9, 7.7)	—		日進市	天白川流域=8.6	天白川流域 = (9, 7.7)		—
		長久手市	香流川流域=8.5	—	—		長久手市	香流川流域=8.5	—		—
		東郷町	境川流域=13.6	—	—		東郷町	境川流域=13.6	—		—
	尾張西部	一宮市	五条川流域 =20.3, 青木川流域 =10.9, 大江用水流域 =11.4, 光堂川流域 =4.1, 野府川流域=4.6	五条川流域 = (18, 18.1), 青木川流域 = (14, 7.3), 大江用水流域= (10, 10.2), 光堂川流域 = (10, 3.5), 野府川流域 = (10, 4.1), 日光川流域 = (10, 14.2)	木曾川中流[犬 山・笠松], 愛知県日光川水 系 日光川[戸 苺・古瀬]		一宮市	五条川流域 =20.3, 青木川流域 =10.9, 大江用水流域 =11.4, 光堂川流域 =4.1, 野府川流域=4.6	五条川流域 = (18, 18.1), 青木川流域 = (14, 7.3), 大江用水流域= (10, 10.2), 光堂川流域 = (10, 3.5), 野府川流域 = (10, 4.1), 日光川流域 = (10, 14.2)	木曾川中流[犬 山・笠松], 愛知県日光川水 系 日光川[戸 苺・古瀬]	
		津島市	善太川流域=8.4	日光川流域 = (10, 23.2)	木曾川中流[笠 松], 木曾川下流[木 曾成戸], 愛知県日光川水 系 日光川[戸 苺・古瀬]		津島市	善太川流域=8.4	日光川流域 = (10, 23.2)	木曾川中流[犬 山・笠松], 木曾川下流[木 曾成戸], 愛知県日光川水 系 日光川[戸 苺・古瀬]	
		江南市	五条川流域 =18.4, 青木川流域=8, 日光川流域=4.1	青木川流域 = (8, 7.2), 日光川 流域=(8, 4)	木曾川中流[犬 山]		江南市	五条川流域 =18.4, 青木川流域=8, 日光川流域=4.1	青木川流域 = (8, 7.2), 日光川流域 = (8, 4)	木曾川中流[犬 山・笠松]	
		稲沢市	青木川流域 =16.2, 大江用水流域 =12.6,	青木川流域 = (14, 10.9), 三宅川流域 = (8, 6.3),	木曾川中流[笠 松].		稲沢市	青木川流域 =16.2, 大江用水流域 =12.6,	青木川流域 = (14, 10.9), 三宅川流域 = (8, 6.3),	木曾川中流[犬 山・笠松].	



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）				変更後（令和元年度）				備考					
		三宅川流域 =7.1, 領内川流域 =7.1, 福田川流域 =10.6	領内川流域 = (8, 5.7), 福田川流域 = (8, 9.6), 日光川流域 = (18, 19.1)	木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸荇・古瀬]	岩倉市	五条川流域 =12.4	五条川流域 = (22, 11.1)	—	岩倉市	五条川流域 =12.4	五条川流域 = (22, 11.1)	—	木曾川中流[犬山]	
愛西市	善太川流域 =10.6, 領内川流域=11	—	木曾川中流 [笠松], 木曾川下流 [木曾成戸], 長良川下流 [長良成戸], 愛知県日光川水系 日光川 [戸荇・古瀬]	愛西市	善太川流域 =10.6, 領内川流域=11	—	—	愛西市	善太川流域 =10.6, 領内川流域=11	—	—	木曾川中流[犬山・笠松], 木曾川下流[木曾成戸], 長良川下流[長良成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸荇・古瀬]		
清須市	五条川流域 =26.2	新川流域=(8, 29.2)	庄内川 [志段味・枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]	清須市	五条川流域 =26.2	新川流域=(8, 29.2)	—	清須市	五条川流域 =26.2	新川流域=(8, 29.2)	—	木曾川中流[犬山・笠松], 庄内川[志段味・枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]		
北名古屋市	五条川流域 =13.5, 水場川流域 =7.4, 合瀬川流域 =11.6	五条川流域 = (22, 12), 合瀬川流域 = (10, 10.3), 新川流域=(10, 26.1)	庄内川 [志段味・枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]	北名古屋市	五条川流域 =13.5, 水場川流域 =7.4, 合瀬川流域 =11.6	五条川流域 = (22, 12), 合瀬川流域 = (10, 10.3), 新川流域=(10, 26.1)	—	北名古屋市	五条川流域 =13.5, 水場川流域 =6.3, 合瀬川流域 =11.6	五条川流域 = (22, 12), 合瀬川流域 = (10, 10.3), 新川流域=(10, 26.1)	—	木曾川中流[犬山・笠松], 庄内川[志段味・枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]		
弥富市	善太川流域 =10.1, 筏川流域=12	—	木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川 [戸荇・古瀬]	弥富市	善太川流域 =10.1, 筏川流域=12	—	—	弥富市	善太川流域 =10.1, 筏川流域=12	—	—	木曾川中流[犬山・笠松],		

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）				変更後（令和元年度）				備考
	あま市		五条川流域=24.7, 蟹江川流域=13.6, 福田川流域=12.1	蟹江川流域=(10, 13.1), 福田川流域=(10, 10.8), 新川流域=(10, 34.4)	庄内川[志段味・枇杷島], 愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]				木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬]
		豊山町	大山川流域=21.5	—	庄内川[志段味],	あま市	五条川流域=24.7, 蟹江川流域=13.6, 福田川流域=12.1	蟹江川流域=(10, 13.1), 福田川流域=(10, 10.8), 新川流域=(10, 34.4)	<u>木曾川中流[犬山・笠松]</u> , 庄内川[志段味・枇杷島], 愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
		大口町	五条川流域=17.6	五条川流域=(10, 15.8)	—				庄内川[志段味], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
		扶桑町	青木川流域=5.5	青木川流域=(8, 4.9)	木曾川中流[犬山]	豊山町	大山川流域=21.5	—	庄内川[志段味], <u>愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]</u>
		大治町	福田川流域=13	福田川流域=(10, 11.6), 新川流域=(10, 34.3)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	大口町	五条川流域=17.6	五条川流域=(10, 15.8)	<u>木曾川中流[犬山]</u>
		蟹江町	蟹江川流域=14.4, 福田川流域=14.9	蟹江川流域=(10, 13.5)	木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬]	扶桑町	青木川流域=5.5	青木川流域=(8, 4.9)	木曾川中流[犬山]
		飛島村	—	—	愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬]	大治町	福田川流域=13	福田川流域=(10, 11.6), 新川流域=(10, 34.3)	<u>木曾川中流[犬山・笠松]</u> , 庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
知多地域		半田市	阿久比川流域=18.8, 神戸川流域=10	阿久比川流域=(12, 7.8), 神戸川流域=(12, 9.3)	—	蟹江町	蟹江川流域=14.4, 福田川流域=	蟹江川流域=(10, 13.5)	<u>木曾川中流[犬山・笠松]</u>

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）				変更後（令和元年度）				備考
	常滑市	稲早川流域=7.2, 矢田川流域=12.4, 前山川流域=8.4	稲早川流域=(11, 6.4), 矢田川流域=(11, 8.7), 前山川流域=(11, 8.4)	—			=14.9		木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬], <u>愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]</u>
	東海市	大田川流域=10.2	大田川流域=(10, 9.1)	愛知県天白川水系 天白川[天白川]		飛島村		—	<u>木曾川中流[犬山・笠松]</u> , 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
	大府市	五ヶ村川流域=9.3, <u>石ヶ瀬川(鞍流瀨川)</u> 流域=12.6, 皆瀬川流域=10.2, 石ヶ瀬川流域=7.2	五ヶ村川流域=(12, 9.1), 石ヶ瀬川(鞍流瀨川)流域=(12, 11.3), 皆瀬川流域=(12, 9.1), 石ヶ瀬川流域=(12, 6.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]		半田市	阿久比川流域=18.8, 神戸川流域=10	阿久比川流域=(12, 7.8), 神戸川流域=(12, 9.3)	—
	知多市	信濃川流域=7.4	信濃川流域=(12, 6.6)	—		常滑市	稲早川流域=7.2, 矢田川流域=12.4, 前山川流域=8.4	稲早川流域=(11, 6.4), 矢田川流域=(11, 8.7), 前山川流域=(11, 8.4)	—
	阿久比町	阿久比川流域=10.5	阿久比川流域=(12, 9.5)	—		東海市	大田川流域=10.2	大田川流域=(10, 9.1)	愛知県天白川水系 天白川[天白川]
	東浦町	五ヶ村川流域=21, 明德寺川流域=8.8, 石ヶ瀬川流域=13.4	五ヶ村川流域=(12, 17.9), 石ヶ瀬川流域=(12, 12)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]	知多地域	大府市	五ヶ村川流域=9.3, <u>鞍流瀨川</u> 流域=12.6, 皆瀬川流域=10.2,	五ヶ村川流域=(12, 9.1), 鞍流瀨川流域=(12, 11.3), 皆瀬川流域=(12, 9.1),	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	南知多町	内海川流域=12	—	—					
	美浜町	稲早川流域=9.8	—	—					
	武豊町	堀川流域=10.1	堀川流域=(12, 9.4)	—					

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）				変更後（令和元年度）				備考				
西三河南部	岡崎市	広田川流域=21.1, 鹿乗川流域=7.5, 乙川流域=28.5, 占部川流域=10.4, 砂川流域=4, 伊賀川流域=5	広田川流域=(9, 20.1), 鹿乗川流域=(9, 5.1), 乙川流域=(15, 25.6), 占部川流域=(9, 8.6), 砂川流域=(19, 3.6), 伊賀川流域=(9, 3.7), 矢作川流域=(9, 78.8)	矢作川[高橋・岩津]	知多市	石ヶ瀬川流域=7.2	石ヶ瀬川流域=(12, 6.4)						
						阿久比町	信濃川流域=7.4	信濃川流域=(12, 6.6)		—			
						東浦町	阿久比川流域=10.5	阿久比川流域=(12, 9.5)		—			
						南知多町	五ヶ村川流域=21, 明德寺川流域=8.8, 石ヶ瀬川流域=13.4	五ヶ村川流域=(12, 17.9), 石ヶ瀬川流域=(12, 12)		愛知県境川水系境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]			
						美浜町	内海川流域=12	—		—			
						武豊町	稲早川流域=9.8	—		—			
	刈谷市	猿渡川流域=16.7, 発抗川流域=8.3	発抗川流域=(12, 8.2), 境川流域=(12, 23.9)	矢作川[高橋・岩津] 愛知県境川水系境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]	岡崎市	広田川流域=21.1, 鹿乗川流域=7.5, 乙川流域=28.5, 占部川流域=10.4, 砂川流域=4, 伊賀川流域=5	広田川流域=(9, 20.1), 鹿乗川流域=(9, 5.1), 乙川流域=(15, 25.6), 占部川流域=(9, 8.6), 砂川流域=(19, 3.6), 伊賀川流域=(9, 3.7), 矢作川流域=(9, 78.8)	矢作川[高橋・岩津]					
										安城市	鹿乗川流域=12.4, 西鹿乗川流域=8.1, 猿渡川流域=12.8, 長田川流域=11.4, 半場川流域=6.3	鹿乗川流域=(11, 11.1), 西鹿乗川流域=(11, 7.4), 長田川流域=(13, 6.2)	矢作川[高橋・岩津・米津]
										碧南市	蜷川流域=4.9, 長田川流域=12.1	蜷川流域=(11, 4.4), 長田川流域=(13, 6.6)	矢作川[岩津・米津]
	刈谷市	猿渡川流域=16.7, 発抗川流域=8.3	発抗川流域=(12, 8.2), 境川流域=(12, 23.9)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系境川・逢妻川[泉]									

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）				変更後（令和元年度）				備考			
		知立市	猿渡川流域=12	猿渡川流域=(12, 10.8), 逢妻川流域=(12, 21.7)	矢作川[高橋・岩津] 愛知県境川水系境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]	安城市	鹿乗川流域=12.4, 西鹿乗川流域=8.1, 猿渡川流域=12.8, 長田川流域=11.4, 半場川流域=6.3	鹿乗川流域=(11, 11.1), 西鹿乗川流域=(11, 7.4), 長田川流域=(13, 6.2)	田・一ツ木逢妻川] 矢作川[高橋・岩津・米津]			
		高浜市	高浜川流域=5.8	高浜川流域=(11, 5.2)	矢作川[岩津・米津]		矢作古川流域=5, 北浜川流域=10.6, 広田川流域=23.9, 矢崎川流域=8.7, 朝鮮川流域=6.7	北浜川流域=(8, 7.2), 矢崎川流域=(8, 7.3)	矢作川[岩津・米津]			
		幸田町	広田川(永野)流域=21, 須美川流域=4, 広田川(町役場付近)流域=10.2, 相見川流域=9.8	須美川流域=(10, 3.7), 広田川(町役場付近)=(10, 9.1), 相見川流域=(10, 8.8)	矢作川[岩津]		知立市	猿渡川流域=12	猿渡川流域=(12, 10.8), 逢妻川流域=(12, 21.7)	矢作川[高橋・岩津] 愛知県境川水系境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]		
	西三河北西部	豊田市西部(※1)	家下川流域=8.2, 巴川流域=40.2, 安永川流域=4.8, 加納川流域=6.5, 猿渡川流域=8.1, 逢妻男川流域=11.7, 逢妻女川流域=16.1	家下川流域=(10, 7.3), 巴川流域=(10, 36.1), 安永川流域=(10, 4.8), 加納川流域=(10, 5.8), 逢妻男川流域=(10, 11.2), 逢妻女川流域=(10, 15.7), 矢作川流域=(10, 58.5)	高浜市	稗田川流域=5.8					稗田川流域=(11, 5.2)	矢作川[岩津・米津]
		みよし市	境川流域=12.5	—								
	西三河北東部	豊田市東部(※2)	矢作川流域=53.1, 名倉川流域=20.8, 巴川流域=40.2, 阿摺川流域=13.7, 大桑川流域=12.4	矢作川流域=(11, 47.7), 阿摺川流域=(11, 12.2), 大桑川流域=(11, 11.1)	—	西三河北西部					豊田市西部(※2)	家下川流域=8.2, 巴川流域=40.2, 安永川流域=4.8, 加納川流域=6.5,

愛知県水防計画

頁	変更前 (平成 30 年度)				変更後 (令和元年度)				備考	
	東三河北部	新城市	宇連川流域=31.2, 当貝津川流域=16.9, 海老川流域=18, 巴川(豊川水系)流域=15.5, 巴川(矢作川流域)=19.8	—	豊川及び豊川放水路[石田]	みよし市	猿渡川流域=8.1, 逢妻男川流域=11.7, 逢妻女川流域=16.1	(10, 5.8), 逢妻男川流域=(10, 11.2), 逢妻女川流域=(10, 15.7), 矢作川流域=(10, 58.5)	田・一ツ木逢妻川]	
			油戸川流域=11.1, 当貝津川流域=19.6, 豊川流域=33.3, 名倉川流域=9.6	—	—		境川流域=12.5	—	—	
		設楽町	—	—	西三河北東部	豊田市東部 (※3)	矢作川流域=53.1, 名倉川流域=20.8, 巴川流域=33.2, 阿摺川流域=13.7, 大桑川流域=12.4	矢作川流域=(11, 47.7), 阿摺川流域=(11, 12.2), 大桑川流域=(11, 11.1)	—	
		東栄町	大千瀬川流域=29.7	—			—	—	—	
	豊根村	大入川流域=22.7, 古真立川流域=14.2	—	—	東三河北部	新城市	宇連川流域=31.2, 当貝津川流域=16.9, 海老川流域=18, 巴川(豊川水系)流域=15.5, 巴川(矢作川流域)=19.8	—	豊川及び豊川放水路[石田]	
	豊橋市	神田川流域=10.7, 間川流域=6.6, 柳生川流域=7.5, 梅田川流域=12.8, 紙田川流域=9.5, 内張川流域=5.4	間川流域=(12, 5.9), 柳生川流域=(12, 6.7), 梅田川流域=(12, 9.4), 内張川流域=(12, 4.8), 豊川流域=(16, 45.3)	豊川及び豊川放水路 [石田・当古・放水路第1]			大入川流域=11.1, 当貝津川流域=19.6, 豊川流域=33.3, 名倉川流域=9.6	—	—	
	豊川市	佐奈川流域=13.3, 白川流域=10.5, 音羽川流域=12.6	—	豊川及び豊川放水路 [石田・当古・放水路第1]		東栄町	大千瀬川流域=29.7	—	—	
	蒲郡市	西田川流域=8.7, 落合川流域=7.5	—	—		豊根村	大入川流域=22.7, 古真立川流域=14.2	—	—	
	田原市	汐川流域=16.8, 新堀川流域=6.8, 免々田川流域=6.2	汐川流域=(12, 15.1), 天白川流域=(12, 6.3)	—		東三河南部	豊橋市	神田川流域=10.7, 間川流域=6.6, 柳生川流域=	間川流域=(12, 5.9), 柳生川流域=(12, 6.7),	豊川及び豊川放水路

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）				変更後（令和元年度）				備考
			天白川流域=6.7			=7.5, 梅田川流域 =12.8, 紙田川流域 =9.5, 内張川流域=5.4	梅田川流域= (12, 9.4), 内張川流域= (12, 4.8), 豊川流域=(16, 45.3)	[石田・当古・放 水路第1]	
	<p>(※1) 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く (※2) 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る</p>								
					豊川市	佐奈川流域 =13.3, 白川流域=10.5, 音羽川流域 =12.6	—	豊川及び豊川放 水路 [石田・当古・放 水路第1]	
					蒲郡市	西田川流域 =8.7, 落合川流域=7.5	—	—	
					田原市	汐川流域=16.8, 新堀川流域 =6.8, 免々田川流域 =6.2, 天白川流域=6.7	汐川流域=(12, 15.1), 天白川流域= (12, 6.3)	—	
					<p>(※1) 複合基準は、(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる 基準値を表す。 (※2) 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く (※3) 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る</p>				
155	(別表4) 洪水注意報基準  平成29年7月7日現在				(別表4) 洪水注意報基準  平成30年5月30日現在				基準の更新

愛知県水防計画

	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基 準	複合基準	指定河川洪水予 報による基準	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基 準	複合基準(※1)	指定河川洪水予 報による基準	
尾張東部	名古屋市		堀川流域=16.2, 荒子川流域 =18.5, 地藏川流域 =8.4, 香流川流域 =11.8, 戸田川流域 =5.2, 山崎川流域 =10.5, 扇川流域=7.6	堀川流域=(11, 12.8), 荒子川流域= (7, 16.1), 地藏川流域= (7, 8.2), 香流川流域= (7, 11.8), 戸田川流域= (13, 2.6), 山崎川流域= (11, 5.9), 扇川流域=(7, 7.6), 庄内川流域= (7, 17.6), 新川流域=(7, 19.6), 矢田川流域= (11, 17.3), 天白川流域= (13, 9.9), 日光川流域= (7, 24.1)	庄内川[志段味・ 枇杷島・瀬古], 愛知県天白川水 系 天白川[天白 川], 愛知県日光川水 系 日光川[戸 苅・古瀬], 愛知県庄内川水 系 新川[水場川 外水位]	尾張東部	名古屋市		堀川流域=16.2, 荒子川流域 =18.5, 地藏川流域 =8.4, 香流川流域 =11.8, 戸田川流域 =5.2, 山崎川流域 =10.5, 扇川流域=7.6	堀川流域=(11, 12.8), 荒子川流域= (7, 16.1), 地藏川流域= (7, 8.2), 香流川流域= (7, 11.8), 戸田川流域= (13, 2.6), 山崎川流域= (11, 5.9), 扇川流域=(7, 7.6), 庄内川流域= (7, 17.6), 新川流域=(7, 19.6), 矢田川流域= (11, 17.3), 天白川流域= (13, 9.9), 日光川流域= (7, 24.1)	庄内川[志段味・ 枇杷島・瀬古], 愛知県天白川水 系 天白川[天白 川], 愛知県日光川水 系 日光川[戸 苅・古瀬], 愛知県庄内川水 系 新川[水場川 外水位]
		瀬戸市	水野川流域 =10.4, 矢田川流域 =13.8	水野川流域= (7, 10.4), 矢田川流域= (7, 13.8), 庄内川流域= (7, 37)	庄内川[志段味]			瀬戸市	水野川流域 =10.4, 矢田川流域 =13.8	水野川流域= (7, 10.4), 矢田川流域= (7, 13.8), 庄内川流域= (7, 37)	庄内川[志段味]
		春日井市	内津川流域 =13.6, 八田川流域 =9.1, 地藏川流域=9	内津川流域= (10, 10.9), 八田川流域= (6, 8.7), 地藏川流域= (6, 6.4), 庄内川流域= (8, 19.2)	庄内川[志段味]			春日井市	内津川流域 =13.6, 八田川流域 =9.1, 地藏川流域=9	内津川流域= (10, 10.9), 八田川流域= (6, 8.7), 地藏川流域= (6, 6.4), 庄内川流域= (8, 19.2)	庄内川[志段味]
		犬山市	五条川流域 =13.6, 合瀬川流域 =4.6,	五条川流域= (7, 13.6), 合瀬川流域= (7, 4.6),	木曾川中流[犬 山]			犬山市	五条川流域 =13.6, 合瀬川流域 =4.6,	五条川流域= (7, 13.6), 合瀬川流域= (7, 4.6),	木曾川中流[犬 山]



愛知県水防計画

尾張西部		薬師川流域=4.9, 郷瀬川流域=7.4	薬師川流域=(7, 4.9), 郷瀬川流域=(7, 7.4), 木曾川流域=(7, 67.6)				薬師川流域=4.9, 郷瀬川流域=7.4	薬師川流域=(7, 4.9), 郷瀬川流域=(7, 7.4), 木曾川流域=(7, 67.6)	
	小牧市	大山川流域=12.8, 合瀬川流域=8, 薬師川流域=6.8	大山川流域=(6, 9.4), 合瀬川流域=(10, 6.4), 薬師川流域=(6, 5.8)	—		小牧市	大山川流域=12.8, 合瀬川流域=8, 薬師川流域=6.8	大山川流域=(6, 9.4), 合瀬川流域=(10, 6.4), 薬師川流域=(6, 5.8)	—
	尾張旭市	矢田川流域=15.1	矢田川流域=(7, 15.1)	—		尾張旭市	矢田川流域=15.1	矢田川流域=(7, 15.1)	—
	豊明市	正戸川流域=5.4, 皆瀬川流域=6.8	正戸川流域=(7, 5.4), 皆瀬川流域=(7, 4.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]		豊明市	正戸川流域=5.4, 皆瀬川流域=6.8	正戸川流域=(7, 5.4), 皆瀬川流域=(7, 4.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	日進市	天白川流域=6.8	天白川流域=(6, 6.8)	—		日進市	天白川流域=6.8	天白川流域=(6, 6.8)	—
	長久手市	香流川流域=6.8	香流川流域=(7, 6.8)	—		長久手市	香流川流域=6.8	香流川流域=(7, 6.8)	—
	東郷町	境川流域=10.9	境川流域=(7, 10.6)	—		東郷町	境川流域=10.9	境川流域=(7, 10.6)	—
	一宮市	五条川流域=12.8, 青木川流域=5.7, 大江用水流域=9.1, 光堂川流域=3.2, 野府川流域=3.6	五条川流域=(10, 12.8), 青木川流域=(10, 5.7), 大江用水流域=(8, 5.5), 光堂川流域=(6, 2), 野府川流域=(6, 3), 木曾川流域=(6, 86), 日光川流域=(10, 8)	木曾川中流[犬山・笠松], 愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬]		一宮市	五条川流域=12.8, 青木川流域=5.7, 大江用水流域=9.1, 光堂川流域=3.2, 野府川流域=3.6	五条川流域=(10, 12.8), 青木川流域=(10, 5.7), 大江用水流域=(8, 5.5), 光堂川流域=(6, 2), 野府川流域=(6, 3), 木曾川流域=(6, 86), 日光川流域=(10, 8)	木曾川中流[犬山・笠松], 愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬]
	津島市	善太川流域=6.7	善太川流域=(10, 5.4), 日光川流域=(10, 16.5)	愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬]		津島市	善太川流域=6.7	善太川流域=(10, 5.4), 日光川流域=(10, 16.5)	愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬]
	江南市	五条川流域=14.7, 青木川流域=6.4, 日光川	五条川流域=(9, 11.8), 青木川流域=	木曾川中流[犬山]					

愛知県水防計画

		流域=3.2	(5, 5), 日光川流域= (8, 1.7)						
	稲沢市	青木川流域 =11.8, 大江用水流域 =10.1, 三宅川流域 =5.6, 領内川流域 =5.6, 福田川流域=8.5	青木川流域= (10, 9.4), 三宅川流域=(5, 3.7), 領内川流域= (8, 4.5), 福田川流域=(5, 5.3), 日光川流域= (5, 17)	木曾川中流[笠 松], 愛知県日光川水 系 日光川[戸 荇・古瀬]					
	岩倉市	五条川流域=9.9	五条川流域= (10, 7.9)	—					
	愛西市	善太川流域 =8.5, 領内川流域=8.8	善太川流域= (6, 5.9), 領内川流域= (6, 8.8), 日光川流域= (10, 15.8)	木曾川中流[笠 松], 木曾川下流[木 曾成戸], 長良川下流[長 良成戸], 愛知県日光川水 系 日光川[戸 荇・古瀬]					
	清須市	五条川流域=21	五条川流域= (9, 16.9), 新川流域=(8, 19.5)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水 系 新川[水場川 外水位]					
	北名古屋市	五条川流域 =10.7, 水場川流 域=5.2, 合瀬川 流域=9.2	五条川流域= (10, 8.6), 合瀬川流域= (10, 7.4), 新川流域=(6, 22.2)	愛知県庄内川水 系 新川[水場川 外水位]					
	弥富市	善太川流域 =8.1, 筏川流域=9.6	善太川流域= (6, 5.6), 筏川流域=(6, 9.6), 日光川流域= (6, 17.8)	木曾川下流[木 曾成戸], 愛知県日光川水 系 日光川[戸 荇・古瀬]					
	江南市	五条川流域 =14.7, 青木川流域 =6.4, 日光川流域=3.2	五条川流域= (9, 11.8), 青木川流域= (5, 5), 日光川流域= (8, 1.7)	木曾川中流[犬 山]					
	稲沢市	青木川流域 =11.8, 大江用水流域 =10.1, 三宅川流域 =5.6, 領内川流域 =5.6, 福田川流域=8.5	青木川流域= (10, 9.4), 三宅川流域=(5, 3.7), 領内川流域= (8, 4.5), 福田川流域=(5, 5.3), 日光川流域= (5, 17)	木曾川中流[笠 松], 愛知県日光川水 系 日光川[戸 荇・古瀬]					
	岩倉市	五条川流域=9.9	五条川流域= (10, 7.9)	—					
	愛西市	善太川流域 =8.5, 領内川流域=8.8	善太川流域= (6, 5.9), 領内川流域= (6, 8.8), 日光川流域= (10, 15.8)	木曾川中流[笠 松], 木曾川下流[木 曾成戸], 長良川下流[長 良成戸], 愛知県日光川水 系 日光川[戸 荇・古瀬]					
	清須市	五条川流域=21	五条川流域= (9, 16.9), 新川流域=(8, 19.5)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水 系 新川[水場川 外水位]					
	北名古屋市	五条川流域 =10.7, 水場川流 域=5.2, 合瀬川 流域=9.2	五条川流域= (10, 8.6), 合瀬川流域= (10, 7.4), 新川流域=(6, 22.2)	愛知県庄内川水 系 新川[水場川 外水位]					
	弥富市	善太川流域 =8.1, 筏川流域=9.6	善太川流域= (6, 5.6), 筏川流域=(6, 9.6), 日光川流域= (6, 17.8)	木曾川下流[木 曾成戸], 愛知県日光川水 系 日光川[戸 荇・古瀬]					

愛知県水防計画

知多地域	あま市	五条川流域=19.7, 蟹江川流域=10.9, 福田川流域=9.6	五条川流域=(9, 15.8), 蟹江川流域=(6, 8.6), 福田川流域=(6, 8.2), 新川流域=(6, 28.1)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	(6, 17.8)	愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]			
		豊山町	大山川流域=17.2	大山川流域=(10, 13.8)	—	五条川流域=19.7, 蟹江川流域=10.9, 福田川流域=9.6	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]		
		大口町	五条川流域=14	五条川流域=(10, 11.2)	—	豊山町	大山川流域=17.2	大山川流域=(10, 13.8)	
		扶桑町	青木川流域=3.5	青木川流域=(5, 3.5)	木曾川中流[犬山]	大口町	五条川流域=14	五条川流域=(10, 11.2)	
		大治町	福田川流域=10.3	福田川流域=(6, 8.8), 庄内川流域=(6, 25.4), 新川流域=(6, 27)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	扶桑町	青木川流域=3.3	青木川流域=(5, 3.3)	木曾川中流[犬山]
		蟹江町	福田川流域=8.1, 蟹江川流域=10.4	蟹江川流域=(10, 8.1)	愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]	大治町	福田川流域=10.3	福田川流域=(6, 8.8), 庄内川流域=(6, 25.4), 新川流域=(6, 27)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
		飛島村		日光川流域=(6, 28.6)	愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]	蟹江町	福田川流域=8.1, 蟹江川流域=10.4	蟹江川流域=(10, 8.1)	愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
	半田市	阿久比川流域=15, 神戸川流域=8	阿久比川流域=(8, 13.2), 神戸川流域=(8, 7.1)	—	飛島村		日光川流域=(6, 28.6)	愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]	
		常滑市	稲早川流域=5.7, 矢田川流域=9.9, 前山川流域=6.7	稲早川流域=(11, 4.6), 矢田川流域=(7, 7.8), 前山川流域=(7, 6.7)	—	知多地域		阿久比川流域=15, 神戸川流域=8	阿久比川流域=(8, 13.2), 神戸川流域=(8, 7.1)

愛知県水防計画

	東海市	大田川流域=8.1	大田川流域=(6, 8.1)	愛知県天白川水系 天白川[天白川]			(7, 6.7)		
	大府市	五ヶ村川流域=7.4, 石ヶ瀬川(鞍流瀨川)流域=10, 皆瀨川流域=8.1, 石ヶ瀬川流域=5.7	五ヶ村川流域=(8, 7.4), 石ヶ瀬川(鞍流瀨川)流域=(8, 10), 皆瀨川流域=(8, 8.1), 石ヶ瀬川流域=(8, 5.7) 境川流域=(13, 17.3)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]		東海市	大田川流域=8.1	大田川流域=(6, 8.1)	愛知県天白川水系 天白川[天白川]
	知多市	信濃川流域=5.9	信濃川流域=(7, 5.9)	—		大府市	五ヶ村川流域=7.4, 鞍流瀨川流域=10, 皆瀨川流域=8.1, 石ヶ瀬川流域=5.7	五ヶ村川流域=(8, 7.4), 鞍流瀨川流域=(8, 10), 皆瀨川流域=(8, 8.1), 石ヶ瀬川流域=(8, 5.7) 境川流域=(13, 17.3)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	阿久比町	阿久比川流域=8.4	阿久比川流域=(7, 8.4)	—		知多市	信濃川流域=5.9	信濃川流域=(7, 5.9)	—
	東浦町	五ヶ村川流域=14.7, 明德寺川流域=7, 石ヶ瀬川流域=10.6	五ヶ村川流域=(8, 14.7), 明德寺川流域=(8, 7), 石ヶ瀬川流域=(8, 10.6)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]		阿久比町	阿久比川流域=8.4	阿久比川流域=(7, 8.4)	—
	南知多町	内海川流域=8.4	—	—		東浦町	五ヶ村川流域=14.7, 明德寺川流域=7, 石ヶ瀬川流域=10.6	五ヶ村川流域=(8, 14.7), 明德寺川流域=(8, 7), 石ヶ瀬川流域=(8, 10.6)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	美浜町	稲早川流域=7.8	稲早川流域=(7, 7.8)	—		南知多町	内海川流域=8.4	—	—
	武豊町	堀川流域=8.1	堀川流域=(7, 7.1)	—		美浜町	稲早川流域=7.8	稲早川流域=(7, 7.8)	—
	岡崎市	広田川流域=16.9, 鹿乗川流域=6, 乙川流域=22.8, 占部川流域=8.3, 砂川流域=3.2, 伊賀川流域=4	広田川流域=(6, 16.9), 鹿乗川流域=(8, 3.3), 乙川流域=(10, 18.2), 占部川流域=(6, 7.7),	矢作川[高橋・岩津]		武豊町	堀川流域=8.1	堀川流域=(7, 7.1)	—
西三河南部	岡崎市	広田川流域=16.9, 鹿乗川流域=6, 乙川流域=22.8, 占部川流域=8.3, 砂川流域=3.2, 伊賀川流域=4	広田川流域=(6, 16.9), 鹿乗川流域=(8, 3.3), 乙川流域=(10, 18.2), 占部川流域=(6, 7.7),	矢作川[高橋・岩津]		西三河南部	岡崎市	広田川流域=16.9, 鹿乗川流域=6, 乙川流域=22.8, 占部川流域=8.3, 砂川流域=3.2,	広田川流域=(6, 16.9), 鹿乗川流域=(8, 3.3), 乙川流域=(10, 18.2), 占部川流域=

愛知県水防計画

			砂川流域=(10, 2.6), 伊賀川流域=(6, 3.3), 矢作川流域=(9, 70)			伊賀川流域=4 (6, 7.7), 砂川流域=(10, 2.6), 伊賀川流域=(6, 3.3), 矢作川流域=(9, 70)		
	碧南市	蜷川流域=3.9, 長田川流域=9.6	蜷川流域=(7, 3.7), 長田川流域=(9, 5.9)	矢作川[米津]	碧南市	蜷川流域=3.9, 長田川流域=9.6	蜷川流域=(7, 3.7), 長田川流域=(9, 5.9)	矢作川[米津]
	刈谷市	猿渡川流域=13.3, 発抗川流域=6.6	猿渡川流域=(8, 12.9), 発抗川流域=(8, 5.3), 境川流域=(8, 16.8), 逢妻川流域=(8, 15.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉 田・一ツ木逢妻 川]	刈谷市	猿渡川流域=13.3, 発抗川流域=6.6	猿渡川流域=(8, 12.9), 発抗川流域=(8, 5.3), 境川流域=(8, 16.8), 逢妻川流域=(8, 15.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉 田・一ツ木逢妻 川]
	安城市	鹿乗川流域=9.9, 西鹿乗川流域=6.4, 猿渡川流域=10.2, 長田川流域=9, 半場川流域=5	鹿乗川流域=(7, 7.7), 西鹿乗川流域=(11, 5.2), 猿渡川流域=(7, 10.2), 長田川流域=(9, 5.5), 半場川流域=(7, 4.6), 矢作川流域=(11, 47.6)	矢作川[岩津]	安城市	鹿乗川流域=9.9, 西鹿乗川流域=6.4, 猿渡川流域=10.2, 長田川流域=9, 半場川流域=5	鹿乗川流域=(7, 7.7), 西鹿乗川流域=(11, 5.2), 猿渡川流域=(7, 10.2), 長田川流域=(9, 5.5), 半場川流域=(7, 4.6), 矢作川流域=(11, 47.6)	矢作川[岩津]
	西尾市	矢作古川流域=4, 北浜川流域=8.4, 広田川流域=19.1, 矢崎川流域=6.9, 朝鮮川流域=5.3	北浜川流域=(5, 6.5), 矢崎川流域=(5, 6.6), 矢作川流域=(5, 74.8)	矢作川[岩津・米津]	西尾市	矢作古川流域=4, 北浜川流域=8.4, 広田川流域=19.1, 矢崎川流域=6.9, 朝鮮川流域=5.3	北浜川流域=(5, 6.5), 矢崎川流域=(5, 6.6), 矢作川流域=(5, 74.8)	矢作川[岩津・米津]
	知立市	猿渡川流域=9.6	猿渡川流域=(8, 9.6), 逢妻川流域=(8, 19.3)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉 田・一ツ木逢妻 川]	知立市	猿渡川流域=9.6	猿渡川流域=(8, 9.6), 逢妻川流域=(8, 19.3)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉 田・一ツ木逢妻 川]
	高浜市	高浜川流域=4.4	高浜川流域=(7, 4.4)	—				

愛知県水防計画

西三河北西部	幸田町	広田川(永野)流域=16.8, 須美川流域=3.2, 広田川(町役場付近)流域=8.1, 相見川流域=7.8	須美川流域=(6, 3.2), 広田川(町役場付近)流域=(6, 8.1), 相見川流域=(6, 7.1)	—	高浜市	稗田川流域=4.4	稗田川流域=(7, 4.4)	—	
	豊田市西部(※1)	家下川流域=6.5, 巴川流域=32.1, 安永川流域=3.8, 加納川流域=5.2, 猿渡川流域=6.5, 逢妻男川流域=9.4, 逢妻女川流域=12.9	家下川流域=(6, 6.5), 巴川流域=(10, 25.7), 安永川流域=(6, 3.8), 加納川流域=(10, 4.2), 猿渡川流域=(6, 6.5), 逢妻男川流域=(6, 9.4), 逢妻女川流域=(6, 12.9), 矢作川流域=(10, 41.6)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]		幸田町	広田川(永野)流域=16.8, 須美川流域=3.2, 広田川(町役場付近)流域=8.1, 相見川流域=7.8	須美川流域=(6, 3.2), 広田川(町役場付近)流域=(6, 8.1), 相見川流域=(6, 7.1)	—
	みよし市	境川流域=10	境川流域=(7, 10)	—		豊田市西部(※2)	家下川流域=6.5, 巴川流域=32.1, 安永川流域=3.8, 加納川流域=5.2, 猿渡川流域=6.5, 逢妻男川流域=9.4, 逢妻女川流域=12.9	家下川流域=(6, 6.5), 巴川流域=(10, 25.7), 安永川流域=(6, 3.8), 加納川流域=(10, 4.2), 猿渡川流域=(6, 6.5), 逢妻男川流域=(6, 9.4), 逢妻女川流域=(6, 12.9), 矢作川流域=(10, 41.6)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	豊田市東部(※2)	矢作川流域=42.4, 名倉川流域=16.6, 巴川流域=31, 阿摺川流域=10.8, 大桑川流域=9.9	矢作川流域=(11, 33.9), 名倉川流域=(11, 13.3), 巴川流域=(13, 30.5), 阿摺川流域=(11, 8.6), 大桑川流域=(11, 7.9)	—		みよし市	境川流域=10	境川流域=(7, 10)	—
西三河北東部	豊田市東部(※3)	矢作川流域=42.4, 名倉川流域=16.6, 巴川流域=26.5, 阿摺川流域=10.8, 大桑川流域=9.9	矢作川流域=(11, 33.9), 名倉川流域=(11, 13.3), 巴川流域=(13, 26.5), 阿摺川流域=(11, 8.6), 大桑川流域=(11, 7.9)	—	西三河北東部	豊田市東部(※3)	矢作川流域=42.4, 名倉川流域=16.6, 巴川流域=26.5, 阿摺川流域=10.8, 大桑川流域=9.9	矢作川流域=(11, 33.9), 名倉川流域=(11, 13.3), 巴川流域=(13, 26.5), 阿摺川流域=(11, 8.6), 大桑川流域=(11, 7.9)	—
東三河北部	新城市	宇連川流域=24.9, 当貝津川流域=13.4, 海老川流域=14.4, 巴川(豊川水系)流域=12.4, 巴川(矢作川水系)流域=15.8	当貝津川流域=(13, 10.8), 海老川流域=(7, 14.4), 巴川(矢作川水系)流域=(12, 12.6), 豊川流域=(12, 37.8)	豊川及び豊川放水路[石田]	東三河北部	新城市	宇連川流域=24.9, 当貝津川流域=13.4, 海老川流域=14.4, 巴川(豊川水系)流域=12.4, 巴川(矢作川水系)流域=15.8	当貝津川流域=(13, 10.8), 海老川流域=(7, 14.4), 巴川(矢作川水系)流域=(12, 12.6), 豊川流域=(12, 37.8)	豊川及び豊川放水路[石田]
	設楽町	油戸川流域=8.8,	当貝津川流域=(13, 12.5)	—					

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）				変更後（令和元年度）				備考		
東三河南部			当貝津川流域=15.6, 豊川流域=26.6, 名倉川流域=7.6				大入川流域=8.8, 当貝津川流域=15.6, 豊川流域=26.6, 名倉川流域=7.6	当貝津川流域=(13, 12.5)	—	<p>(※1) 複合基準は、(表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。</p> <p>(※2) 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く</p> <p>(※3) 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る</p>	
		東栄町	大千瀬川流域=23.7	—	—		大千瀬川流域=23.7	—	—		
		豊根村	大入川流域=18.1, 古真立川流域=11.3	—	—		大入川流域=18.1, 古真立川流域=11.3	—	—		
		豊橋市	神田川流域=8.5, 間川流域=5.2, 柳生川流域=6, 梅田川流域=10.2, 紙田川流域=7.6, 内張川流域=4.3	間川流域=(12, 5.2), 柳生川流域=(8, 6), 梅田川流域=(10, 6.6), 紙田川流域=(8, 7.4), 内張川流域=(8, 4.3), 豊川流域=(13, 35.8)	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]		神田川流域=8.5, 間川流域=5.2, 柳生川流域=6, 梅田川流域=10.2, 紙田川流域=7.6, 内張川流域=4.3	間川流域=(12, 5.2), 柳生川流域=(8, 6), 梅田川流域=(10, 6.6), 紙田川流域=(8, 7.4), 内張川流域=(8, 4.3), 豊川流域=(13, 35.8)	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]		
		豊川市	佐奈川流域=10.6, 白川流域=8.4, 音羽川流域=10	佐奈川流域=(6, 10.6), 豊川流域=(6, 49.3)	豊川及び豊川放水路 [石田・当古・放水路第1]		佐奈川流域=10.6, 白川流域=8.4, 音羽川流域=10	佐奈川流域=(6, 10.6), 豊川流域=(6, 49.3)	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]		
		蒲郡市	西田川流域=7, 落合川流域=6	落合川流域=(6, 6)	—		西田川流域=7, 落合川流域=6	落合川流域=(6, 6)	—		
		田原市	汐川流域=8.4, 新堀川流域=5.4, 免々田川流域=4.9, 天白川流域=5.3	汐川流域=(12, 5.6), 新堀川流域=(12, 4.3), 免々田川流域=(12, 3.9), 天白川流域=(7, 4.8)	—		汐川流域=8.4, 新堀川流域=5.4, 免々田川流域=4.9, 天白川流域=5.3	汐川流域=(12, 5.6), 新堀川流域=(12, 4.3), 免々田川流域=(12, 3.9), 天白川流域=(7, 4.8)	—		



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
163	<p>第二節 水防に関連する予報・警報の伝達</p> <p>1 気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図（愛知県及び市町村部分のみ）</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度情報通信ネットワーク</li> <li>加入電話</li> <li>庁内放送等</li> <li>「アラート」又は専用回線</li> </ul> <p>(次頁も同じ)</p>	<p>第二節 水防に関連する予報・警報の伝達</p> <p>1 気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図（愛知県及び市町村部分のみ）</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度情報通信ネットワーク</li> <li>加入電話</li> <li>庁内放送等</li> <li>「アラート」</li> <li>専用回線</li> </ul> <p>(次頁も同じ)</p>	表記の整理
170	<p>第七章 水防警報</p> <p>第三節 水防警報を発する基準</p>	<p>第七章 水防警報</p> <p>第三節 水防警報を発する基準</p>	



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																																								
	<p><b>1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発令基準</b>                      (2) 知事が水防警報を行う河川</p> <table border="1" data-bbox="230 276 1093 507"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地（位置）</th> <th>水防団待機水位（通報水位）</th> <th>氾濫注意水位（警戒水位）</th> <th>出動水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>堤防高上：左岸 下：右岸</th> <th>発表者（量水標管理者）</th> <th>対象団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八田川</td> <td>味美</td> <td>春日井市味美町3丁目（右岸合流点から2.4km）</td> <td>3.90</td> <td>4.50</td> <td>4.70</td> <td>5.55</td> <td>6.66 6.66</td> <td>尾張建設事務所</td> <td>名古屋・春日井市・<u>北名古屋市</u>・<u>豊山町</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	氾濫危険水位	堤防高上：左岸 下：右岸	発表者（量水標管理者）	対象団体	八田川	味美	春日井市味美町3丁目（右岸合流点から2.4km）	3.90	4.50	4.70	5.55	6.66 6.66	尾張建設事務所	名古屋・春日井市・ <u>北名古屋市</u> ・ <u>豊山町</u>	<p><b>1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発令基準</b>                      (2) 知事が水防警報を行う河川</p> <table border="1" data-bbox="1126 276 1977 507"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地（位置）</th> <th>水防団待機水位（通報水位）</th> <th>氾濫注意水位（警戒水位）</th> <th>出動水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>堤防高上：左岸 下：右岸</th> <th>発表者（量水標管理者）</th> <th>対象団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八田川</td> <td>味美</td> <td>春日井市味美町3丁目（右岸合流点から2.4km）</td> <td>3.90</td> <td>4.50</td> <td>4.70</td> <td>5.55</td> <td>6.66 6.66</td> <td>尾張建設事務所</td> <td>名古屋・春日井市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	氾濫危険水位	堤防高上：左岸 下：右岸	発表者（量水標管理者）	対象団体	八田川	味美	春日井市味美町3丁目（右岸合流点から2.4km）	3.90	4.50	4.70	5.55	6.66 6.66	尾張建設事務所	名古屋・春日井市	<p>表記の整理、伝達経路との整合</p>
河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	氾濫危険水位	堤防高上：左岸 下：右岸	発表者（量水標管理者）	対象団体																																		
八田川	味美	春日井市味美町3丁目（右岸合流点から2.4km）	3.90	4.50	4.70	5.55	6.66 6.66	尾張建設事務所	名古屋・春日井市・ <u>北名古屋市</u> ・ <u>豊山町</u>																																		
河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	氾濫危険水位	堤防高上：左岸 下：右岸	発表者（量水標管理者）	対象団体																																		
八田川	味美	春日井市味美町3丁目（右岸合流点から2.4km）	3.90	4.50	4.70	5.55	6.66 6.66	尾張建設事務所	名古屋・春日井市																																		
171	<p><b>第四節 水防警報伝達系統</b>  <b>1 国土交通大臣が水防警報を行う河川</b>                      図中：愛知県防災局災害対策課   <b>2 知事が水防警報を行う河川及び海岸</b>                      図中：愛知県防災局災害対策課                      愛知県建設部河川課</p>	<p><b>第四節 水防警報伝達系統</b>  <b>1 国土交通大臣が水防警報を行う河川</b>                      図中：愛知県防災安全局防災部災害対策課   <b>2 知事が水防警報を行う河川及び海岸</b>                      図中：愛知県防災安全局防災部災害対策課                      愛知県建設局河川課</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>																																								
179	<p><b>第五節 水防警報発表受報様式</b>  <b>2 河川水防警報知事発表様式</b></p>	<p><b>第五節 水防警報発表受報様式</b>  <b>2 河川水防警報知事発表様式</b></p>	<p>新元号に伴う修正</p>																																								

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																																													
	<p><b>3 海岸水防警報知事発表受報様式</b>  <b>4 津波水防警報知事発表受報様式</b>                      様式中：<u>平成</u></p>	<p><b>3 海岸水防警報知事発表受報様式</b>  <b>4 津波水防警報知事発表受報様式</b>                      様式中：<u>令和</u></p>																																														
	第八章 洪水予報	第八章 洪水予報																																														
187	<p><b>第四節 洪水予報の種類等と発表基準</b>  <b>1 木曾川、長良川、庄内川<sup>※</sup>、矢作川、豊川及び豊川放水路、新川、天白川、日光川、境川及び逢妻川</b>                      ※) 庄内川と矢田川の洪水予報は、「庄内川洪水予報」の名称により一体で運用されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報（警報解除）」</td> <td>「氾濫注意情報（警戒情報解除）」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「氾濫注意情報解除」</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	(略)	「氾濫危険情報」	(略)	「氾濫警戒情報」	(略)	「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	(略)	「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	(略)	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	(略)	<p><b>第四節 洪水予報の種類等と発表基準</b>  <b>1 木曾川、長良川、庄内川<sup>※</sup>、矢作川、豊川及び豊川放水路、新川、天白川、日光川、境川及び逢妻川</b>                      ※) 庄内川と矢田川の洪水予報は、「庄内川洪水予報」の名称により一体で運用されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「<u>警戒レベル5相当情報（洪水）</u>」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」</td> <td>「<u>警戒レベル4相当情報（洪水）</u>」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「<u>警戒レベル3相当情報（洪水）</u>」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報（警報解除）」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">「洪水注意報解除」</td> <td>「<u>警戒レベル2相当情報（洪水）</u>」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「氾濫注意情報（警戒情報解除）」</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「氾濫注意情報解除」</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	(略)	「 <u>警戒レベル5相当情報（洪水）</u> 」	(略)	「氾濫危険情報」	(略)	「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「 <u>警戒レベル4相当情報（洪水）</u> 」	(略)	「 <u>警戒レベル3相当情報（洪水）</u> 」	(略)	「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報」	(略)	「洪水注意報解除」	「 <u>警戒レベル2相当情報（洪水）</u> 」	(略)	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	(略)	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	(略)	「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴う洪水予報発表文例の変更
種類	情報名	発表基準																																														
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	(略)																																														
	「氾濫危険情報」	(略)																																														
	「氾濫警戒情報」	(略)																																														
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	(略)																																														
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	(略)																																														
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	(略)																																														
種類	情報名	発表基準																																														
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	(略)																																														
	「 <u>警戒レベル5相当情報（洪水）</u> 」	(略)																																														
	「氾濫危険情報」	(略)																																														
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「 <u>警戒レベル4相当情報（洪水）</u> 」	(略)																																														
	「 <u>警戒レベル3相当情報（洪水）</u> 」	(略)																																														
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報」	(略)																																														
「洪水注意報解除」	「 <u>警戒レベル2相当情報（洪水）</u> 」	(略)																																														
	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	(略)																																														
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	(略)																																														
188	<p><b>第五節 洪水予報伝達系統</b>  <b>1 国土交通大臣が指定した河川</b>  <b>2 知事が指定した河川</b>                      図中：愛知県防災局災害対策課</p>	<p><b>第五節 洪水予報伝達系統</b>  <b>1 国土交通大臣が指定した河川</b>  <b>2 知事が指定した河川</b>                      図中：愛知県防災<u>安全局</u>防災部災害対策課</p>	愛知県の組織再編に伴う修正																																													
190	<p><b>第五節 洪水予報伝達系統</b>  <b>1 国土交通大臣が指定した河川</b>  <b>(5) 矢作川</b></p>	<p><b>第五節 洪水予報伝達系統</b>  <b>1 国土交通大臣が指定した河川</b>  <b>(5) 矢作川</b></p>	伝達系統の見直し																																													

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p>豊橋河川事務所 名古屋地方気象台</p> <p>県警察本部 → 関係警察署 陸上自衛隊第10師団司令部 河川課 関係市町村 防災局災害対策課 本庁各部署（県警察本部を除く） 報道機関等 その他の関係地方機関</p> <p>西三河県民事務所 西三河県民事務所豊田庁舎 西三河建設事務所 西三河建設事務所西尾支所 知立建設事務所 豊田加茂建設事務所 西三河農林水産事務所 豊田加茂農林水産事務所 衣浦東部保健所 西尾保健所 岡崎市 碧南市 豊田市 安城市 西尾市 高浜市 幸田町 関係消防機関</p>	<p>豊橋河川事務所 名古屋地方気象台</p> <p>県警察本部 → 関係警察署 陸上自衛隊第10師団司令部 河川課 関係市町村 防災安全局防災部 災害対策課 本庁各部署（県警察本部を除く） 報道機関等 その他の関係地方機関</p> <p>西三河県民事務所 西三河県民事務所豊田庁舎 西三河建設事務所 西三河建設事務所西尾支所 知立建設事務所 豊田加茂建設事務所 西三河農林水産事務所 豊田加茂農林水産事務所 衣浦東部保健所 西尾保健所 岡崎市 碧南市 豊田市 安城市 西尾市 高浜市 幸田町 <b>刈谷市</b> <b>知立市</b> 関係消防機関</p>	
193	第六節 洪水予報発表文例	第六節 洪水予報発表文例	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																																																																																																																																																																												
	<p>第六節 洪水予報発表文例</p> <p>愛知県庄内川水系 新川氾濫注意情報</p> <p>愛知県水防計画 愛知県水防本部 水防課 水防課長 田中 隆 〒462-0823 愛知県春日井市御幸町1-1-1 TEL 052-821-2111 FAX 052-821-2112</p> <p>（県出し） 愛知県庄内川水系 新川では、氾濫注意水位【<u>11.50m</u>】に到達、 水位はさらに上昇</p> <p>（注） 昨日の夜明けから夜明け前（清涼期）では、〇自治体〇の河川に、氾濫注意水位【<u>11.50m</u>】 以上（注）に達し、水位はさらに上昇する見込みです。【<u>水防課</u>】に注意してください。</p> <p>（情報） 【<u>注意</u>】に期間により異なります。 【<u>注意</u>】に期間により異なります。 【<u>注意</u>】に期間により異なります。</p> <table border="1"> <tr> <td>河川</td> <td>〇自治体〇の〇自治体〇 より〇自治体〇の〇自治体〇</td> <td>〇自治体〇の〇自治体〇 より〇自治体〇の〇自治体〇</td> </tr> <tr> <td>氾濫開始</td> <td>〇〇〇日</td> <td>〇〇〇日</td> </tr> </table> <p>（表例） 愛知県庄内川水系 新川の水位観測所における水位状況のありと見込みを示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">水位観測所 名称(観測所番号)</th> <th colspan="2">観測時間</th> <th colspan="2">水位</th> <th rowspan="2">注意</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>観測</th> <th>見込み</th> <th>観測</th> <th>見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川</td> <td>新川川口</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>新川川口</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>新川川口</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>新川川口</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>新川川口</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【<u>注意</u>】に期間により異なります。 【<u>注意</u>】に期間により異なります。 【<u>注意</u>】に期間により異なります。</p> <p>（準備資料）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>水位</th> <th>注意</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【<u>注意</u>】に期間により異なります。 【<u>注意</u>】に期間により異なります。 【<u>注意</u>】に期間により異なります。</p> <p>【<u>注意</u>】に期間により異なります。 【<u>注意</u>】に期間により異なります。 【<u>注意</u>】に期間により異なります。</p> <p>お問い合わせ先 水防課長 田中 隆 TEL 052-821-2111 FAX 052-821-2112 水防課長 田中 隆 TEL 052-821-2111 FAX 052-821-2112</p>	河川	〇自治体〇の〇自治体〇 より〇自治体〇の〇自治体〇	〇自治体〇の〇自治体〇 より〇自治体〇の〇自治体〇	氾濫開始	〇〇〇日	〇〇〇日	観測所名	水位観測所 名称(観測所番号)	観測時間		水位		注意	備考	観測	見込み	観測	見込み	新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50			新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50			新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50			新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50			新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50			観測所名	水位	注意	備考	新川	11.50			新川	11.50			新川	11.50			新川	11.50			新川	11.50			新川	11.50			<p>第六節 洪水予報発表文例</p> <p>愛知県庄内川水系 新川氾濫注意情報</p> <p>愛知県水防計画 愛知県水防本部 水防課 水防課長 田中 隆 〒462-0823 愛知県春日井市御幸町1-1-1 TEL 052-821-2111 FAX 052-821-2112</p> <p>（県出し） 【<u>緊急</u>】に期間により異なります。 【<u>緊急</u>】に期間により異なります。 【<u>緊急</u>】に期間により異なります。</p> <p>（注） 【<u>緊急</u>】に期間により異なります。 【<u>緊急</u>】に期間により異なります。 【<u>緊急</u>】に期間により異なります。</p> <p>（情報） 【<u>注意</u>】に期間により異なります。 【<u>注意</u>】に期間により異なります。 【<u>注意</u>】に期間により異なります。</p> <table border="1"> <tr> <td>河川</td> <td>〇自治体〇の〇自治体〇 より〇自治体〇の〇自治体〇</td> <td>〇自治体〇の〇自治体〇 より〇自治体〇の〇自治体〇</td> </tr> <tr> <td>氾濫開始</td> <td>〇〇〇日</td> <td>〇〇〇日</td> </tr> </table> <p>（表例） 愛知県庄内川水系 新川の水位観測所における水位状況のありと見込みを示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">水位観測所 名称(観測所番号)</th> <th colspan="2">観測時間</th> <th colspan="2">水位</th> <th rowspan="2">注意</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>観測</th> <th>見込み</th> <th>観測</th> <th>見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川</td> <td>新川川口</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>新川川口</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>新川川口</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>新川川口</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>新川川口</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【<u>注意</u>】に期間により異なります。 【<u>注意</u>】に期間により異なります。 【<u>注意</u>】に期間により異なります。</p> <p>（準備資料）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>水位</th> <th>注意</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新川</td> <td>11.50</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【<u>注意</u>】に期間により異なります。 【<u>注意</u>】に期間により異なります。 【<u>注意</u>】に期間により異なります。</p> <p>お問い合わせ先 水防課長 田中 隆 TEL 052-821-2111 FAX 052-821-2112 水防課長 田中 隆 TEL 052-821-2111 FAX 052-821-2112</p>	河川	〇自治体〇の〇自治体〇 より〇自治体〇の〇自治体〇	〇自治体〇の〇自治体〇 より〇自治体〇の〇自治体〇	氾濫開始	〇〇〇日	〇〇〇日	観測所名	水位観測所 名称(観測所番号)	観測時間		水位		注意	備考	観測	見込み	観測	見込み	新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50			新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50			新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50			新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50			新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50			観測所名	水位	注意	備考	新川	11.50			新川	11.50			新川	11.50			新川	11.50			新川	11.50			新川	11.50			<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴う洪水予報発表文例の変更</p>
河川	〇自治体〇の〇自治体〇 より〇自治体〇の〇自治体〇	〇自治体〇の〇自治体〇 より〇自治体〇の〇自治体〇																																																																																																																																																																													
氾濫開始	〇〇〇日	〇〇〇日																																																																																																																																																																													
観測所名	水位観測所 名称(観測所番号)	観測時間		水位		注意	備考																																																																																																																																																																								
		観測	見込み	観測	見込み																																																																																																																																																																										
新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50																																																																																																																																																																										
新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50																																																																																																																																																																										
新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50																																																																																																																																																																										
新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50																																																																																																																																																																										
新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50																																																																																																																																																																										
観測所名	水位	注意	備考																																																																																																																																																																												
新川	11.50																																																																																																																																																																														
新川	11.50																																																																																																																																																																														
新川	11.50																																																																																																																																																																														
新川	11.50																																																																																																																																																																														
新川	11.50																																																																																																																																																																														
新川	11.50																																																																																																																																																																														
河川	〇自治体〇の〇自治体〇 より〇自治体〇の〇自治体〇	〇自治体〇の〇自治体〇 より〇自治体〇の〇自治体〇																																																																																																																																																																													
氾濫開始	〇〇〇日	〇〇〇日																																																																																																																																																																													
観測所名	水位観測所 名称(観測所番号)	観測時間		水位		注意	備考																																																																																																																																																																								
		観測	見込み	観測	見込み																																																																																																																																																																										
新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50																																																																																																																																																																										
新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50																																																																																																																																																																										
新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50																																																																																																																																																																										
新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50																																																																																																																																																																										
新川	新川川口	11.50	11.50	11.50	11.50																																																																																																																																																																										
観測所名	水位	注意	備考																																																																																																																																																																												
新川	11.50																																																																																																																																																																														
新川	11.50																																																																																																																																																																														
新川	11.50																																																																																																																																																																														
新川	11.50																																																																																																																																																																														
新川	11.50																																																																																																																																																																														
新川	11.50																																																																																																																																																																														

愛知県水防計画

頁	変更前 (平成 30 年度)	変更後 (令和元年度)	備考																																																																																																																																								
	<p>愛知県天白川水系 天白川氾濫注意情報</p> <p>愛知県天白川水系 天白川氾濫注意情報 愛知県天白川水系 天白川氾濫注意情報1号 洪水注意情報(発表) 平成 30 年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分 愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台 再発表</p> <p>(見出し) 愛知県天白川水系 天白川では、<b>氾濫注意水位(レベル2)</b>に到達、水位はさらに上昇</p> <p>(主 文) 天白川の水防水位観測所(名古屋市)では、〇日〇時〇分頃に、<b>氾濫注意水位(レベル2)</b>に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。<b>今後の洪水情報</b>に注意してください。</p> <p>(雨量) 所により1時間に〇ミリの雨が降っています。 <b>今後もこの雨は当分の状態が降り続く見込みです。</b></p> <table border="1"><thead><tr><th>流域</th><th>〇日〇時〇分~〇日〇時〇分までの流域平均雨量</th><th>〇日〇時〇分~〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み</th></tr></thead><tbody><tr><td>天白川流域</td><td>〇〇ミリ</td><td>〇〇ミリ</td></tr></tbody></table> <p>(水位) 愛知県天白川水系 天白川の水防水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">観測所名</th><th colspan="4">水位危険度</th></tr><tr><th>レベル1</th><th>レベル2</th><th>レベル3</th><th>レベル4</th></tr></thead><tbody><tr><td>天白川 水位観測所 (名古屋市)</td><td>〇日〇時〇分の状況 〇〇</td><td>〇日〇時〇分の予測 〇〇</td><td>〇日〇時〇分の予測 〇〇</td><td>〇日〇時〇分の予測 〇〇</td></tr></tbody></table> <p>水位のグラフは各水位間を接続したものです。 レベル4については、<b>氾濫</b>危険水位と計画高水位を接続しており、<b>氾濫</b>危険水位=計画高水位の場合は最大になります。</p> <p>(参考資料)</p> <table border="1"><thead><tr><th>観測所名</th><th>天白川 水位観測所 名古屋市</th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>レベル4 水位 氾濫危険水位*<td>6.20</td><td></td><td></td></td></tr><tr><td>レベル3 水位 避難判断水位*<td>4.90</td><td></td><td></td></td></tr><tr><td>レベル2 水位 氾濫注意水位<td>3.50</td><td></td><td></td></td></tr><tr><td>レベル1 水位 水防団特機水位</td><td>2.90</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受け持ち区間</td><td>天白川</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。</p> <table border="1"><thead><tr><th>水位危険度レベル</th><th>水位</th><th>求める行動の段階</th></tr></thead><tbody><tr><td>レベル5</td><td>氾濫の発生以降</td><td>氾濫水への警戒を求める段階</td></tr><tr><td>レベル4</td><td>氾濫危険水位から氾濫発生まで</td><td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難して<b>いよいよ</b>避難への対応を求める段階</td></tr><tr><td>レベル3</td><td>避難判断水位から氾濫危険水位まで</td><td>避難の<b>必要</b>があるため氾濫に対する警戒を求める段階</td></tr><tr><td>レベル2</td><td>氾濫注意水位から避難判断水位まで</td><td>氾濫の発生に対する注意を求める段階</td></tr><tr><td>レベル1</td><td>水防団特機水位から氾濫注意水位まで</td><td>水防団が体制を整える段階</td></tr></tbody></table> <p>「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。</p> <table border="1"><thead><tr><th>川の防災情報 発表ホームページ</th><th>パソコンから http://www.kasen-owari.jp/ http://www.jma.go.jp/</th><th>携帯電話から http://www.kasen-owari.jp/m/ http://www.jma.go.jp/</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>問い合わせ先 水位関係：愛知県尾張建設事務所 維持管理課 電話：052-961-4421 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909</p>	流域	〇日〇時〇分~〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分~〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み	天白川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ	観測所名	水位危険度				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	天白川 水位観測所 (名古屋市)	〇日〇時〇分の状況 〇〇	〇日〇時〇分の予測 〇〇	〇日〇時〇分の予測 〇〇	〇日〇時〇分の予測 〇〇	観測所名	天白川 水位観測所 名古屋市			レベル4 水位 氾濫危険水位* <td>6.20</td> <td></td> <td></td>	6.20			レベル3 水位 避難判断水位* <td>4.90</td> <td></td> <td></td>	4.90			レベル2 水位 氾濫注意水位 <td>3.50</td> <td></td> <td></td>	3.50			レベル1 水位 水防団特機水位	2.90			受け持ち区間	天白川			水位危険度レベル	水位	求める行動の段階	レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階	レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難して <b>いよいよ</b> 避難への対応を求める段階	レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の <b>必要</b> があるため氾濫に対する警戒を求める段階	レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階	レベル1	水防団特機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階	川の防災情報 発表ホームページ	パソコンから http://www.kasen-owari.jp/ http://www.jma.go.jp/	携帯電話から http://www.kasen-owari.jp/m/ http://www.jma.go.jp/				<p>愛知県天白川水系 天白川氾濫注意情報</p> <p>愛知県天白川水系 天白川氾濫注意情報 愛知県天白川水系 天白川氾濫注意情報1号 洪水注意情報(発表) 平成 30 年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分 愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台 再発表</p> <p>(見出し) 【警戒レベル2相当情報「洪水」】愛知県天白川水系 天白川では、<b>氾濫注意水位に到達し、今後も水位はさらに上昇する見込み</b></p> <p>(主 文) 【警戒レベル2相当】天白川の水防水位観測所(名古屋市)では、〇日〇時〇分頃に、<b>氾濫注意水位に到達し、今後も水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報</b>に注意してください。</p> <p>(雨量) 多いところで1時間に〇ミリの雨が降っています。 <b>この雨は当分の状態が続くでしょう。</b></p> <table border="1"><thead><tr><th>流域</th><th>〇日〇時〇分~〇日〇時〇分までの流域平均雨量</th><th>〇日〇時〇分~〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み</th></tr></thead><tbody><tr><td>天白川流域</td><td>〇〇ミリ</td><td>〇〇ミリ</td></tr></tbody></table> <p>(水位) 愛知県天白川水系 天白川の水防水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">観測所名</th><th colspan="4">水位危険度</th></tr><tr><th>レベル1</th><th>レベル2</th><th>レベル3</th><th>レベル4</th></tr></thead><tbody><tr><td>天白川 水位観測所 (名古屋市)</td><td>〇日〇時〇分の状況 〇〇</td><td>〇日〇時〇分の予測 〇〇</td><td>〇日〇時〇分の予測 〇〇</td><td>〇日〇時〇分の予測 〇〇</td></tr></tbody></table> <p>水位のグラフは各水位間を接続したものです。 水位危険レベル4については、<b>避難</b>危険水位と計画高水位を接続しており、<b>避難</b>危険水位=計画高水位の場合は最大になります。 なお、<b>水位の予想値は前100分の最大値を示しています。</b></p> <p>(参考資料)</p> <table border="1"><thead><tr><th>観測所名</th><th>天白川 水位観測所 名古屋市</th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>レベル4 水位 氾濫危険水位*<td>6.00</td><td></td><td></td></td></tr><tr><td>レベル3 水位 避難判断水位*<td>4.90</td><td></td><td></td></td></tr><tr><td>レベル2 水位 氾濫注意水位<td>3.50</td><td></td><td></td></td></tr><tr><td>レベル1 水位 水防団特機水位</td><td>2.90</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受け持ち区間</td><td>天白川</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。</p> <table border="1"><thead><tr><th>水位危険度レベル</th><th>水位</th><th>求める行動の段階</th></tr></thead><tbody><tr><td>レベル5</td><td>氾濫の発生以降</td><td>氾濫水への警戒を求める段階</td></tr><tr><td>レベル4</td><td>氾濫危険水位から氾濫発生まで</td><td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難して<b>いよいよ</b>避難への対応を求める段階</td></tr><tr><td>レベル3</td><td>避難判断水位から氾濫危険水位まで</td><td>避難<b>準備</b>などの氾濫発生に対する警戒を求める段階</td></tr><tr><td>レベル2</td><td>氾濫注意水位から避難判断水位まで</td><td>氾濫の発生に対する注意を求める段階</td></tr><tr><td>レベル1</td><td>水防団特機水位から氾濫注意水位まで</td><td>水防団が体制を整える段階</td></tr></tbody></table> <p>「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。</p> <table border="1"><thead><tr><th>川の防災情報 発表ホームページ</th><th>パソコンから http://www.kasen-owari.jp/ http://www.jma.go.jp/</th><th>携帯電話から http://www.kasen-owari.jp/m/ http://www.jma.go.jp/</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>問い合わせ先 水位関係：愛知県尾張建設事務所 維持管理課 電話：052-961-4421 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909</p>	流域	〇日〇時〇分~〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分~〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み	天白川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ	観測所名	水位危険度				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	天白川 水位観測所 (名古屋市)	〇日〇時〇分の状況 〇〇	〇日〇時〇分の予測 〇〇	〇日〇時〇分の予測 〇〇	〇日〇時〇分の予測 〇〇	観測所名	天白川 水位観測所 名古屋市			レベル4 水位 氾濫危険水位* <td>6.00</td> <td></td> <td></td>	6.00			レベル3 水位 避難判断水位* <td>4.90</td> <td></td> <td></td>	4.90			レベル2 水位 氾濫注意水位 <td>3.50</td> <td></td> <td></td>	3.50			レベル1 水位 水防団特機水位	2.90			受け持ち区間	天白川			水位危険度レベル	水位	求める行動の段階	レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階	レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難して <b>いよいよ</b> 避難への対応を求める段階	レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難 <b>準備</b> などの氾濫発生に対する警戒を求める段階	レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階	レベル1	水防団特機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階	川の防災情報 発表ホームページ	パソコンから http://www.kasen-owari.jp/ http://www.jma.go.jp/	携帯電話から http://www.kasen-owari.jp/m/ http://www.jma.go.jp/				
流域	〇日〇時〇分~〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分~〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み																																																																																																																																									
天白川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																																																																																									
観測所名	水位危険度																																																																																																																																										
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																																																																																							
天白川 水位観測所 (名古屋市)	〇日〇時〇分の状況 〇〇	〇日〇時〇分の予測 〇〇	〇日〇時〇分の予測 〇〇	〇日〇時〇分の予測 〇〇																																																																																																																																							
観測所名	天白川 水位観測所 名古屋市																																																																																																																																										
レベル4 水位 氾濫危険水位* <td>6.20</td> <td></td> <td></td>	6.20																																																																																																																																										
レベル3 水位 避難判断水位* <td>4.90</td> <td></td> <td></td>	4.90																																																																																																																																										
レベル2 水位 氾濫注意水位 <td>3.50</td> <td></td> <td></td>	3.50																																																																																																																																										
レベル1 水位 水防団特機水位	2.90																																																																																																																																										
受け持ち区間	天白川																																																																																																																																										
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階																																																																																																																																									
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階																																																																																																																																									
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難して <b>いよいよ</b> 避難への対応を求める段階																																																																																																																																									
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の <b>必要</b> があるため氾濫に対する警戒を求める段階																																																																																																																																									
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階																																																																																																																																									
レベル1	水防団特機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階																																																																																																																																									
川の防災情報 発表ホームページ	パソコンから http://www.kasen-owari.jp/ http://www.jma.go.jp/	携帯電話から http://www.kasen-owari.jp/m/ http://www.jma.go.jp/																																																																																																																																									
流域	〇日〇時〇分~〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分~〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み																																																																																																																																									
天白川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																																																																																									
観測所名	水位危険度																																																																																																																																										
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																																																																																							
天白川 水位観測所 (名古屋市)	〇日〇時〇分の状況 〇〇	〇日〇時〇分の予測 〇〇	〇日〇時〇分の予測 〇〇	〇日〇時〇分の予測 〇〇																																																																																																																																							
観測所名	天白川 水位観測所 名古屋市																																																																																																																																										
レベル4 水位 氾濫危険水位* <td>6.00</td> <td></td> <td></td>	6.00																																																																																																																																										
レベル3 水位 避難判断水位* <td>4.90</td> <td></td> <td></td>	4.90																																																																																																																																										
レベル2 水位 氾濫注意水位 <td>3.50</td> <td></td> <td></td>	3.50																																																																																																																																										
レベル1 水位 水防団特機水位	2.90																																																																																																																																										
受け持ち区間	天白川																																																																																																																																										
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階																																																																																																																																									
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階																																																																																																																																									
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難して <b>いよいよ</b> 避難への対応を求める段階																																																																																																																																									
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難 <b>準備</b> などの氾濫発生に対する警戒を求める段階																																																																																																																																									
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階																																																																																																																																									
レベル1	水防団特機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階																																																																																																																																									
川の防災情報 発表ホームページ	パソコンから http://www.kasen-owari.jp/ http://www.jma.go.jp/	携帯電話から http://www.kasen-owari.jp/m/ http://www.jma.go.jp/																																																																																																																																									

# 愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																																																																																																																																																																																																						
	<p style="text-align: center;"><b>愛知県境川水系 境川・逢妻川氾濫注意情報</b></p> <p style="text-align: center;"><small>愛知県境川水系 境川・逢妻川洪水予報第1号 洪水注意報（発表） 平成30年○月○日○時○分 愛知県知事建設事務所 名古屋地方気象台 川内発表</small></p> <p>（見出し） <b>愛知県境川水系 境川・逢妻川では、氾濫注意水位（レベル2）に到達、水位はさらに上昇</b></p> <p>（主 文） 境川の泉田水位観測所（刈谷市）では、○日○時○分頃に、氾濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。<b>今後の洪水予報に注意してください。</b> 逢妻川のツツ木逢妻川水位観測所（刈谷市）では、○日○時○分頃に、氾濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。<b>今後の洪水予報に注意してください。</b></p> <p>（雨量） 所により1時間に○ミリの雨が降っています。 <b>今後土この雨は降り続く見込みです。</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>流域</th> <th>○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量</th> <th>○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量の見込み</th> </tr> <tr> <td>境川・逢妻川流域</td> <td>○○ミリ</td> <td>○○ミリ</td> </tr> </table> <p>（水位） 愛知県境川水系 境川・逢妻川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">水位危険度 水位(m)</th> <th colspan="4">レベル</th> </tr> <tr> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">泉田 水位観測所 (刈谷市)</td> <td>○日○時○分の状況</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>○日○時○分の予測</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>○日○時○分の予測</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>○日○時○分の予測</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ツツ木逢妻川 水位観測所 (刈谷市)</td> <td>○日○時○分の状況</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>○日○時○分の予測</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>○日○時○分の予測</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>○日○時○分の予測</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">水位のグラフは各水位階を差分したものです。 レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を差分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。</p> <p>（参考資料）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="2">（単位:水位(m)又は流量(m<sup>3</sup>/s)）</th> </tr> <tr> <th>泉田 水位観測所 刈谷市</th> <th>ツツ木逢妻川 水位観測所 刈谷市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル4 氾濫危険水位*</td> <td>5.20</td> <td>4.70</td> </tr> <tr> <td>レベル3 避難判断水位*</td> <td>4.80</td> <td>4.00</td> </tr> <tr> <td>レベル2 氾濫注意水位</td> <td>4.10</td> <td>3.10</td> </tr> <tr> <td>レベル1 水防団待機水位</td> <td>3.30</td> <td>2.60</td> </tr> <tr> <td>受け持ち区間</td> <td>境川</td> <td>逢妻川</td> </tr> <tr> <td>氾濫が発生した場合の浸水想定区域</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>水位危険度レベル</th> <th>水位</th> <th>求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫の発生以降</td> <td>氾濫水への警戒を求めめる段階</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>氾濫危険水位から氾濫発生まで</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難の必要に応じて避難準備の段階</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>避難判断水位から氾濫危険水位まで</td> <td>避難の必要に応じて避難に持ちこたえる警戒を求めめる段階</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>氾濫注意水位から避難判断水位まで</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求めめる段階</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>水防団待機水位から氾濫注意水位まで</td> <td>水防団が体制を整える段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。 川の防災情報 気象庁ホームページ <a href="http://www.kasen-owari.jp/">http://www.kasen-owari.jp/</a> パソコンから <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a> 携帯電話から <a href="http://www.kasen-owari.jp/m/">http://www.kasen-owari.jp/m/</a></p> <p>問い合わせ先 水位関係：愛知県知事建設事務所 維持管理課 電話：0566-82-3111 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909</p>	流域	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量の見込み	境川・逢妻川流域	○○ミリ	○○ミリ	観測所名	水位危険度 水位(m)	レベル				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	泉田 水位観測所 (刈谷市)	○日○時○分の状況	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	ツツ木逢妻川 水位観測所 (刈谷市)	○日○時○分の状況	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	観測所名	（単位:水位(m)又は流量(m <sup>3</sup> /s)）		泉田 水位観測所 刈谷市	ツツ木逢妻川 水位観測所 刈谷市	レベル4 氾濫危険水位*	5.20	4.70	レベル3 避難判断水位*	4.80	4.00	レベル2 氾濫注意水位	4.10	3.10	レベル1 水防団待機水位	3.30	2.60	受け持ち区間	境川	逢妻川	氾濫が発生した場合の浸水想定区域			水位危険度レベル	水位	求める行動の段階	レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求めめる段階	レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難の必要に応じて避難準備の段階	レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要に応じて避難に持ちこたえる警戒を求めめる段階	レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求めめる段階	レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階	<p style="text-align: center;"><b>愛知県境川水系 境川・逢妻川氾濫注意情報</b></p> <p style="text-align: center;"><small>愛知県境川水系 境川・逢妻川洪水予報第1号 洪水注意報（発表） 令和元年○月○日○時○分 愛知県知事建設事務所 名古屋地方気象台 川内発表</small></p> <p>（見出し） <b>【警戒レベル2相当情報【洪水】】愛知県境川水系 境川・逢妻川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み</b></p> <p>（主 文） 【警戒レベル2相当】境川の泉田水位観測所（刈谷市）では、○日○時○分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。 逢妻川のツツ木逢妻川水位観測所（刈谷市）では、○日○時○分頃に、「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。</p> <p>（雨量） 多いところで1時間に○ミリの雨が降っています。 この雨は当分の状態が続く見込みです。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>流域</th> <th>○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量</th> <th>○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量の見込み</th> </tr> <tr> <td>境川・逢妻川流域</td> <td>○○ミリ</td> <td>○○ミリ</td> </tr> </table> <p>（水位） 愛知県境川水系 境川・逢妻川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th rowspan="2">水位危険度 水位(m)</th> <th colspan="4">レベル</th> </tr> <tr> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">泉田 水位観測所 (刈谷市)</td> <td>○日○時○分の状況</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>○日○時○分の予測</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>○日○時○分の予測</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>○日○時○分の予測</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ツツ木逢妻川 水位観測所 (刈谷市)</td> <td>○日○時○分の状況</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>○日○時○分の予測</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>○日○時○分の予測</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> <tr> <td>○日○時○分の予測</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> <td>■■■■■</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">水位のグラフは各水位階を差分したものです。 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を差分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。</p> <p>（参考資料）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="2">（単位:水位(m)）</th> </tr> <tr> <th>泉田 水位観測所 刈谷市</th> <th>ツツ木逢妻川 水位観測所 刈谷市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル4 氾濫危険水位*</td> <td>5.20</td> <td>4.80</td> </tr> <tr> <td>レベル3 避難判断水位*</td> <td>4.65</td> <td>4.00</td> </tr> <tr> <td>レベル2 氾濫注意水位</td> <td>3.85</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>レベル1 水防団待機水位</td> <td>3.10</td> <td>2.70</td> </tr> <tr> <td>受け持ち区間</td> <td>境川</td> <td>逢妻川</td> </tr> <tr> <td>氾濫が発生した場合の浸水想定区域</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>水位危険度レベル</th> <th>水位</th> <th>求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫の発生以降</td> <td>氾濫水への警戒を求めめる段階</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>氾濫危険水位から氾濫発生まで</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難の必要に応じて避難準備の段階</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>避難判断水位から氾濫危険水位まで</td> <td>避難の必要に応じて避難に持ちこたえる警戒を求めめる段階</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>氾濫注意水位から避難判断水位まで</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求めめる段階</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>水防団待機水位から氾濫注意水位まで</td> <td>水防団が体制を整える段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。 川の防災情報 気象庁ホームページ <a href="http://www.kasen-owari.jp/">http://www.kasen-owari.jp/</a> パソコンから <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a> 携帯電話から <a href="http://www.kasen-owari.jp/m/">http://www.kasen-owari.jp/m/</a></p> <p>問い合わせ先 水位関係：愛知県知事建設事務所 維持管理課 電話：0566-82-3227 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909</p>	流域	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量の見込み	境川・逢妻川流域	○○ミリ	○○ミリ	観測所名	水位危険度 水位(m)	レベル				レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	泉田 水位観測所 (刈谷市)	○日○時○分の状況	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	ツツ木逢妻川 水位観測所 (刈谷市)	○日○時○分の状況	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	観測所名	（単位:水位(m)）		泉田 水位観測所 刈谷市	ツツ木逢妻川 水位観測所 刈谷市	レベル4 氾濫危険水位*	5.20	4.80	レベル3 避難判断水位*	4.65	4.00	レベル2 氾濫注意水位	3.85	3.35	レベル1 水防団待機水位	3.10	2.70	受け持ち区間	境川	逢妻川	氾濫が発生した場合の浸水想定区域			水位危険度レベル	水位	求める行動の段階	レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求めめる段階	レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難の必要に応じて避難準備の段階	レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要に応じて避難に持ちこたえる警戒を求めめる段階	レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求めめる段階	レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階	
流域	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量の見込み																																																																																																																																																																																																							
境川・逢妻川流域	○○ミリ	○○ミリ																																																																																																																																																																																																							
観測所名	水位危険度 水位(m)	レベル																																																																																																																																																																																																							
		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																																																																																																																																																				
泉田 水位観測所 (刈谷市)	○日○時○分の状況	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
ツツ木逢妻川 水位観測所 (刈谷市)	○日○時○分の状況	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
観測所名	（単位:水位(m)又は流量(m <sup>3</sup> /s)）																																																																																																																																																																																																								
	泉田 水位観測所 刈谷市	ツツ木逢妻川 水位観測所 刈谷市																																																																																																																																																																																																							
レベル4 氾濫危険水位*	5.20	4.70																																																																																																																																																																																																							
レベル3 避難判断水位*	4.80	4.00																																																																																																																																																																																																							
レベル2 氾濫注意水位	4.10	3.10																																																																																																																																																																																																							
レベル1 水防団待機水位	3.30	2.60																																																																																																																																																																																																							
受け持ち区間	境川	逢妻川																																																																																																																																																																																																							
氾濫が発生した場合の浸水想定区域																																																																																																																																																																																																									
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階																																																																																																																																																																																																							
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求めめる段階																																																																																																																																																																																																							
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難の必要に応じて避難準備の段階																																																																																																																																																																																																							
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要に応じて避難に持ちこたえる警戒を求めめる段階																																																																																																																																																																																																							
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求めめる段階																																																																																																																																																																																																							
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階																																																																																																																																																																																																							
流域	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量の見込み																																																																																																																																																																																																							
境川・逢妻川流域	○○ミリ	○○ミリ																																																																																																																																																																																																							
観測所名	水位危険度 水位(m)	レベル																																																																																																																																																																																																							
		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																																																																																																																																																				
泉田 水位観測所 (刈谷市)	○日○時○分の状況	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
ツツ木逢妻川 水位観測所 (刈谷市)	○日○時○分の状況	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■																																																																																																																																																																																																				
観測所名	（単位:水位(m)）																																																																																																																																																																																																								
	泉田 水位観測所 刈谷市	ツツ木逢妻川 水位観測所 刈谷市																																																																																																																																																																																																							
レベル4 氾濫危険水位*	5.20	4.80																																																																																																																																																																																																							
レベル3 避難判断水位*	4.65	4.00																																																																																																																																																																																																							
レベル2 氾濫注意水位	3.85	3.35																																																																																																																																																																																																							
レベル1 水防団待機水位	3.10	2.70																																																																																																																																																																																																							
受け持ち区間	境川	逢妻川																																																																																																																																																																																																							
氾濫が発生した場合の浸水想定区域																																																																																																																																																																																																									
水位危険度レベル	水位	求める行動の段階																																																																																																																																																																																																							
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求めめる段階																																																																																																																																																																																																							
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難の必要に応じて避難準備の段階																																																																																																																																																																																																							
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要に応じて避難に持ちこたえる警戒を求めめる段階																																																																																																																																																																																																							
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求めめる段階																																																																																																																																																																																																							
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階																																																																																																																																																																																																							

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																																																																																																																																																																																																																																																				
	<p style="text-align: center;"><b>愛知県日光川水系 日光川氾濫注意情報</b></p> <p style="text-align: center;"><small>愛知県建設部 国土計画課水防対策課 愛知県建設部 国土計画課水防対策課 愛知県建設部 国土計画課水防対策課</small></p> <p>(現行) 愛知県日光川水系 日光川では、乳務浄水施設（<b>しんぶろ</b>）に隣接、水位はさらに上昇。</p> <p>(注 次) 日光川の河川水位超過警報（一警報）では、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に、氾濫注意水位（<b>しんぶろ</b>）に達し、水位はさらに上昇する見込みです。<b>注意水位を厳しく注意してください。</b></p> <p>(留意) <b>近畿より降雨の心配があります。</b> <b>水位はさらに上昇する見込みです。</b></p> <table border="1" data-bbox="448 598 817 654"> <tr> <th>流域</th> <th>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</th> <th>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</th> </tr> <tr> <td>氾濫危険地</td> <td>〇〇〇〇〇</td> <td>〇〇〇〇〇</td> </tr> </table> <p>(注意) 愛知県日光川水系 日光川の河川水位超過警報に関する水位超過警報と対応を掲載しております。</p> <table border="1" data-bbox="448 702 862 813"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名称</th> <th rowspan="2">河川名称</th> <th colspan="2">しんぶろ</th> <th colspan="2">しんぶろ</th> <th colspan="2">しんぶろ</th> <th colspan="2">しんぶろ</th> </tr> <tr> <th>水位</th> <th>警報</th> <th>水位</th> <th>警報</th> <th>水位</th> <th>警報</th> <th>水位</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西濃</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北濃</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東濃</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北河川</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東河川</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) <b>注意水位を厳しく注意してください。</b></p> <table border="1" data-bbox="448 861 817 1045"> <thead> <tr> <th>河川名称</th> <th>注意水位</th> <th>注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="448 1077 862 1189"> <thead> <tr> <th>河川名称</th> <th>流域</th> <th>河川名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>西濃</td> <td>しんぶろ</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>北濃</td> <td>しんぶろ</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>東濃</td> <td>しんぶろ</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>北河川</td> <td>しんぶろ</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>東河川</td> <td>しんぶろ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 注意水位を厳しく注意してください。</p> <table border="1" data-bbox="448 1204 817 1252"> <tr> <td>河川名称</td> <td>しんぶろ</td> <td>注意水位</td> </tr> <tr> <td>河川名称</td> <td>しんぶろ</td> <td>注意水位</td> </tr> </table> <p>問い合わせ先      建設部 国土計画課水防対策課 河川氾濫対策 電話：052-24-2111      建設部 国土計画課水防対策課 電話：052-24-2100</p>	流域	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	氾濫危険地	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	河川名称	河川名称	しんぶろ		しんぶろ		しんぶろ		しんぶろ		水位	警報	水位	警報	水位	警報	水位	警報	西濃	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇									北濃	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇									東濃	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇									北河川	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇									東河川	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇									河川名称	注意水位	注意水位	しんぶろ	1.00	1.00	しんぶろ	1.00	1.00	しんぶろ	1.00	1.00	しんぶろ	1.00	1.00	しんぶろ	1.00	1.00	しんぶろ	1.00	1.00	しんぶろ	1.00	1.00	河川名称	流域	河川名称	しんぶろ	西濃	しんぶろ	しんぶろ	北濃	しんぶろ	しんぶろ	東濃	しんぶろ	しんぶろ	北河川	しんぶろ	しんぶろ	東河川	しんぶろ	河川名称	しんぶろ	注意水位	河川名称	しんぶろ	注意水位	<p style="text-align: center;"><b>愛知県日光川水系 日光川氾濫注意情報</b></p> <p style="text-align: center;"><small>愛知県建設部 国土計画課水防対策課 愛知県建設部 国土計画課水防対策課 愛知県建設部 国土計画課水防対策課</small></p> <p>(現行) <b>【警報しんぶろ】</b> 氾濫危険水位（<b>しんぶろ</b>）に隣接、水位はさらに上昇する見込みです。</p> <p>(注 次) <b>【警報しんぶろ】</b> 氾濫危険水位（<b>しんぶろ</b>）に隣接、水位はさらに上昇する見込みです。<b>注意水位を厳しく注意してください。</b></p> <p>(留意) <b>近畿より降雨の心配があります。</b> <b>水位はさらに上昇する見込みです。</b></p> <table border="1" data-bbox="1332 598 1702 654"> <tr> <th>流域</th> <th>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</th> <th>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</th> </tr> <tr> <td>氾濫危険地</td> <td>〇〇〇〇〇</td> <td>〇〇〇〇〇</td> </tr> </table> <p>(注意) 愛知県日光川水系 日光川の河川水位超過警報に関する水位超過警報と対応を掲載しております。</p> <table border="1" data-bbox="1332 702 1747 813"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名称</th> <th rowspan="2">河川名称</th> <th colspan="2">しんぶろ</th> <th colspan="2">しんぶろ</th> <th colspan="2">しんぶろ</th> <th colspan="2">しんぶろ</th> </tr> <tr> <th>水位</th> <th>警報</th> <th>水位</th> <th>警報</th> <th>水位</th> <th>警報</th> <th>水位</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西濃</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北濃</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東濃</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北河川</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東河川</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) <b>注意水位を厳しく注意してください。</b></p> <table border="1" data-bbox="1332 861 1702 1045"> <thead> <tr> <th>河川名称</th> <th>注意水位</th> <th>注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1332 1077 1747 1189"> <thead> <tr> <th>河川名称</th> <th>流域</th> <th>河川名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>西濃</td> <td>しんぶろ</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>北濃</td> <td>しんぶろ</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>東濃</td> <td>しんぶろ</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>北河川</td> <td>しんぶろ</td> </tr> <tr> <td>しんぶろ</td> <td>東河川</td> <td>しんぶろ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 注意水位を厳しく注意してください。</p> <table border="1" data-bbox="1332 1204 1702 1252"> <tr> <td>河川名称</td> <td>しんぶろ</td> <td>注意水位</td> </tr> <tr> <td>河川名称</td> <td>しんぶろ</td> <td>注意水位</td> </tr> </table> <p>問い合わせ先      建設部 国土計画課水防対策課 河川氾濫対策 電話：052-24-2111      建設部 国土計画課水防対策課 電話：052-24-2100</p>	流域	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	氾濫危険地	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	河川名称	河川名称	しんぶろ		しんぶろ		しんぶろ		しんぶろ		水位	警報	水位	警報	水位	警報	水位	警報	西濃	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇									北濃	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇									東濃	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇									北河川	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇									東河川	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇									河川名称	注意水位	注意水位	しんぶろ	1.00	1.00	しんぶろ	1.00	1.00	しんぶろ	1.00	1.00	しんぶろ	1.00	1.00	しんぶろ	1.00	1.00	しんぶろ	1.00	1.00	しんぶろ	1.00	1.00	河川名称	流域	河川名称	しんぶろ	西濃	しんぶろ	しんぶろ	北濃	しんぶろ	しんぶろ	東濃	しんぶろ	しんぶろ	北河川	しんぶろ	しんぶろ	東河川	しんぶろ	河川名称	しんぶろ	注意水位	河川名称	しんぶろ	注意水位	
流域	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																					
氾濫危険地	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																					
河川名称	河川名称	しんぶろ		しんぶろ		しんぶろ		しんぶろ																																																																																																																																																																																																																																															
		水位	警報	水位	警報	水位	警報	水位	警報																																																																																																																																																																																																																																														
西濃	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																						
北濃	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																						
東濃	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																						
北河川	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																						
東河川	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																						
河川名称	注意水位	注意水位																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																					
河川名称	流域	河川名称																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	西濃	しんぶろ																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	北濃	しんぶろ																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	東濃	しんぶろ																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	北河川	しんぶろ																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	東河川	しんぶろ																																																																																																																																																																																																																																																					
河川名称	しんぶろ	注意水位																																																																																																																																																																																																																																																					
河川名称	しんぶろ	注意水位																																																																																																																																																																																																																																																					
流域	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																					
氾濫危険地	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																					
河川名称	河川名称	しんぶろ		しんぶろ		しんぶろ		しんぶろ																																																																																																																																																																																																																																															
		水位	警報	水位	警報	水位	警報	水位	警報																																																																																																																																																																																																																																														
西濃	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																						
北濃	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																						
東濃	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																						
北河川	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																						
東河川	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																						
河川名称	注意水位	注意水位																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																																																																					
河川名称	流域	河川名称																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	西濃	しんぶろ																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	北濃	しんぶろ																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	東濃	しんぶろ																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	北河川	しんぶろ																																																																																																																																																																																																																																																					
しんぶろ	東河川	しんぶろ																																																																																																																																																																																																																																																					
河川名称	しんぶろ	注意水位																																																																																																																																																																																																																																																					
河川名称	しんぶろ	注意水位																																																																																																																																																																																																																																																					

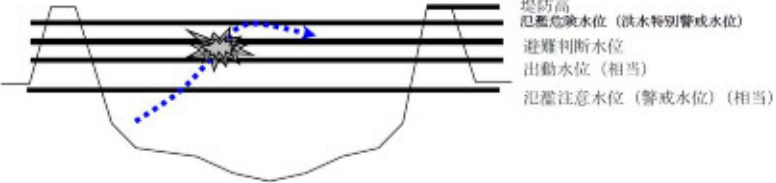



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
197	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>【説明】 本書は、洪水予報指定河川にかかる洪水のおそれがある状況について、水防法第11条第1項の規定に基づき水防管理団体（市町村・水防事務組合等）及び関係機関に通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき関係市町村長に通知するものです。</p> <p>【関係法令】 水防法（昭和二十四年六月四日法律第九十三号） （都道府県知事が行う洪水予報） 第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。 （関係市町村長への通知） 第十三条の四 第十条第二項若しくは前条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項若しくは前条第二項の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。  災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号） （市町村長の避難の指示等） 第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>【説明】 本書は、洪水予報指定河川にかかる洪水のおそれがある状況について、水防法第11条第1項の規定に基づき水防管理団体（市町村・水防事務組合等）及び関係機関に通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき関係市町村長に通知するものです。</p> <p>【関係法令】 水防法（昭和二十四年六月四日法律第九十三号） （都道府県知事が行う洪水予報） 第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。 （関係市町村長への通知） 第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。  災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号） （市町村長の避難の指示等） 第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の</p>	表記の整理



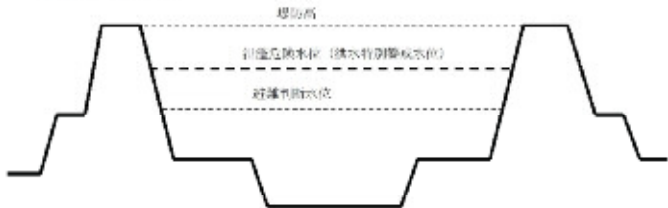

愛知県水防計画

頁	変更前（平成 30 年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p>要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、<u>滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）</u>に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>2 以下 略</p>	<p>生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者<u>等</u>に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>2 以下 略</p>	
	<p>第九章 水位情報の周知</p>	<p>第九章 水位情報の周知</p>	
201	<p><b>第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位</b></p> <p><i>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）のイメージ</i></p>  <p>堤防高 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） 避難判断水位 出動水位（相当） 氾濫注意水位（警戒水位）（相当）</p>	<p><b>第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位</b></p> <p><i>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）のイメージ</i></p>  <p>堤防高 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）【警戒レベル1相当情報【洪水】】 避難判断水位 【警戒レベル4相当情報【洪水】】 出動水位 【警戒レベル3相当情報【洪水】】 氾濫注意水位（警戒水位）【警戒レベル2相当情報【洪水】】</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴う表記の変更</p>
199	<p><b>第四節 水位情報伝達系統</b></p> <p><b>1 知事が水位情報の周知を行う河川</b></p> <p>図中：愛知県防災局災害対策課 愛知県建設部河川課</p>	<p><b>第四節 水位情報伝達系統</b></p> <p><b>1 知事が水位情報の周知を行う河川</b></p> <p>図中：愛知県防災安全局防災部災害対策課 愛知県建設局河川課</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
209	<p><b>第五節 水位情報等発表文例</b></p>	<p><b>第五節 水位情報等発表文例</b></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴う水位情報等発表文例の変更</p>

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p style="text-align: center;">○級○○川水系○○川 避難判断水位到達情報</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成○○年○○月○○日○○時○○分 愛知県○○建設事務所</p> <p>【主文】</p> <p>○○川は、○○時○○分に、○○観測所で、避難判断水位○.○mに達しました。各地とも厳重な警戒をしてください。</p> <p>(注)本書は、「洪水予報の発表及び水位情報周知河川における水位情報の発表について(平成28年3月18日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境防災河川保全企画室企画専門官事務連絡)」に基づき、避難判断水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県○○建設事務局長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです。</p> <p>(参考)</p> <p>○○川 ○○観測所(○○市○○町 ○岸○k○○付近)</p> <p>堤防高 ○.○m</p> <p>氾濫危険水位(洪水特別警戒水位) ○.○m *洪水により氾濫の起るおそれがある水位(避難勧告の日安となる水位)</p> <p>避難判断水位 ○.○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位</p> <p>(河川の水位イメージ)</p> <p>(問い合わせ先)</p> <p>愛知県○○建設事務所 総務管理課 電話○○○-○○○-○○○</p>	<p style="text-align: center;">○級○○川水系○○川 避難判断水位到達情報</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和○○年○○月○○日○○時○○分 愛知県○○建設事務所</p> <p>【主文】</p> <p><b>【警戒レベル3相当情報「洪水」</b>○○川は、○○時○○分に、○○観測所で、避難判断水位○.○mに達しました。各地とも厳重な警戒をしてください。</p> <p>(注)本書は、「洪水予報の発表及び水位情報周知河川における水位情報の発表について(平成31年3月29日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境防災河川保全企画室企画専門官事務連絡)」に基づき、避難判断水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県○○建設事務局長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです。</p> <p>(参考)</p> <p>○○川 ○○観測所(○○市○○町 ○岸○k○○付近)</p> <p>堤防高 ○.○m</p> <p>氾濫危険水位(洪水特別警戒水位) ○.○m *洪水により氾濫の起るおそれがある水位(避難勧告の日安となる水位)</p> <p>避難判断水位 ○.○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位</p> <p>(河川の水位イメージ)</p> <p>(問い合わせ先)</p> <p>愛知県○○建設事務所 総務管理課 電話○○○-○○○-○○○</p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p>○級○○川水系○○川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報</p> <p style="text-align: right;">平成○○年○○月○○日○○時○○分 愛知県○○建設事務所</p> <p>【本文】</p> <p>○○川は、○○時○○分に、○○観測所で、氾濫危険水位○.○mに達しました。 各地とも慎重な警戒をしてください。</p> <p>(注)本書は水防法第13条第2項の規定に基づき、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した旨を、愛知県知事（愛知県○○建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。</p> <p>(参考) ○○川 ○○観測所（○○市○○町 ○○区○○○丁目）</p> <p>堤 防 高 ○.○m</p> <p>氾 濫 危 険 水 位 （洪水特別警戒水位） ○.○m *洪水により氾濫の起るおそれがある水位 （避難勧告の日となる水位）</p> <p>避 難 判 断 水 位 ○.○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位</p> <p>(河川の水位イメージ)</p>  <p>(問い合わせ先) 愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○-○○○-○○○</p>	<p>○級○○川水系○○川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報</p> <p style="text-align: right;">令和○○年○○月○○日○○時○○分 愛知県○○建設事務所</p> <p>【本文】</p> <p><b>【警戒レベル4相当指速「洪水」</b>○○川は、○○時○○分に、○○観測所で、氾濫危険水位○.○mに達しました。 各地とも慎重な警戒をしてください。</p> <p>(注)本書は水防法第13条第2項の規定に基づき、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した旨を、愛知県知事（愛知県○○建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。</p> <p>(参考) ○○川 ○○観測所（○○市○○町 ○○区○○○丁目）</p> <p>堤 防 高 ○.○m</p> <p>氾 濫 危 険 水 位 （洪水特別警戒水位） ○.○m *洪水により氾濫の起るおそれがある水位 （避難勧告の日となる水位）</p> <p>避 難 判 断 水 位 ○.○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位</p> <p>(河川の水位イメージ)</p>  <p>(問い合わせ先) 愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○-○○○-○○○</p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p style="text-align: center;">〇級〇〇川水系〇〇川 氾濫発生情報</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県〇〇建設事務所</p> <p>【本文】</p> <p>〇〇川では、〇〇付近（〇市〇町）で、氾濫が発生しました。 各地とも厳重な警戒をしてください。</p> <p>（注）本書は、水防法第3条の6に基づき、決壊・越水の内容を、愛知県知事（愛知県〇〇建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するものです。</p> <p>（参考） 〇〇川 〇〇観測所（〇〇市〇〇町 〇川〇〇〇〇付近） 情報提供元 （愛知県・〇〇市町村）</p> <p>堤防高 <u>〇.〇</u>m</p> <p>氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位） <u>〇.〇</u>m *洪水により氾濫の起るおそれがある水位 （避難勧告の目安となる水位）</p> <p>避難判断水位 <u>〇.〇</u>m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位</p> <p>（河川の水位イメージ）</p>  <p>（問い合わせ先） 愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇</p>	<p style="text-align: center;">〇級〇〇川水系〇〇川 氾濫発生情報</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県〇〇建設事務所</p> <p>【本文】</p> <p style="color: red;">【警戒レベル5相当情報「洪水」】</p> <p>〇〇川では、〇〇付近（〇市〇町）で、氾濫が発生しました。 各地とも厳重な警戒をしてください。</p> <p>（注）本書は、水防法第3条の6に基づき、決壊・越水の内容を、愛知県知事（愛知県〇〇建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するものです。</p> <p>（参考） 〇〇川 〇〇観測所（〇〇市〇〇町 〇川〇〇〇〇付近） 情報提供元 （愛知県・〇〇市町村）</p> <p>堤防高 <u>〇.〇</u>m</p> <p>氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位） <u>〇.〇</u>m *洪水により氾濫の起るおそれがある水位 （避難勧告の目安となる水位）</p> <p>避難判断水位 <u>〇.〇</u>m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位</p> <p>（河川の水位イメージ）</p>  <p>（問い合わせ先） 愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇</p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p>第十章 水防活動</p>	<p>第十章 水防活動</p>	
	<p>第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作 (略)</p> <p>1 水門、こう門、樋門、防潮扉及び角落し</p> <p><u>(1) 樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領</u></p> <p><u>第1 (目的)</u> この要領は、知事が管理する樋門、水門（以下「樋門等」という。）及び防潮扉、角落し（以下「防潮扉等」という。）の管理方法を定め、適正な管理を行うことを目的とする。</p> <p><u>第2 (定義等)</u> この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める基準による。</p> <p>(1) 樋 門 堤体内に暗きょを挿入して設けられるもので、その径間または内径（以下「径間」という）が概ね1メートル以上のもの。</p> <p>(2) 水 門 堤防を分断して設けられるもの。</p> <p>(3) 防 潮 扉 堤防開口部に設けられるもので、人、車の通路用として扉を設けたもの。</p> <p>(4) 角 落 し 堤防開口部に設けられるもので、差込板を落とし込むことにより締め切るもの。</p> <p><u>第3 (操作)</u> 樋門等の操作については別添2の「樋門等の操作委託契約書」により、防潮扉等の操作については別添3の「防潮扉等の操作委託契約書」により、それぞれ地元市町村長に委託するものとする。 なお、樋門等と防潮扉等をひとつの契約書により委託する場合は、別添4の「樋門及び防潮扉等の操作委託契約書」（樋門等と防潮扉等を併せた場合）により、地元市町村長に委託するものとする。</p> <p><u>第4 (委託に要する費用)</u> 樋門等の委託に要する費用は、受託者と協議のうえ決定し支払うものとし、防潮扉等については無償とする。</p>	<p>第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作 (略)</p> <p>1 水門、こう門、樋門、防潮扉及び角落し</p> <p><u>(1) 水門、樋門及び陸閘の管理要領</u></p> <p><u>(目的)</u> 第1 この要領は、知事が管理する沿岸部の水門、樋門及び陸閘（ただし、別に管理方法を定めている施設を除く。）の管理方法を定め、適正な管理を行うことを目的とする。</p> <p><u>(対象施設)</u> 第2 この要領における対象施設は次の各号の施設とする。</p> <p>(1) 水門</p> <p>(2) 樋門（樋管を含む）</p> <p>(3) 陸閘（角落しを含む）</p> <p><u>(操作)</u> 第3 水門、樋門及び陸閘の操作については、別に定める「水門、樋門及び陸閘の操作規則」によるものとし、原則として地元市町村長に委託するものとする。</p> <p><u>(委託に要する費用)</u> 第4 水門及び樋門の委託に要する費用は、受託者と協議のうえ決定し支払うものとし、陸閘については無償とする。</p> <p><u>(定期検査及び維持修繕)</u> 第5 水門、樋門及び陸閘の定期検査及び維持修繕は、知事が行うものとする。</p> <p><u>(通知の廃止)</u> 第6 平成23年4月1日付け「樋門、水門、防潮扉及び角落し</p>	<p>「樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領」に代わり、「水門、樋門及び陸閘の管理要領」が定められたことによる修正</p>



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p><u>第5（定期検査及び維持修繕）</u>  <u>樋門、水門、防潮扉及び角落しの定期検査及び維持修繕は、管理者（県）が行うものとする。</u></p> <p><u>第6（準用規定）</u>  <u>第2に定める施設以外の施設（第2(1)に掲げる規模未満のもの（樋管）等）であって、周囲の地形地勢から判断して、小規模な施設ではあるが、水防等の範囲で処理できないもの等で特に操作を必要とするものについては、前各項に準じて行うものとする。</u></p> <p><u>第7（通知の廃止）</u>  <u>昭和43年6月1日付け43河第52号「樋門、水門及び陸閘の管理要領について（通知）」は廃止する。</u></p> <p><u>第8（施行期日）</u>  <u>この要領は、平成23年4月1日から施行する。</u>  <u>この要領は、平成24年4月1日から施行する。</u>  <u>この要領は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（2）樋門等の操作委託契約書（例示）</u>  <u>委託者愛知県知事〇〇〇〇（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、樋門及び水門（以下「樋門等」という。）の操作について、次のとおり委託契約を締結する。</u>  <u>（総則）</u>  <u>第1条 甲は、別紙に掲げる樋門等について、その操作を乙に委託するものとする。</u>  <u>（委託業務の内容）</u>  <u>第2条 乙は、委託期間中は、台風による高潮、地震による津波等（以下「高潮等」という。）による災害の発生を防御するため、その必要が生じた都度、的確かつ迅速に樋門等を操作するものとし、その操作に関しては別に定める「樋門等の操作規程」及び「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」に基づき行うものとする。</u>  <u>2 前項に関わらず、甲は、樋門等の操作の必要があると認めたと</u></p>	<p><u>の管理要領について（通知）」は廃止する。</u></p> <p><u>（施行期日）</u>  <u>第7 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</u>  <u>なお、この要領の施行の日以後、改訂後の要領及び別に定める「水門、樋門及び陸閘の操作規則」に基づく操作委託契約がなされるまでの間においては、改訂前の要領によるものとみなす。</u></p> <p><u>（2）水門、樋門及び陸閘の操作規則</u>  <u>（定義）</u>  <u>第一条 この操作規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）、河川法施行令（昭和四〇年二月一一日政令第一四号）、河川法施行規則（昭和四〇年三月一三日建設省令第七号）、海岸法（昭和三十一年五月十二日法律第百一号）、海岸法施行令（昭和三十一年十一月七日政令第三百三十二号）及び海岸法施行規則（昭和三十一年十一月十日農林省・運輸省・建設省令第一号）において使用する用語の例による。</u>  <u>（目的）</u>  <u>第二条 この操作規則は、「水門、樋門及び陸閘の管理要領」に基づき、知事が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。</u>  <u>（陸閘の閉鎖状態の確保）</u>  <u>第三条 陸閘については、車両等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つものとする。ただし、利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なう施設であるときはこの限りではない。</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p><u>きは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。</u> <u>（委託料）</u></p> <p><u>第3条 この委託に伴う経費は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。ただし、維持修繕は管理者の甲が行うものとする。</u> <u>（連絡体制等の届出）</u></p> <p><u>第4条 乙は、樋門等の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容を定めるものとし、契約締結後速やかにその旨を甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。</u> <u>（施設の点検）</u></p> <p><u>第5条 甲及び乙は、樋門等の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期前までに甲、乙立会のうえ点検（作動確認）を行うとともに、乙は毎年5回以上の点検（作動確認）を行うものとし、この点検期間は出水期（6月から10月）を基本とするが、濁水期の点検を妨げるものではない。</u> <u>（操作報告）</u></p> <p><u>第6条 乙は、高潮等による災害の発生を防止するため、樋門等を操作したときは、水防上支障をきたさないよう、必要に応じて関係機関（警察署、消防署等）への連絡に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 乙は樋門等の操作（ただし第5条の操作を除く。）を行ったときは、様式1により甲に直ちに報告するものとする。</u></p> <p><u>3 乙は、第5条及び第1項の操作を行ったときは、操作内容を様式2により、操作後速やかに甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>4 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。</u> <u>（契約期間）</u></p> <p><u>第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。</u> <u>ただし、この契約の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続き</u></p>	<p><u>（操作の態勢）</u></p> <p><u>第四条 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢をとる。</u></p> <p><u>一 操作施設の所在地に震度四以上の地震が観測されたとき。</u></p> <p><u>二 操作施設の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）が発表されたとき。</u></p> <p><u>三 操作施設の所在地に高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮注意報等」という。）が発表されたとき。</u></p> <p><u>四 海水の進入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。</u></p> <p><u>2 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢を解除する。</u></p> <p><u>一 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。</u></p> <p><u>二 操作施設の所在地の津波注意報等が全て解除されたとき。</u></p> <p><u>三 操作施設の所在地の高潮注意報等が全て解除されたとき。</u></p> <p><u>四 開門によって海水の進入による被害が発生しないと認められるとき。</u></p> <p><u>3 前二項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。</u></p> <p><u>4 第一項第四号及び第二項第四号の操作は、知事又は市町村長から操作に従事する者への指示を行うものとする。</u></p> <p><u>5 第一項及び第二項の規定に関して、操作施設ごとの操作基準は、必要に応じて別に定める。</u></p> <p><u>（操作の方法）</u></p> <p><u>第五条 操作の方法は、操作施設ごとに定められた手順並びに運用規程に基づき操作するものとする。</u></p> <p><u>2 操作施設の操作は、2人以上の組で行うものとする。</u></p> <p><u>3 操作施設は以下の留意事項に基づき操作することを基本とする。</u></p>	



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p><u>その効力を有するものとする。以後同様とする。</u>  <u>（廃止事項）</u>            第8条 昭和（平成） 年 月 日付けで取り交わした「<u>ひ門等の操作委託契約書</u>」は、本契約締結の日をもって廃止する。  <u>（雑則）</u>            第9条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。  <u>この契約を証するため、契約書2通を作成し甲、乙それぞれ1通を保管する。</u>            平成 年 月 日            甲 委託者 愛知県知事 ○○○○            乙 受託者 ○○○長 ○○○○  <u>添付物 樋門等内訳書、連絡体制等届出書、樋門等の操作規程、津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程（省略）</u>             様式1</p>	<p><u>一 水門、樋門及び陸閘の閉鎖中は、原則として車両、人の通行及びいかなる船舶の運航も認めないものとする。</u>  <u>二 陸閘の操作にあたっては、施設周辺の堤外地の利用者の避難を考慮すること。</u>  <u>三 操作施設に不具合が生じ、閉鎖ができない場合は、速やかに操作を中止し、運用規程に基づく次の操作行動（退避行動を含む。）に移るものとする。</u>  <u>四 高潮時は、降雨時等における内水氾濫を防止するよう適切に水門及び樋門を操作するものとする。</u>  <u>五 その他の留意事項については、必要に応じて別に定める。</u>  <u>4 操作施設の操作を行う際は、操作の完了時に知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。</u>   <u>（操作に従事する者の安全の確保）</u>  <u>第六条 操作に従事する者は、安全の確保のために以下により退避するものとする。</u>  <u>一 津波発生時、操作に従事する者は、退避開始時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。なお、退避開始時刻は気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出するものとする。</u>  <u>二 高潮時、操作に従事する者は、気象状況等のため操作を安全に行えなくなる以前に操作を完了し、安全な場所に退避するものとする。なお、水門等の操作を継続する必要がある場合も、自己の安全確保を優先するものとする。</u>  <u>2 操作に従事する者は、出動前に、安全に操作・退避するための情報を確認するものとする。</u>  <u>3 操作に従事する者は、出動後は、安全に操作・退避するために、あらかじめ定められた連絡体制のもとで活動するものとする。</u>  <u>4 前三項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成 30 年度）	変更後（令和元年度）	備考																																																																																																																																																																																
	<p>様式1（契約書第9条第2項関係）</p> <p>高潮気象時における樋門等操作報告書</p> <p>FAX ○○事務所 (0000)00-0000 防災行政無線FAX 000-0000</p> <p>〔市町村名〕</p> <p>担当課 担当者名 連絡先 送信時間 月 日</p> <table border="1" data-bbox="347 566 974 965"> <thead> <tr> <th>時</th> <th>分</th> <th>前管</th> <th>番号</th> <th>源場名</th> <th>名時</th> <th>所在地</th> <th>種類</th> <th>摘要</th> <th>閉門時刻</th> <th>開門時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>時</td><td>分</td></tr> </tbody> </table> <p>※「源場名」欄は、源管、河川名・流路名・池名名に変更する。          ※閉門・開門操作については、1時間毎にFAXで送信する。ただし、定時検査の間に起程した操作状況については随時電話連絡する。          ※前の年度で、開門時間を報告している樋門等については、再度記入する必要はありません。</p>	時	分	前管	番号	源場名	名時	所在地	種類	摘要	閉門時刻	開門時刻	時	分								時	分	時	分								時	分	時	分								時	分	時	分								時	分	時	分								時	分	時	分								時	分	時	分								時	分	時	分								時	分	時	分								時	分	時	分								時	分	時	分								時	分	時	分								時	分	時	分								時	分	時	分								時	分	時	分								時	分	<p><u>保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。</u></p> <p><u>5 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。</u></p> <p><u>6 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の参集場所及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。</u></p> <p><u>(施設の操作の訓練)</u></p> <p><u>第七条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、年に1回以上行うものとする。</u></p> <p><u>なお、地域防災計画又は消防団活動・安全管理マニュアル等による操作施設の操作に係る訓練を実施している場合や、操作委託契約に基づく点検に合わせて行う場合などは、これによることができる。</u></p> <p><u>2 前項の訓練は、操作に従事する者が参加したものでなければならない。</u></p> <p><u>3 第一項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。</u></p> <p><u>(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)</u></p> <p><u>第八条 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検を実施するものとし、点検内容については別に定める。</u></p> <p><u>2 前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとし、点検並びに施設の維持又は修繕その他の工事の記録について保管するものとする。</u></p>	
時	分	前管	番号	源場名	名時	所在地	種類	摘要	閉門時刻	開門時刻																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									
時	分								時	分																																																																																																																																																																									

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																																																				
	<p>様式2</p> <p>様式2（契約書第6条第3項関係）</p> <p>樋門等操作規程書</p> <p>（当市村名）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">活動期間</td> <td colspan="2">平成○年○月○日～</td> </tr> <tr> <td colspan="2">活動場所</td> <td colspan="2">〇〇社会館、〇〇会館</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td>活動日時</td> <td>操作内容</td> <td>操作人数</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="2">点検結果</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">特記事項</td> <td colspan="2"> </td> </tr> </table> <p><small>※操作規程書は、点検（作動確認）及び異常気象等操作時に作成すること。（点検の結果は必要ありません）</small></p> <p><small>※活動日時には、①視察訓練時刻、②開門操作時刻、③閉門操作時刻等をそれぞれ記入し、それぞれに該当した具体的な活動内容を「操作内容」欄に記載すること。</small></p> <p><b><u>(3) 防潮扉等の操作委託契約書（例示）</u></b></p> <p>委託者愛知県知事〇〇〇〇（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、防潮扉及び角落し（以下「防潮扉等」</p>	活動期間		平成○年○月○日～		活動場所		〇〇社会館、〇〇会館		施設名	活動日時	操作内容	操作人数																																	点検結果				特記事項				<p><u>とする。</u></p> <p><u>(施設の操作の際にとるべき措置に関する事項)</u></p> <p><u>第九条 操作に従事する者は、操作施設の操作の際に、通行する車両、船舶等の安全を確保するため、警報音の鳴動、動作状況の監視その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(細則)</u></p> <p><u>第十条 この操作規則に定めるほか、施設の管理上必要な事項は別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この操作規則は、平成31年4月1日より施行する。</u></p> <p><b><u>(3) 水門、樋門及び陸閘の運用規程</u></b></p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この運用規程は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」（以下「操作規則」という。）に基づき、津波発生時及び高潮時における、地域の実情を考慮した詳細な施設運用及びその他必要事項について定めることを目的とする。</u></p> <p><u>(対象施設)</u></p> <p><u>第2条 本運用規程における対象施設は、別表に記載した施設のうち、市町村管理の施設及び常時閉鎖施設を除いた施設とする。</u></p> <p>2 <u>常時閉鎖施設を開門した者は、車両等が通行した後に閉鎖しなければならない。なお、知事は常時閉鎖施設の周辺において、この旨を記載した書面を明示するものとする。</u></p> <p><u>(操作に従事する者の構成)</u></p> <p><u>第3条 水門及び樋門（以下「水門等」という。）の操作を行う</u></p>	
活動期間		平成○年○月○日～																																																					
活動場所		〇〇社会館、〇〇会館																																																					
施設名	活動日時	操作内容	操作人数																																																				
点検結果																																																							
特記事項																																																							

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p><u>という。）の操作について、次のとおり委託契約を締結する。</u>  <u>（総則）</u>  <u>第1条 甲は、別紙に掲げる防潮扉等について、その操作を乙に委託するものとする。</u>  <u>（委託業務の内容）</u>  <u>第2条 乙は、委託期間中は、台風による高潮、地震による津波等（以下「高潮等」という。）による災害の発生を防御するため、その必要が生じた都度、的確かつ迅速に防潮扉等を操作するものとし、その操作に関しては別に定める「防潮扉等の操作規程」及び「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」に基づき行うものとする。</u>  <u>2 前項に関わらず、甲は、防潮扉等の操作の必要があると認めたときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。</u>  <u>（委託料）</u>  <u>第3条 防潮扉等の操作委託に要する費用は、無償とする。ただし、維持修繕は管理者の甲が行うものとする。</u>  <u>（連絡体制等の届出）</u>  <u>第4条 乙は、防潮扉等の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容を定めるものとし、契約締結後速やかにその旨を甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。</u>  <u>（施設の点検）</u>  <u>第5条 甲及び乙は、防潮扉等の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期前までに甲、乙立会のうえ点検（作動確認）を行うとともに、乙は毎年5回以上の点検（作動確認、目視点検等）を行うものとし、この点検期間は出水期（6月から10月）を基本とするが、渇水期の点検を妨げるものではない。</u>  <u>（操作報告）</u>  <u>第6条 乙は、高潮等による災害の発生を防止するため、防潮扉等を操作したときは、水防上支障をきたさないよう必要に応じて関係機関（警察署、消防署等）への連絡に努めるものとする。</u></p>	<p><u>場合の操作に従事する者の構成は、水門等ごとに2名以上とする。</u>  <u>2 陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、陸閘ごとに2名以上とする。</u>  <u>（津波発生時又は高潮時の操作方法）</u>  <u>第4条 水門等及び陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者（以下「操作員」という。）は、操作施設の所在地に地震が観測された場合又は台風が接近するなど高潮が発生する可能性については、気象情報等の掌握に努めるものとする。</u>  <u>2 操作員は、操作規則第四条第一項各号の状況に至った場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の措置をとるものとする。</u>  <u>一 操作員は、あらかじめ定めたとおり準備及び参集をするとともに、出動前に安全に操作・退避するための情報（退避開始時刻、活動可能時間）の確認を行い、閉鎖操作態勢をとる。</u>  <u>二 津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合は、操作対象施設へ出動（もしくは移動）し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。</u>  <u>三 高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮警報等」という。）が発表された場合は、操作対象施設へ出動（もしくは移動）し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。</u>  <u>四 高潮時において、水門等は現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して閉門操作を行うものとする。</u>  <u>3 操作員は、操作規則第五条第三項第四号の規定に基づき操作する必要がある場合には、現地待機も必要に応じて行う。ただし、この場合においても、自己の安全確保を優先するものとする。</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p><u>2 乙は防潮扉等の操作（ただし第5条の操作を除く。）を行ったときは、様式1により甲に直ちに報告するものとする。</u></p> <p><u>3 乙は、第5条及び第1項の操作を行ったときは、操作内容を様式2により、操作後速やかに甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>4 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（契約期間）</u></p> <p><u>第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>ただし、この契約の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。</u></p> <p><u>（廃止事項）</u></p> <p><u>第8条 昭和（平成） 年 月 日付けで取り交わした「陸圃等の操作委託契約書」は、本契約締結の日をもって廃止する。</u></p> <p><u>（雑則）</u></p> <p><u>第9条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。</u></p> <p><u>この契約を証するため、契約書2通を作成し甲、乙それぞれ1通を保管する。</u></p> <p><u>平成 年 月 日</u></p> <p><u>甲 委託者 愛知県知事 ○○○○</u></p> <p><u>乙 受託者 ○○○長 ○○○○</u></p> <p><u>添付物 防潮扉等内訳書、連絡体制等届出書、操作報告書、防潮扉等の操作規程、津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程（省略）</u></p> <p><u>（4）樋門及び防潮扉等の操作委託契約書（樋門等と防潮扉等を併せた場合）（例示）</u></p>	<p><u>4 操作員は、津波警報等又は高潮警報等がすべて解除された場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の各号の措置をとるものとする。</u></p> <p><u>一 操作員は、閉鎖した操作施設を、操作施設毎に定められた手順に従い開門の操作を行うものとする。</u></p> <p><u>二 当該施設の操作が完了し次第、次の操作施設がある場合は移動し操作を行い、ない場合は閉鎖操作態勢を継続する。</u></p> <p><u>（津波発生時の退避開始時刻）</u></p> <p><u>第5条 操作規則第六条第一項第一号に規定する退避開始時刻は、別表及び気象庁が発表する津波到達予想時刻等を使用し、次に示す算出方法により算出する。なお、算定に使用する津波到達予想時刻は、気象庁が発表する各津波予報区の津波到達予想時刻を基本とする。ただし、より近隣の主な地点の予想時刻が把握できた場合には、それによることもできるものとする。</u></p> <p><u>（算出方法）</u></p> <p><u>・[退避開始時刻]=[津波到達予想時刻]-[退避時間]-[余裕時間]</u></p> <p><u>（報告）</u></p> <p><u>第6条 操作規則第五条第四項に基づく施設操作完了時の報告は、次の各号のとおりとする。</u></p> <p><u>一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員からの操作完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>二 操作委託をしていない場合は、操作員は操作完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 操作規則第六条第五項に基づく退避完了時の報告は、以下のとおりとする。</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p><u>委託者愛知県知事〇〇〇〇（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、樋門、水門、防潮扉及び角落し（以下「樋門及び防潮扉等」という。）の操作について、次のとおり委託契約を締結する。</u></p> <p><u>（総則）</u></p> <p><u>第1条 甲は、別紙に掲げる樋門及び防潮扉等について、その操作を乙に委託するものとする。</u></p> <p><u>（委託業務の内容）</u></p> <p><u>第2条 乙は、委託期間中は、高潮、津波等（以下「高潮等」という。）による災害の発生を防御するため、その必要が生じた都度、的確かつ迅速に樋門及び防潮扉等を操作するものとし、その操作に関しては別に定める「樋門等の操作規程」、「防潮扉等の操作規程」及び「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」に基づき行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項に関わらず、甲は、樋門及び防潮扉等の操作の必要があると認めるときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。</u></p> <p><u>（委託料）</u></p> <p><u>第3条 この委託に伴う経費は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。ただし、防潮扉等の操作委託に要する費用は無償とし、樋門及び防潮扉等に係る維持修繕は管理者の甲が行うものとする。</u></p> <p><u>（連絡体制等の届出）</u></p> <p><u>第4条 乙は、樋門及び防潮扉等の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容を定めるものとし、契約締結後速やかにその旨を甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。</u></p> <p><u>（施設の点検）</u></p> <p><u>第5条 甲及び乙は、樋門及び防潮扉等の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期前までに甲、乙立会のうえ点検（作動確認）を行うとともに、乙は毎年5回以上、樋門、水門について</u></p>	<p><u>一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員から退避完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>二 操作委託をしていない場合は、操作員は退避完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>（施設の操作の訓練）</u></p> <p><u>第7条 操作規則第七条第一項に規定する施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものとなっているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象（津波発生時、高潮時等）を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。</u></p> <p><u>2 知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保にかかる事項等の周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 第一項に規定する訓練等により、津波等の被害の防止又は操作員の安全確保のために必要があると認める場合は、本運用規程を変更するものとする。</u></p> <p><u>（施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検）</u></p> <p><u>第8条 操作規則第八条第一項に規定する施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検の種類及び内容は、次の各号のとおりとし、詳細は別に定める。</u></p> <p><u>一 定期検査、日常点検（作動確認、目視点検等）、臨時点検</u></p> <p><u>二 点検の頻度</u></p> <p><u>三 点検の記録、保管</u></p> <p><u>（操作員に対する補償）</u></p> <p><u>第9条 操作員は、水門等及び陸閘を操作中などの被災に備え、</u></p>	



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p><u>は点検（作動確認）を行い、防潮扉及び角落しについては点検（作動確認、目視点検等）を行うものとし、この点検期間は出水期（6月から10月）を基本とするが、渇水期の点検を妨げるものではない。</u></p> <p><u>（操作報告）</u></p> <p><u>第6条 乙は、高潮等による災害の発生を防止するため、樋門及び防潮扉等を操作したときは、水防上支障をきたさないよう、必要に応じて関係機関（警察署、消防署等）への連絡に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 乙は樋門及び防潮扉等の操作（ただし第5条の操作を除く。）を行ったときは、様式1により甲に直ちに報告するものとする。</u></p> <p><u>3 乙は、第5条及び第1項の操作を行ったときは、操作内容を様式2により、操作後速やかに甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>4 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（契約期間）</u></p> <p><u>第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>ただし、この契約の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。</u></p> <p><u>（廃止事項）</u></p> <p><u>第8条 昭和（平成） 年 月 日付けで取り交わした「樋門等の操作委託契約書」及び「陸閘等の操作委託契約書」は、本契約締結の日をもって廃止する。</u></p> <p><u>（雑則）</u></p> <p><u>第9条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。</u></p> <p><u>この契約を証するため、契約書2通を作成し甲、乙それぞれ1通</u></p>	<p><u>補償が受けられる保険等に参加すること。なお、その補償は、天災等による被災の場合にも補償されるものとする。</u></p> <p><u>（雑則）</u></p> <p><u>第10条 この運用規程に定めるほか、施設の管理上必要な事項を別に定めることができる。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この運用規程は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（4）水門、樋門及び陸閘の操作委託契約書（例示）</u></p> <p><u>委託者 愛知県知事 大村秀章（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○長 ○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条 この契約は、津波、高潮等災害時において、背後地を防護し、もって背後地域の生命、財産を防護し、災害に対する防災・減災を図るため、第2条に定める施設を対象に、甲及び乙が実施すべき開閉操作等について定めたものである。</u></p> <p><u>（対象とする施設）</u></p> <p><u>第2条 本契約における操作施設は、別表 対象施設一覧表に記載の施設のうち施設管理者が○○○○建設事務所、○○港務所のものとする。</u></p> <p><u>（委託業務）</u></p> <p><u>第3条 甲は、前条に定める操作施設の管理及び操作に関する次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。</u></p> <p><u>一 津波、高潮等の発生が予測される場合の操作施設の開閉操</u></p>	



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p><u>を保管する。</u>  <u>平成 年 月 日</u>  <u>甲 委託者 愛知県知事 ○○○○</u>  <u>乙 受託者 ○○○長 ○○○○</u>  <u>添付物 樋門及び防潮扉等内訳書、連絡体制等届出書、操作報告書、</u>  <u>樋門等の操作規程、防潮扉等の操作規程</u></p> <p><u>(5) 樋門等の操作規程</u>  <u>樋門及び水門（以下「樋門等」という。）の操作を適正に行うため、</u>  <u>操作委託契約書第2条第1項の規定に基づき、次のとおり樋門等の操</u>  <u>作規程を定め、もって高潮その他海水の浸入を防御するとともに、洪</u>  <u>水の疎通を調節し、災害の発生を防止するものとする。</u>  <u>（操作方法）</u>  <u>第1条 樋門等の操作は、次の場合に行うものとし、平常時は常に開</u>  <u>門しておくものとする。</u>  <u>(1) 台風による高潮等（以下「高潮等」という。）の異常気象の発生</u>  <u>が予想されるとき。</u>  <u>(2) 操作機能を保持するため点検時に作動確認の必要があるとき。</u>  <u>（操作体制）</u>  <u>第2条 樋門等の操作を行う場合の構成員は、原則として次の各号</u>  <u>に定めるところによる。</u>  <u>(1) 手動式のものにあつては、樋門等毎に操作員1名及び操作員を</u>  <u>補助する者1名以上。</u>  <u>(2) 動力式のものにあつては、操作員1名及び操作員を補助する者</u>  <u>2名以上。</u>  <u>（操作の順序）</u>  <u>第3条 樋門等の開閉の順序は原則として、閉門の場合は両端のも</u>  <u>のから順次行い、開門の場合は中央部のものから順次行うものとし</u>  <u>る。</u>  <u>（異常気象時の操作体制及び操作方法）</u>  <u>第4条 操作員及び操作員を補助する者（以下「操作員等」という。）</u></p>	<p><u>作にかかる業務</u>  <u>二 平常時における操作施設の点検・訓練にかかる業務</u>  <u>（委託業務の実施）</u>  <u>第4条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しな</u>  <u>ければならない。</u>  <u>2 委託業務は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」及び「水門、</u>  <u>樋門及び陸閘の運用規程」（以下「操作規則等」という。）に</u>  <u>基づき実施する。</u>  <u>3 操作規則等に定めのない事項については、本契約に基づき実</u>  <u>施する。</u>  <u>（委託料）</u>  <u>第5条 この委託に伴う経費は、甲、乙協議の上、別に定めるも</u>  <u>のとする。</u>  <u>（操作施設の操作）</u>  <u>第6条 乙は、操作規則等に定められた基準に従い、操作施設の</u>  <u>操作を行うものとする。ただし、第10条の規定に従い退避す</u>  <u>るなど、操作員の安全を確保するためやむを得ない場合は、こ</u>  <u>の限りでない。</u>  <u>2 前項に関わらず、甲は、操作施設の操作に必要があると認め</u>  <u>たときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。</u>  <u>3 乙は、運用規程第4条第2項各号及び同条第4項の規定に関</u>  <u>わらず、次の各号に該当する場合は、警報等を注意報に読み替</u>  <u>えるものとする。</u>  <u>一 別表 対象施設一覧表の施設のうち、備考欄に高潮の記載</u>  <u>がある施設について、高潮注意報が発令された場合</u>  <u>二 別表 対象施設一覧表の施設のうち、備考欄に津波の記載</u>  <u>がある施設について、津波注意報が発令された場合</u>  <u>4 乙は、操作員の安全確保のためやむを得ない場合を除き、操作</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p><u>は、異常気象時においては気象情報の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りではない。</u></p> <p><u>(1) 当該地区に高潮注意報又は東海地震注意情報が発表された場合は、高潮等による潮位上昇により樋門等の上流で溢水等の恐れがある施設に対して準備（操作員等の詰所参集等）を行い、潮位情報等を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。</u></p> <p><u>(2) 当該地区に高潮警報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合は、原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。</u></p> <p><u>(3) 高潮時においては、現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して、閉門操作を行うものとする。</u></p> <p><u>また、東海地震注意情報が発表された場合においては樋門等の上流で溢水等の恐れがある施設に対して、東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合においては原則全施設に対して、それぞれ閉門操作を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 前号の場合において、降雨時等における閉門操作は、内水氾濫を防止するよう適切に樋門等を操作するものとする。</u></p> <p><u>2 潮位が高い状況及び高潮警報発表中は、現地での操作体制を維持する。</u></p> <p><u>3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の掌握ができない場合は、自己の判断により第1項各号に準じて操作することができるものとする。</u></p> <p><u>4 市町村災害対策本部等は、現地の状況及び気象情報等を考慮し、高潮等による危険がなくなったと判断されたときは、安全を確認した上で開門し、施設管理者（建設事務所又は港務所）へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。</u></p> <p><u>（船舶運航の禁止）</u></p> <p><u>第5条 異常気象時における閉門中は、原則として、いかなる船舶の運航も認めないものとする。</u></p>	<p><u>完了後速やかに甲に対し、様式1異常気象時における樋門等操作報告書により報告するものとする。また、水防活動等で支障をきたさないよう、必要に応じて関係機関（警察署、消防署等）への連絡に努めるものとする。</u></p> <p><u>（施設の点検）</u></p> <p><u>第7条 甲及び乙は、操作施設の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期（6月から10月）前までに、甲、乙立会のうえ点検（作動確認）を行うとともに、乙は毎年5回以上、点検（作動確認、目視点検等）を行うものとする。この点検期間は出水期を基本とするが、渇水期の点検を妨げるものではない。</u></p> <p><u>2 乙は、前項の操作を行ったときは、操作内容を様式2樋門等操作報告書により、操作後速やかに甲に報告するものとする。</u></p> <p><u>3 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。</u></p> <p><u>4 乙は第1項の点検結果を記録し、甲乙両者がそれぞれ適切に保管するものとする。</u></p> <p><u>（定期検査及び維持修繕）</u></p> <p><u>第8条 操作施設の定期検査及び維持修繕は、甲が行うものとする。</u></p> <p><u>2 甲は、操作施設の備品について、定期的またはその必要が生じた際、補充・交換を行う。</u></p> <p><u>（連絡体制等の届出）</u></p> <p><u>第9条 乙は、対象施設の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容（以下、「連絡体制等」という。）を定めるものとし、様式3連絡体制等届出書により、契約締結後速やかに甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p><u>（点検整備）</u> 第6条 操作員等は、操作完了後は、次回の操作に支障を生じさせないよう十分点検整備に努めるものとする。</p> <p><u>（雑則）</u> 第7条 この操作規程に定めのない事項については、建設事務所及び港務所において、別途「運用規程」を定めることができる。</p> <p><b><u>（6）防潮扉等の操作規程</u></b> 防潮扉及び角落し（以下「防潮扉等」という。）の操作を適正に行うため、操作委託契約書第2条第1項の規定に基づき、次のとおり防潮扉等の操作規程を定め、もって高潮その他海水の浸入を防御することにより災害の発生を防止するものとする。</p> <p><u>（操作方法）</u> 第1条 防潮扉等の操作は、次の場合に行うものとする。 (1) 台風による高潮等（以下「高潮等」という。）の異常気象の発生が予想されるとき。 (2) 操作機能を保持するため点検時に作動確認の必要があるとき。</p> <p><u>（操作体制）</u> 第2条 防潮扉等の操作を行う場合の構成員は、原則として次に定めるところによる。 (1) 防潮扉等ごとに操作員1名及び操作員を補助する者1名以上。</p> <p><u>（操作方法の詳細）</u> 第3条 防潮扉の開閉は、操作要領のあるものは、要領に従って行うものとする。角落しにあっては、最寄りに設置された格納庫内の差込板を用いること。</p> <p><u>（異常気象時の操作体制及び操作方法）</u> 第4条 操作員及び操作員を補助する者（以下「操作員等」という。）は、異常気象時においては気象情報の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りではない。</p>	<p><u>も同様とする。</u></p> <p><u>（操作員の安全確保）</u> 第10条 甲及び乙は、施設操作に際して、操作員の安全を確保する。</p> <p>2 乙は、操作規則等及び第9条で定めた連絡体制等に基づき、操作員の安全を確保した上で、施設の操作等に従事させなければならない。</p> <p>3 乙は、気象情報や現場の情報等から、施設の操作等が安全に行えないと判断した場合は、操作員に施設の操作等は行わず、速やかに安全な場所へ退避させるものとする。</p> <p>4 甲は、閉鎖指示をした後であっても、施設の操作等が安全に行えないと判断した場合は、乙に対し避難を指示する。</p> <p>5 乙は、第3項及び前項に基づき操作員を避難させたときは、様式4避難完了報告書により、速やかに甲に報告するものとする。</p> <p><u>（損害賠償責任）</u> 第11条 甲は、乙が本契約書及び操作規則等に従って施設の操作を行う限り、施設の操作に関して背後地域に浸水が発生し、背後地域に立地する企業等の第三者が、施設や機材等の財産の損傷・流出、人員の怪我や落命等の損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。</p> <p>2 甲は、乙が第6条の規定に基づき、操作員の安全確保のために施設の閉鎖操作を行わなかった場合に、第三者が損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。</p> <p>3 ただし、乙が責めを負うべき重大な過失があると認められる場合には、甲と乙により、協議を行うものとする。</p> <p><u>（訓練の実施）</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p><u>(1) 当該地区に高潮注意報又は東海地震注意情報が発表された場合は、高潮等による潮位上昇により防潮扉等の背後地において浸水の恐れがある施設に対して準備（操作員等の詰所参集等）を行い、潮位情報を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。</u></p> <p><u>(2) 当該地区に高潮警報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合は、原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。</u></p> <p><u>(3) 前各号の場合において、原則、現地に就き次第、閉門操作を実施するものとする。操作にあたっては、施設周辺の堤外地の利用者を的確に避難誘導し、閉扉操作を行うものとする。</u></p> <p><u>2 潮位が高い状況又は高潮警報発表中は、現地での操作体制を継続し、原則として閉扉を維持する。</u></p> <p><u>3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の把握ができない場合は、自己の判断によって第1項各号に準じて操作することができる。</u></p> <p><u>4 市町村災害対策本部等は、現地の状況及び気象情報等を考慮し、高潮等による危険がなくなったと判断されたときは、安全を確認した上で閉扉し、施設管理者（建設事務所又は港務所）へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。</u></p> <p><u>（車両等の通行の禁止）</u></p> <p><u>第5条 異常気象時における閉扉中は、原則として車両、人の通行は認めないものとする。</u></p> <p><u>（点検整備）</u></p> <p><u>第6条 操作員等は、操作完了後は、次回の操作に支障を生じさせないよう十分点検整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>（雑則）</u></p> <p><u>第7条 この操作規程に定めのない事項については、建設事務所及び港務所において、別途「運用規程」を定めることができる。</u></p> <p><u>(7) 津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作规程</u></p> <p><u>（目的）</u></p>	<p><u>第12条 乙は、操作施設の実地における訓練を、年に一度以上行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の訓練は、第9条で届出のあった連絡体制等に基づき、現場にて施設の操作を行うとされている操作員が参加したものでなければならない。</u></p> <p><u>3 乙は、具体的な訓練の実施計画を定めた場合は、様式5訓練実施計画書により甲へ報告するものとする。</u></p> <p><u>4 乙は、訓練実施結果について、様式6訓練実施結果報告書により甲へ報告するものとする。</u></p> <p><u>（調査等）</u></p> <p><u>第13条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況等について調査を行い、若しくは、乙に対して報告を求め、又は実地に調査することができる。</u></p> <p><u>（契約期間）</u></p> <p><u>第14条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。</u></p> <p><u>（定めのない事項の処理）</u></p> <p><u>第15条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。</u></p> <p><u>（廃止事項）</u></p> <p><u>第16条 昭和（平成） 年 月 日付けで取り交わした「樋門等の操作委託契約書」、「防潮扉等の操作委託契約書」、「樋門及び防潮扉等の操作委託契約書」は、平成31年3月31日</u></p>	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p><u>第1条 地震発生により津波注意報、津波警報、大津波警報（以下「津波注意報等」という。）の発表及びそれに伴う津波水防警報が発表されたとき、津波到達が予想される樋門・水門・防潮扉及び角落し等（以下「樋門等」という。）の操作を適正に行うため、次のとおり樋門等の操作方法を定め、操作員等の安全を確保しながら津波による海水の浸入を防御することにより災害の発生を防止するものとする。</u></p> <p><u>なお、津波水防警報が発表されないときであっても、津波注意報等が発表されたときには操作員等は本規程に基づいて操作を行うものとする。</u></p> <p><u>（津波到達想定市町村）</u></p> <p><u>第2条 津波到達想定市町村は次の市町村とする。</u></p> <p><u>(1)愛知県外海</u></p> <p><u>豊橋市、田原市</u></p> <p><u>(2)伊勢湾、三河湾</u></p> <p><u>名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、</u></p> <p><u>知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町</u></p> <p><u>(3)その他津波が河川遡上する可能性がある市町村（前二項と重複する市町村を除く。）</u></p> <p><u>一宮市、津島市、安城市、稲沢市、大府市、知立市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、大治町、蟹江町、阿久比町</u></p> <p><u>（津波注意報等発令時の操作体制及び操作方法）</u></p> <p><u>第3条 操作員及び操作員を補助する者（以下「操作員等」という。）は、津波発生時においては気象情報等の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(1)当該地区に愛知県から津波水防警報が発表された場合は、操作員等は水防管理団体からの指示に従い参集し、気象庁からの津波に関する情報の発表区分に従い、次のとおり操作等を行うものとする。</u></p>	<p><u>をもって廃止する。</u></p> <p><u>この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。</u></p> <p><u>平成〇〇年〇月〇日</u></p> <p><u>甲 委託者 愛知県知事 大村秀章</u></p> <p><u>乙 受託者 〇〇〇長 〇〇〇〇</u></p> <p><u>【添付物】</u></p> <p><u>別表 対象施設一覧表</u></p> <p><u>様式1 異常気象時における樋門等操作報告書</u></p> <p><u>様式2 樋門等操作報告書</u></p> <p><u>様式3 連絡体制等届出書</u></p> <p><u>様式4 避難完了報告書</u></p> <p><u>様式5 訓練実施計画書</u></p> <p><u>様式6 訓練実施結果報告書</u></p>	









愛知県水防計画

頁	変更前（平成 30 年度）	変更後（令和元年度）	備考																																												
	<p><u>的迅速に操作できると判断される樋門等については、できる限り操作に努めるものとする。</u></p> <p><u>（車両等の通行及び船舶等の運行の禁止）</u></p> <p><u>第 5 条 津波注意報等発表時における樋門・水門・防潮扉等の閉鎖中は、原則として車両、人の通行及びいかなる船舶の運航も認めないものとする。</u></p> <p><u>（点検整備）</u></p> <p><u>第 6 条 操作員等は、操作完了後は、次回の操作に支障を生じさせないよう十分点検整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>（雑則）</u></p> <p><u>第 7 条 この操作規程に定めのない事項については、建設事務所及び港務所において、別途「運用規程」を定めることができる。</u></p>	<p>様式 2（契約書第 7 条第 2 項関係）</p> <p style="text-align: center;">樋 門 等 操 作 報 告 書</p> <p>（市町村名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">活動期間</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日～ 月 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">建設名</td> <td style="width: 10%;">活動日時</td> <td style="width: 50%;">操作内容</td> <td style="width: 20%;">操作人数</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td>点検結果</td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3"> </td> </tr> </table> <p>※操作報告書は、点検（作動確認）時に作成すること。（月毎の集計は必要ありません）          ※活動日時には、①現地到着時刻、②閉門操作時刻、③開門操作時刻等をそれぞれ記入し、それぞれに対応した具体的な活動内容を「操作内容」欄に記載すること。</p>	活動期間	年 月 日～ 月 日			建設名	活動日時	操作内容	操作人数																													点検結果				特記事項				
活動期間	年 月 日～ 月 日																																														
建設名	活動日時	操作内容	操作人数																																												
点検結果																																															
特記事項																																															

様式 3

愛知県水防計画

頁	変更前（平成 30 年度）	変更後（令和元年度）	備考
		<p>様式3（契約書第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">道 路 体 制 等 規 則 書</p> <p>愛知県〇〇建設事務所 殿</p> <p style="text-align: right;">〇市〇〇町〇〇番地 〇〇番 号</p> <p>年 月 日付けで締結した操作委託契約書第9条の規定に基づき、別紙のとおり 添付します。</p> <p style="text-align: right;">連絡先 〇〇部〇〇課〇〇担当 電 話 〇〇〇-〇〇〇〇</p>	

頁	変更前（平成 30 年度）	変更後（令和元年度）	備考
		<p>(別添) 【記載例】</p> <p>I 連絡体制</p> <p>II 主な行動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各分団は消防所へ参集し、参集状況を管轄副団長へ報告</li> <li>・対象施設の巡視、警戒活動</li> <li>・施設周辺の埋外地の利用者の避難誘導</li> <li>・対象施設の開閉操作</li> <li>・活動状況の報告</li> </ul>	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																																																																			
		<p>様式4</p> <p>様式4（契約書第10条第6項関係）</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>避難完了報告書</p> <p>愛知県〇〇建設事務所長 殿</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇市長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作者</th> <th>班名</th> <th>避難場所</th> <th>避難完了時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）</td> <td>〇班</td> <td>〇〇小学校</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）</td> <td>〇班</td> <td>〇〇市役所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）</td> <td>〇班</td> <td>〇〇分団詰所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）</td> <td>〇班</td> <td>〇〇神社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）</td> <td>〇班</td> <td>〇〇公園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇班</td> <td>〇〇公会館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）</td> <td>〇班</td> <td>〇〇中学校</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇班</td> <td>〇〇駅市場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇班</td> <td>〇〇寺</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇自治会</td> <td></td> <td>〇〇保育園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇市職員</td> <td></td> <td>〇〇センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛知太郎</td> <td></td> <td>〇〇区市民館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇会社</td> <td></td> <td>〇〇公営住宅</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>連絡先 〇〇部〇〇課〇〇担当 電 話 〇〇〇-〇〇〇〇</p>	操作者	班名	避難場所	避難完了時間	備考	〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）	〇班	〇〇小学校			〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）	〇班	〇〇市役所			〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）	〇班	〇〇分団詰所			〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）	〇班	〇〇神社			〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）	〇班	〇〇公園			〇班	〇〇公会館			〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）	〇班	〇〇中学校			〇班	〇〇駅市場			〇班	〇〇寺			〇〇自治会		〇〇保育園			〇〇市職員		〇〇センター			愛知太郎		〇〇区市民館			〇〇会社		〇〇公営住宅			
操作者	班名	避難場所	避難完了時間	備考																																																																		
〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）	〇班	〇〇小学校																																																																				
〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）	〇班	〇〇市役所																																																																				
〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）	〇班	〇〇分団詰所																																																																				
〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）	〇班	〇〇神社																																																																				
〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）	〇班	〇〇公園																																																																				
	〇班	〇〇公会館																																																																				
〇〇市消防団 第〇分団（〇〇地区）	〇班	〇〇中学校																																																																				
	〇班	〇〇駅市場																																																																				
	〇班	〇〇寺																																																																				
〇〇自治会		〇〇保育園																																																																				
〇〇市職員		〇〇センター																																																																				
愛知太郎		〇〇区市民館																																																																				
〇〇会社		〇〇公営住宅																																																																				

頁	変更前（平成 30 年度）	変更後（令和元年度）	備考										
		<p>様式 5</p> <p>様式 5（契約書第 1 2 条第 3 項関係）</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">訓 練 実 施 計 画 書</p> <p>愛知県〇〇〇建設事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇市 長</p> <table border="1" data-bbox="1151 600 1917 1015"> <tr> <td>1. 実施日時</td> <td>〇〇年〇月〇日（〇曜日） 〇〇時〇〇分</td> </tr> <tr> <td>2. 実施施設</td> <td>別紙〇〇のとおり</td> </tr> <tr> <td>3. 実施体制</td> <td>別紙〇〇のとおり</td> </tr> <tr> <td>4. 実施内容</td> <td>(1) 〇〇〇〇訓練 (2) 〇〇〇〇訓練 (3) 〇〇〇〇訓練 (4) 〇〇〇〇訓練</td> </tr> <tr> <td>5. その他</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">連絡先 〇〇部〇〇課〇〇担当 電 話 〇〇〇-〇〇〇〇</p>	1. 実施日時	〇〇年〇月〇日（〇曜日） 〇〇時〇〇分	2. 実施施設	別紙〇〇のとおり	3. 実施体制	別紙〇〇のとおり	4. 実施内容	(1) 〇〇〇〇訓練 (2) 〇〇〇〇訓練 (3) 〇〇〇〇訓練 (4) 〇〇〇〇訓練	5. その他		
1. 実施日時	〇〇年〇月〇日（〇曜日） 〇〇時〇〇分												
2. 実施施設	別紙〇〇のとおり												
3. 実施体制	別紙〇〇のとおり												
4. 実施内容	(1) 〇〇〇〇訓練 (2) 〇〇〇〇訓練 (3) 〇〇〇〇訓練 (4) 〇〇〇〇訓練												
5. その他													

頁	変更前（平成 30 年度）	変更後（令和元年度）	備考												
		<p>様式 6</p> <p>様式 6（愛知書第 12 条第 4 項関係）</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>愛知県水防対策委員会</p> <p>愛知県〇〇〇建設事務所長 殿</p> <p>〇〇市〇〇〇〇番地 〇〇市 長</p> <table border="1" data-bbox="1176 545 1794 1077"> <tr> <td>1. 実施日時</td> <td>〇〇年〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時〇〇分</td> </tr> <tr> <td>2. 実施施設</td> <td>別紙〇〇のとおり</td> </tr> <tr> <td>3. 実施体質</td> <td>別紙〇〇のとおり</td> </tr> <tr> <td>4. 実施内容</td> <td>(1) 〇〇〇〇訓練 (2) 〇〇〇〇訓練 (3) 〇〇〇〇訓練 (4) 〇〇〇〇訓練</td> </tr> <tr> <td>5. 実施結果</td> <td>(記載内容) 訓練を通してみてくる状況の検出、認識等にかかる問題点や課題</td> </tr> <tr> <td>6. その他</td> <td></td> </tr> </table> <p>連絡先 〇〇部〇〇課〇〇担当 電 話 〇〇〇-〇〇〇〇</p>	1. 実施日時	〇〇年〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時〇〇分	2. 実施施設	別紙〇〇のとおり	3. 実施体質	別紙〇〇のとおり	4. 実施内容	(1) 〇〇〇〇訓練 (2) 〇〇〇〇訓練 (3) 〇〇〇〇訓練 (4) 〇〇〇〇訓練	5. 実施結果	(記載内容) 訓練を通してみてくる状況の検出、認識等にかかる問題点や課題	6. その他		
1. 実施日時	〇〇年〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時〇〇分														
2. 実施施設	別紙〇〇のとおり														
3. 実施体質	別紙〇〇のとおり														
4. 実施内容	(1) 〇〇〇〇訓練 (2) 〇〇〇〇訓練 (3) 〇〇〇〇訓練 (4) 〇〇〇〇訓練														
5. 実施結果	(記載内容) 訓練を通してみてくる状況の検出、認識等にかかる問題点や課題														
6. その他															
235	<p><b>(8) 日光川水こう門管理規則（抜粋）</b>  <u>（水こう門の操作）</u>  <b>第 3 条</b> 水こう門の操作は、平常時においては、河川水位の調節（防潮を含む。）のため一般水門及び通船水門の開閉操作並びに通船</p>	<p><b>(5) 日光川水閘門操作要領細則（抜粋）</b>  <u>（操作の基本方針）</u>  <b>第三条</b>  <b>1</b> 水閘門の操作は、平常時においては、河川水位の調節（防潮</p>	<p>日光川水閘門          供用開始による修正</p>												

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
	<p><u>の便を計るための通船水門及びこう門の開閉操作を行い、異常時においては内水位を最低に保つための一般水門及び通船水門の開閉操作を行うものとする。ただし水こう門及びその附属施設の修繕・点検その他特別の理由があるときは、水こう門を閉鎖することがある。</u></p> <p><b>(9) 日光川水こう門管理要領（抜粋）</b></p> <p><b>第3 水門の操作と通報</b> <u>（水位調節の異常時操作）</u></p> <p>3. <u>出水、高潮時の異常時は、事前に気象通報を掌握し、所長の指示を得て、指定水位にかかわらず、あらかじめ内水位を最低に保つためにそれぞれ次のような措置をとるものとする。</u></p> <p>(1) <u>出水時、（出水は大きい、潮位が低い場合）は、一般水門及び通船水門の全門を開き、洪水のすみやかな疎通をはかること。</u></p> <p>(2) <u>高潮時（出水は小さく、潮位が高い場合）は、一般水門及び通船水門の全門を閉ざして防潮をはかること。</u></p> <p><u>出水高潮時（出水が大きく、高潮も高い場合）は、一般水門及び通船水門を操作すること。</u></p>	<p><u>を含む。）のための水門の開閉操作並びに通航の便を計るための閘門の開閉操作を行い、異常時においては、内水位をできるだけ低くするための水門の開閉操作を行うものとする。ただし、水閘門及びその附属施設の修繕、点検その他特別の理由があるときは、水閘門を閉鎖することができる。</u></p> <p>2 <u>水閘門扉の開閉操作は、操作員が遠方操作設備により操作することを原則とする。</u></p> <p>3 <u>水閘門扉操作を行なうものは、遠方操作中は、操作設備の位置をはなれてはならない。また、やむを得ず機側操作を行うときは、機側をはなれてはならない。</u></p> <p><u>（水位調節の異常時操作）</u></p> <p><b>第六条</b></p> <p><u>出水、高潮、出水かつ高潮時及び津波のおそれがある時の異常時は、事前に気象情報を掌握し、次のような措置をとるものとする。</u></p> <p>(1) <u>出水時（出水は大きい、潮位は低い場合）は、水門全門を開き、洪水の速やかな排除をはかること。出水が終わって一旦水門を閉ざした場合において潮位上昇速度より内水が極端に上昇した場合は、もう一度水門全門を開門して内水を排除し、これ以上排除が出来ないと判断した時閉門する。</u></p> <p>(2) <u>高潮時（出水は小さい、潮位が高い場合）は、水門全門を閉ざして防潮をはかること。</u></p> <p>(3) <u>出水かつ高潮時（出水が大きく潮位も高い場合）においても、内水の排除がはかれる場合は水門の全門を操作すること。</u></p> <p>(4) <u>津波のおそれがある時は、速やかに水門全門を閉ざし、津波の河川への遡上を防ぐこと。</u></p>	
236 237	<p><b>(10) 高浜川水門操作規則（抜粋）</b> (略)</p> <p><b>(11) 安永川樋門操作規則</b> (略)</p>	<p><b>(6) 高浜川水門操作規則（抜粋）</b> (略)</p> <p><b>(7) 安永川樋門操作規則</b> (略)</p>	連番の修正
239	<p><b>2 排水ポンプ場</b> (1) <b>日光川排水機等操作規則（抜粋）</b></p>	<p><b>2 排水ポンプ場</b> (1) <b>日光川排水機等操作規則（抜粋）</b></p>	日光川水閘門 供用開始によ



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																								
	<p>(略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>位置</th> <th>操作基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日光川排水機</td> <td>海部郡飛島村 大字梅之郷字 宮東地先</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>蟹江川排水機</td> <td>海部郡蟹江町 大字蟹江本町 字栄花野地先  名古屋市港区 南陽町大字福 田前新田字へ の割地先</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日光川水こう門</td> <td>海部郡飛島村 大字梅之郷字 <u>宮東</u>地先</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	位置	操作基準	日光川排水機	海部郡飛島村 大字梅之郷字 宮東地先	(略)	蟹江川排水機	海部郡蟹江町 大字蟹江本町 字栄花野地先  名古屋市港区 南陽町大字福 田前新田字へ の割地先	(略)	日光川水こう門	海部郡飛島村 大字梅之郷字 <u>宮東</u> 地先	(略)	<p>(略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>位置</th> <th>操作基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日光川排水機</td> <td>海部郡飛島村 大字梅之郷字 宮東地先</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>蟹江川排水機</td> <td>海部郡蟹江町 大字蟹江本町 字栄花野地先  名古屋市港区 南陽町大字福 田前新田字へ の割地先</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日光川水こう門</td> <td>海部郡飛島村 大字梅之郷字 <u>東梅</u>地先</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	位置	操作基準	日光川排水機	海部郡飛島村 大字梅之郷字 宮東地先	(略)	蟹江川排水機	海部郡蟹江町 大字蟹江本町 字栄花野地先  名古屋市港区 南陽町大字福 田前新田字へ の割地先	(略)	日光川水こう門	海部郡飛島村 大字梅之郷字 <u>東梅</u> 地先	(略)	<p>る修正</p>
施設名	位置	操作基準																									
日光川排水機	海部郡飛島村 大字梅之郷字 宮東地先	(略)																									
蟹江川排水機	海部郡蟹江町 大字蟹江本町 字栄花野地先  名古屋市港区 南陽町大字福 田前新田字へ の割地先	(略)																									
日光川水こう門	海部郡飛島村 大字梅之郷字 <u>宮東</u> 地先	(略)																									
施設名	位置	操作基準																									
日光川排水機	海部郡飛島村 大字梅之郷字 宮東地先	(略)																									
蟹江川排水機	海部郡蟹江町 大字蟹江本町 字栄花野地先  名古屋市港区 南陽町大字福 田前新田字へ の割地先	(略)																									
日光川水こう門	海部郡飛島村 大字梅之郷字 <u>東梅</u> 地先	(略)																									
276	<p><b>第十節 費用負担と公用負担</b></p> <p><b>2 公用負担</b></p> <p>(1) 公用負担権限</p> <p>水防のため必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者も同様とする。（法第28条第1項、第2項）</p> <p>ア 必要な土地の一時使用</p> <p>イ 土石、竹木その他の資材の使用</p> <p><u>ウ 土石、竹木その他の資材の収用</u></p> <p><u>エ 車両、その他の運搬用機器の使用</u></p>	<p><b>第十節 費用負担と公用負担</b></p> <p><b>2 公用負担</b></p> <p>(1) 公用負担権限</p> <p>水防のため必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者は、<u>次のアからエ（イにおける収用を除く）の権限を行使することができる。</u>（法第28条第1項、第2項）</p> <p>ア 必要な土地の一時使用</p> <p>イ 土石、竹木その他の資材の使用 <u>若しくは収用</u></p> <p><u>ウ 車両、その他の運搬用機器の使用</u></p>	<p>表記の整理</p>																								

愛知県水防計画

頁	変更前（平成 30 年度）	変更後（令和元年度）	備考
	オ 工作物その他の障害物の処分	<u>エ 排水用機器の使用</u> オ 工作物その他の障害物の処分	
277	(2) 公用負担権限証明書 (略) 図中： <u>平成</u>	(2) 公用負担権限証明書 (略) 図中： <u>令和</u>	新元号に伴う修正
278	<b>第十一節 水防報告と水防記録</b> <b>1 水防管理者</b> (略) <b>2 県建設事務所長</b> (略) <u>(追加)</u>	<b>第十一節 水防報告と水防記録</b> <b>1 水防管理者</b> (略) <b>2 県建設事務所長</b> (略) <b>3 県水防本部長</b> <u>県水防本部長は、県建設事務所長からの報告について、3日以内に国（中部地方整備局等）に報告するものとする。</u>	県から国への水防報告について明記
279	第1号様式 第2号様式 第3号様式 様式中： <u>平成</u>	第1号様式 第2号様式 第3号様式 様式中： <u>令和</u>	新元号に伴う修正
	<b>第十一章 他の機関等の協力応援</b>	<b>第十一章 他の機関等の協力応援</b>	
283	<b>第一節 洪水予報連絡会</b> (略) 新川、天白川、日光川及び境・逢妻川については洪水予報連絡会に準じて担当者会議を設置している。	<b>第一節 洪水予報連絡会</b> (略) 新川、天白川、日光川及び境 <u>川</u> ・逢妻川については洪水予報連絡会に準じて担当者会議を設置している。	表記の整理
283	<b>第二節 水防災協議会</b> <u>愛知県</u> は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、水防災協議会を設立した。 (略) 表1 県管理河川等を対象とした水防災協議会の設立状況（法第15条の10）	<b>第二節 <u>大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）</u></b> 県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、 <u>法第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として</u> 、水防災協議会を設立した。 (略) 表1 県管理河川等を対象とした水防災協議会の設立状況（法第15条の10）	表記の整理、位置づけを明記 表記の整理

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）			変更後（令和元年度）			備考
	協議会の名称	事務局	構成員	協議会の名称	事務局	構成員	
	庄内川・木曾川圏域水防災協議会	県：建設部	県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、防災局 市町村：25市町村、水害予防組合：1団体、水防事務組合1団体、气象台：名古屋地方气象台 中部地方整備局(オプザ-バ-)：庄内川河川事務所、木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所	庄内川・木曾川圏域水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：25市町村、水害予防組合：1団体、水防事務組合1団体、气象台：名古屋地方气象台 中部地方整備局(オプザ-バ-)：庄内川河川事務所、木曾川上流河川事務所、木曾川下流河川事務所	
	知多半島圏域水防災協議会	県：建設部	県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、防災局 市町村：7市町 气象台：名古屋地方气象台 中部地方整備局(オプザ-バ-)：河川部 地域河川課	知多半島圏域水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：7市町 气象台：名古屋地方气象台 中部地方整備局(オプザ-バ-)：河川部 地域河川課	
	矢作川圏域水防災協議会	県：建設部	県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、防災局 市町村：14市町 气象台：名古屋地方气象台 中部地方整備局(オプザ-バ-)：豊橋河川事務所	矢作川圏域水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：14市町 气象台：名古屋地方气象台 ダム管理者：矢作ダム管理所、中部電力株式会社越戸水力制御所 中部地方整備局(オプザ-バ-)：豊橋河川事務所	
	豊川圏域水防災協議会	県：建設部	県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、防災局 市町村：8市町村 气象台：名古屋地方气象台 中部地方整備局(オプザ-バ-)：豊橋河川事務所	豊川圏域水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：8市町村 气象台：名古屋地方气象台 ダム管理者：水資源機構豊川用水総合事業部 中部地方整備局(オプザ-バ-)：豊橋河川事務所	

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
290	<p><b>第十二章 排水機の運転調整</b></p> <p><b>2 新川流域排水調整要綱</b></p> <p>(1) 新川流域排水調整要綱 (排水調整の目的)</p> <p>第一条 一級河川庄内川水系新川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年5月28日から施行する。 <u>(追加)</u></p> <p>(別表第一：第五条第一項関係) 各単位流域の市町 (略)</p>	<p><b>第十二章 排水機の運転調整</b></p> <p><b>2 新川流域排水調整要綱</b></p> <p>(1) 新川流域排水調整要綱 (排水調整の目的)</p> <p>第一条 一級河川庄内川水系新川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水 <u>(高潮を含む)</u> に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年5月28日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和元年5月27日から施行する。</u></p> <p>(別表第一：第五条第一項関係) 各単位流域の市町 (略)</p>	<p>新川流域排水調整要綱の改定に伴う修正</p>

愛知県水防計画

頁

変更前 (平成30年度)

295

(別表第二：第五条第二項関係) 各単位流域の排水機一覧

Table with columns: 区分, NO., 排水機種名, 管理者, 位置 (距離, 左岸, 右岸), 集水面積, 排水量, 排水量 (km2), 排水量 (m3/d), 備考. Includes sub-sections for 新川下流, 新川上流, 合小川, 新川, 大山川, 五東川, 市下川, 矢戸川, 青木川, 緑澤川, and 総合計.

変更後 (令和元年度)

備考

(別表第二：第五条第二項関係) 各単位流域の排水機一覧

Table with columns: 区分, NO., 排水機種名, 管理者, 位置 (距離, 左岸, 右岸), 集水面積, 排水量, 排水量 (km2), 排水量 (m3/d), 備考. Includes sub-sections for 新川下流, 新川上流, 合小川, 新川, 大山川, 五東川, 市下川, 矢戸川, 青木川, 緑澤川, and 総合計.

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																																																																																																																																																																																																																
296	<p>(別表第三：第六条第一項、第九条第一項関係) 基準地点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位流域</th> <th>新川下流域</th> <th>新川上流域</th> <th>五条川流域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準点</td> <td>下之一色水位観測所</td> <td>水場川外水位観測所</td> <td>春日水位観測所</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>新川 3k/240 左岸</td> <td>新川 16k/000 右岸</td> <td>五条川 6k/650 左岸</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>名古屋市中区下之一色町三角</td> <td>清須市阿原</td> <td>清須市春日振形 127-1</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>愛知県尾張建設事務所</td> <td>愛知県尾張建設事務所</td> <td>愛知県尾張建設事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表第四：第六条第二項関係) 基準地点と排水調整対象流域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排水調整対象流域</th> <th colspan="3">基準地点</th> </tr> <tr> <th>下之一色</th> <th>水場川外水位</th> <th>春日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川下流域</td> <td>●</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新川上流域</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>五条川流域</td> <td>●</td> <td>—</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表第五：第五条第二項、第七条、第八条第一項、第九条第一項関係) 各基準地点の基準水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位流域</th> <th>新川下流域</th> <th>新川上流域</th> <th>五条川流域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準地点</td> <td>下之一色</td> <td>水場川外水位</td> <td>春日</td> </tr> <tr> <td>準備水位</td> <td>TP2.20m</td> <td>TP3.90m</td> <td>TP4.60m</td> </tr> <tr> <td>停止水位</td> <td>TP2.90m</td> <td>TP5.20m</td> <td>TP5.40m</td> </tr> <tr> <td>再開水位</td> <td>TP2.70m</td> <td>TP5.00m</td> <td>TP5.20m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十二条関係) 伝達様式一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">伝達内容</th> <th rowspan="2">条 項</th> <th colspan="3">基準地点</th> <th rowspan="2">排水調整報告</th> </tr> <tr> <th>下之一色</th> <th>水場川外水位</th> <th>春日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">準備</td> <td rowspan="2">第七条</td> <td>第一項</td> <td>様式1-1</td> <td>様式1-2</td> <td rowspan="2">様式1-3</td> </tr> <tr> <td>第二項</td> <td colspan="2">様式1-4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止</td> <td rowspan="2">第八条</td> <td>第一項</td> <td>様式2-1</td> <td>様式2-2</td> <td rowspan="2">様式2-3</td> </tr> <tr> <td>第二項</td> <td colspan="2">様式2-4</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">伝達内容</th> <th rowspan="2">条 項</th> <th colspan="3">基準地点</th> <th rowspan="2">排水調整報告</th> </tr> <tr> <th>下之一色</th> <th>下之一色</th> <th>下之一色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">解除</td> <td rowspan="2">第九条</td> <td>第一項</td> <td>様式3-1</td> <td>様式3-2</td> <td rowspan="2">様式3-3</td> </tr> <tr> <td>第二項</td> <td colspan="2">様式3-4</td> </tr> </tbody> </table>	単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域	基準点	下之一色水位観測所	水場川外水位観測所	春日水位観測所	位置	新川 3k/240 左岸	新川 16k/000 右岸	五条川 6k/650 左岸	設置場所	名古屋市中区下之一色町三角	清須市阿原	清須市春日振形 127-1	管理者	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所	排水調整対象流域	基準地点			下之一色	水場川外水位	春日	新川下流域	●	—	—	新川上流域	●	●	—	五条川流域	●	—	●	単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域	基準地点	下之一色	水場川外水位	春日	準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m	停止水位	TP2.90m	TP5.20m	TP5.40m	再開水位	TP2.70m	TP5.00m	TP5.20m	伝達内容	条 項	基準地点			排水調整報告	下之一色	水場川外水位	春日	準備	第七条	第一項	様式1-1	様式1-2	様式1-3	第二項	様式1-4		停止	第八条	第一項	様式2-1	様式2-2	様式2-3	第二項	様式2-4		伝達内容	条 項	基準地点			排水調整報告	下之一色	下之一色	下之一色	解除	第九条	第一項	様式3-1	様式3-2	様式3-3	第二項	様式3-4		<p>(別表第三：第六条第一項、第九条第一項関係) 基準地点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位流域</th> <th>新川下流域</th> <th>新川上流域</th> <th>五条川流域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準点</td> <td>下之一色水位観測所</td> <td>水場川外水位観測所</td> <td>春日水位観測所</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>新川 3k/240 左岸</td> <td>新川 16k/000 右岸</td> <td>五条川 6k/650 左岸</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>名古屋市中区下之一色町三角</td> <td>清須市阿原</td> <td>清須市春日振形 127-1</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>愛知県尾張建設事務所</td> <td>愛知県尾張建設事務所</td> <td>愛知県尾張建設事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表第四：第六条第二項関係) 基準地点と排水調整対象流域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排水調整対象流域</th> <th colspan="3">基準地点</th> </tr> <tr> <th>下之一色</th> <th>水場川外水位</th> <th>春日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川下流域</td> <td>●</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新川上流域</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>五条川流域</td> <td>●</td> <td>—</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表第五：第五条第二項、第七条、第八条第一項、第九条第一項関係) 各基準地点の基準水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位流域</th> <th>新川下流域</th> <th>新川上流域</th> <th>五条川流域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準地点</td> <td>下之一色</td> <td>水場川外水位</td> <td>春日</td> </tr> <tr> <td>準備水位</td> <td>TP2.20m</td> <td>TP3.90m</td> <td>TP4.60m</td> </tr> <tr> <td>停止水位</td> <td>TP3.00m</td> <td>TP5.20m</td> <td>TP5.40m</td> </tr> <tr> <td>再開水位</td> <td>TP2.80m</td> <td>TP5.00m</td> <td>TP5.20m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十二条関係) 伝達様式一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">伝達内容</th> <th rowspan="2">条 項</th> <th colspan="3">基準地点</th> <th rowspan="2">排水調整報告</th> </tr> <tr> <th>下之一色</th> <th>水場川外水位</th> <th>春日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">準備</td> <td rowspan="2">第七条</td> <td>第一項</td> <td>様式1-1</td> <td>様式1-2</td> <td rowspan="2">様式1-3</td> </tr> <tr> <td>第二項</td> <td colspan="2">様式1-4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止</td> <td rowspan="2">第八条</td> <td>第一項</td> <td>様式2-1</td> <td>様式2-2</td> <td rowspan="2">様式2-3</td> </tr> <tr> <td>第二項</td> <td colspan="2">様式2-4</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">伝達内容</th> <th rowspan="2">条 項</th> <th colspan="3">基準地点</th> <th rowspan="2">排水調整報告</th> </tr> <tr> <th>下之一色</th> <th>下之一色</th> <th>下之一色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">解除</td> <td rowspan="2">第九条</td> <td>第一項</td> <td>様式3-1</td> <td>様式3-2</td> <td rowspan="2">様式3-3</td> </tr> <tr> <td>第二項</td> <td colspan="2">様式3-4</td> </tr> </tbody> </table>	単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域	基準点	下之一色水位観測所	水場川外水位観測所	春日水位観測所	位置	新川 3k/240 左岸	新川 16k/000 右岸	五条川 6k/650 左岸	設置場所	名古屋市中区下之一色町三角	清須市阿原	清須市春日振形 127-1	管理者	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所	排水調整対象流域	基準地点			下之一色	水場川外水位	春日	新川下流域	●	—	—	新川上流域	●	●	—	五条川流域	●	—	●	単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域	基準地点	下之一色	水場川外水位	春日	準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m	停止水位	TP3.00m	TP5.20m	TP5.40m	再開水位	TP2.80m	TP5.00m	TP5.20m	伝達内容	条 項	基準地点			排水調整報告	下之一色	水場川外水位	春日	準備	第七条	第一項	様式1-1	様式1-2	様式1-3	第二項	様式1-4		停止	第八条	第一項	様式2-1	様式2-2	様式2-3	第二項	様式2-4		伝達内容	条 項	基準地点			排水調整報告	下之一色	下之一色	下之一色	解除	第九条	第一項	様式3-1	様式3-2	様式3-3	第二項	様式3-4		
単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域																																																																																																																																																																																																																
基準点	下之一色水位観測所	水場川外水位観測所	春日水位観測所																																																																																																																																																																																																																
位置	新川 3k/240 左岸	新川 16k/000 右岸	五条川 6k/650 左岸																																																																																																																																																																																																																
設置場所	名古屋市中区下之一色町三角	清須市阿原	清須市春日振形 127-1																																																																																																																																																																																																																
管理者	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所																																																																																																																																																																																																																
排水調整対象流域	基準地点																																																																																																																																																																																																																		
	下之一色	水場川外水位	春日																																																																																																																																																																																																																
新川下流域	●	—	—																																																																																																																																																																																																																
新川上流域	●	●	—																																																																																																																																																																																																																
五条川流域	●	—	●																																																																																																																																																																																																																
単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域																																																																																																																																																																																																																
基準地点	下之一色	水場川外水位	春日																																																																																																																																																																																																																
準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m																																																																																																																																																																																																																
停止水位	TP2.90m	TP5.20m	TP5.40m																																																																																																																																																																																																																
再開水位	TP2.70m	TP5.00m	TP5.20m																																																																																																																																																																																																																
伝達内容	条 項	基準地点			排水調整報告																																																																																																																																																																																																														
		下之一色	水場川外水位	春日																																																																																																																																																																																																															
準備	第七条	第一項	様式1-1	様式1-2	様式1-3																																																																																																																																																																																																														
		第二項	様式1-4																																																																																																																																																																																																																
停止	第八条	第一項	様式2-1	様式2-2	様式2-3																																																																																																																																																																																																														
		第二項	様式2-4																																																																																																																																																																																																																
伝達内容	条 項	基準地点			排水調整報告																																																																																																																																																																																																														
		下之一色	下之一色	下之一色																																																																																																																																																																																																															
解除	第九条	第一項	様式3-1	様式3-2	様式3-3																																																																																																																																																																																																														
		第二項	様式3-4																																																																																																																																																																																																																
単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域																																																																																																																																																																																																																
基準点	下之一色水位観測所	水場川外水位観測所	春日水位観測所																																																																																																																																																																																																																
位置	新川 3k/240 左岸	新川 16k/000 右岸	五条川 6k/650 左岸																																																																																																																																																																																																																
設置場所	名古屋市中区下之一色町三角	清須市阿原	清須市春日振形 127-1																																																																																																																																																																																																																
管理者	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所																																																																																																																																																																																																																
排水調整対象流域	基準地点																																																																																																																																																																																																																		
	下之一色	水場川外水位	春日																																																																																																																																																																																																																
新川下流域	●	—	—																																																																																																																																																																																																																
新川上流域	●	●	—																																																																																																																																																																																																																
五条川流域	●	—	●																																																																																																																																																																																																																
単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域																																																																																																																																																																																																																
基準地点	下之一色	水場川外水位	春日																																																																																																																																																																																																																
準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m																																																																																																																																																																																																																
停止水位	TP3.00m	TP5.20m	TP5.40m																																																																																																																																																																																																																
再開水位	TP2.80m	TP5.00m	TP5.20m																																																																																																																																																																																																																
伝達内容	条 項	基準地点			排水調整報告																																																																																																																																																																																																														
		下之一色	水場川外水位	春日																																																																																																																																																																																																															
準備	第七条	第一項	様式1-1	様式1-2	様式1-3																																																																																																																																																																																																														
		第二項	様式1-4																																																																																																																																																																																																																
停止	第八条	第一項	様式2-1	様式2-2	様式2-3																																																																																																																																																																																																														
		第二項	様式2-4																																																																																																																																																																																																																
伝達内容	条 項	基準地点			排水調整報告																																																																																																																																																																																																														
		下之一色	下之一色	下之一色																																																																																																																																																																																																															
解除	第九条	第一項	様式3-1	様式3-2	様式3-3																																																																																																																																																																																																														
		第二項	様式3-4																																																																																																																																																																																																																

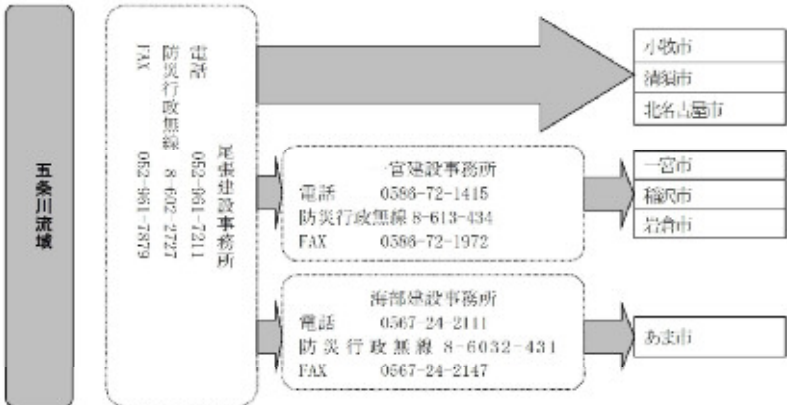
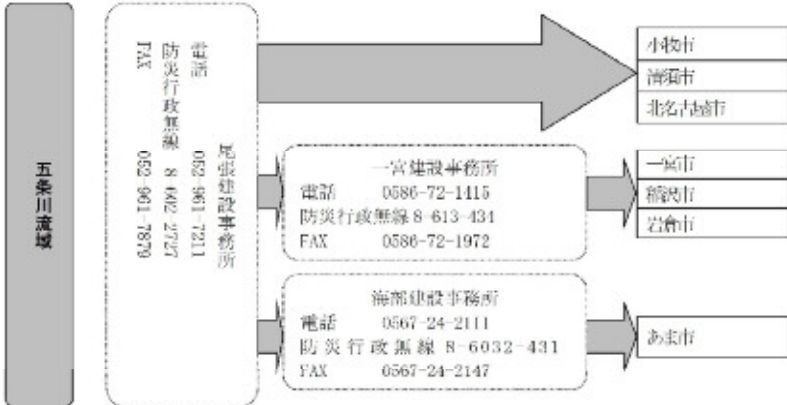


頁	変更前 (平成30年度)	変更後 (令和元年度)	備考																																																
297	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">別紙 様式1-1</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">緊急連絡第__号</p> <p style="text-align: center; color: red;">平成__年__月__日 __時__分 発</p> <p style="text-align: center;">関係機関殿</p> <p style="text-align: center;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が平成__年__月__日__時__分に</li> <li>排水停止準備水位T、P、2.20mに達しました。</li> <li>排水調整(停止)準備対象流域は、全域(新川下流域、新川上流域、五条川流域)です。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整基準点に基づく水位情報通知です。 2 このフォーマットを受報した者に対し上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の欄目は省略してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 15%;">             尾張建設事務所 電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879         </div> <div style="width: 60%; text-align: center;"> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td>名古屋市</td><td>下流・上流</td></tr> <tr><td>小牧市</td><td>上流・五条</td></tr> <tr><td>清須市</td><td>上流・五条</td></tr> <tr><td>北名古屋市</td><td>上流・五条</td></tr> <tr><td>豊田町</td><td>上流</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td>一宮市</td><td>五条</td></tr> <tr><td>稲沢市</td><td>五条</td></tr> <tr><td>岩倉市</td><td>五条</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>あま市</td><td>下流・五条</td></tr> <tr><td>大治町</td><td>下流</td></tr> </table> </div> </div>	受報時間	受報者	月 日 時 分		名古屋市	下流・上流	小牧市	上流・五条	清須市	上流・五条	北名古屋市	上流・五条	豊田町	上流	一宮市	五条	稲沢市	五条	岩倉市	五条	あま市	下流・五条	大治町	下流	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">別紙 様式1-1</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">緊急連絡第__号</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和__年__月__日 __時__分 発</p> <p style="text-align: center;">関係機関殿</p> <p style="text-align: center;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が令和__年__月__日__時__分に</li> <li>排水停止準備水位T、P、2.20mに達しました。</li> <li>排水調整(停止)準備対象流域は、全域(新川下流域、新川上流域、五条川流域)です。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整基準点に基づく水位情報通知です。 2 このフォーマットを受報した者に対し上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の欄目は省略してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 15%;">             尾張建設事務所 電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879         </div> <div style="width: 60%; text-align: center;"> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td>名古屋市</td><td>下流・上流</td></tr> <tr><td>小牧市</td><td>上流・五条</td></tr> <tr><td>清須市</td><td>上流・五条</td></tr> <tr><td>北名古屋市</td><td>上流・五条</td></tr> <tr><td>豊田町</td><td>上流</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td>一宮市</td><td>五条</td></tr> <tr><td>稲沢市</td><td>五条</td></tr> <tr><td>岩倉市</td><td>五条</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>あま市</td><td>下流・五条</td></tr> <tr><td>大治町</td><td>下流</td></tr> </table> </div> </div>	受報時間	受報者	月 日 時 分		名古屋市	下流・上流	小牧市	上流・五条	清須市	上流・五条	北名古屋市	上流・五条	豊田町	上流	一宮市	五条	稲沢市	五条	岩倉市	五条	あま市	下流・五条	大治町	下流	
受報時間	受報者																																																		
月 日 時 分																																																			
名古屋市	下流・上流																																																		
小牧市	上流・五条																																																		
清須市	上流・五条																																																		
北名古屋市	上流・五条																																																		
豊田町	上流																																																		
一宮市	五条																																																		
稲沢市	五条																																																		
岩倉市	五条																																																		
あま市	下流・五条																																																		
大治町	下流																																																		
受報時間	受報者																																																		
月 日 時 分																																																			
名古屋市	下流・上流																																																		
小牧市	上流・五条																																																		
清須市	上流・五条																																																		
北名古屋市	上流・五条																																																		
豊田町	上流																																																		
一宮市	五条																																																		
稲沢市	五条																																																		
岩倉市	五条																																																		
あま市	下流・五条																																																		
大治町	下流																																																		



頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																										
298	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式1-2</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号 平成__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: right;">河川管理者 愛知県知事 大村秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知</p> <p>1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が 2 平成__年__月__日__時__分に 3 排水停止準備水位T. P. 3. 9 0 mに達しました。 4 排水調整(停止)準備対象流域は、新川上流域です。</p> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 ファクス 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このファクスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認をしてください。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新川上流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px; flex-grow: 1;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><b>尾張建設事務所</b></p> <p style="margin: 0;">電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➔</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>名古屋市</td></tr> <tr><td>小牧市</td></tr> <tr><td>清須市</td></tr> <tr><td>北名古屋市</td></tr> <tr><td>豊山町</td></tr> </table> </div>		受報時間		受報者		月 日 時 分			名古屋市	小牧市	清須市	北名古屋市	豊山町	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式1-2</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号 令和__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: right;">河川管理者 愛知県知事 大村秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知</p> <p>1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が 2 令和__年__月__日__時__分に 3 排水停止準備水位T. P. 3. 9 0 mに達しました。 4 排水調整(停止)準備対象流域は、新川上流域です。</p> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 ファクス 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このファクスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認をしてください。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新川上流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px; flex-grow: 1;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><b>尾張建設事務所</b></p> <p style="margin: 0;">電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➔</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>名古屋市</td></tr> <tr><td>小牧市</td></tr> <tr><td>清須市</td></tr> <tr><td>北名古屋市</td></tr> <tr><td>豊山町</td></tr> </table> </div>		受報時間		受報者		月 日 時 分			名古屋市	小牧市	清須市	北名古屋市	豊山町	
	受報時間		受報者																										
	月 日 時 分																												
名古屋市																													
小牧市																													
清須市																													
北名古屋市																													
豊山町																													
	受報時間		受報者																										
	月 日 時 分																												
名古屋市																													
小牧市																													
清須市																													
北名古屋市																													
豊山町																													

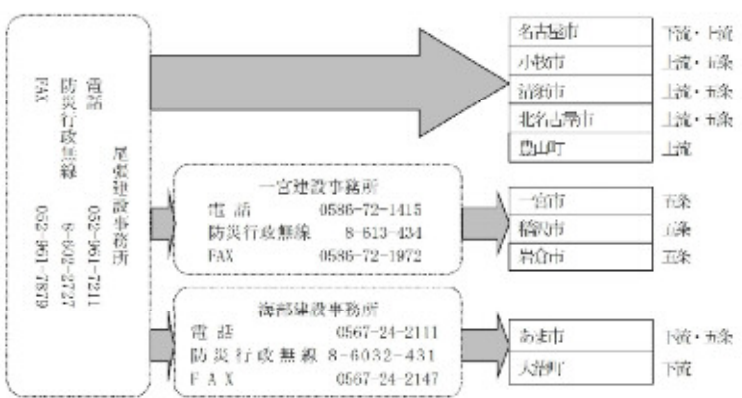
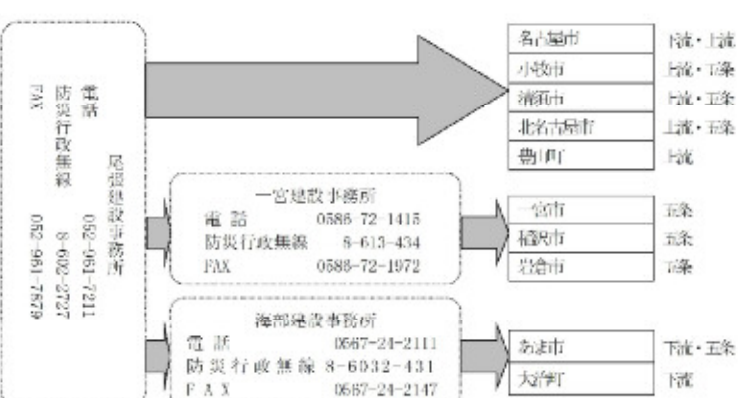
愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考												
299	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式1-3</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号</p> <p style="text-align: right;">平成__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: center;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が</li> <li>2 平成__年__月__日__時__分に</li> <li>3 排水停止準備水位T、P、4.60mに達しました。</li> <li>4 排水調整(停止)準備対象流域は、五条川流域です。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 ファクス 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このファクスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認をしてください。</p> 		受報時間	受報者		月 日 時 分		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式1-3</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号</p> <p style="text-align: right;">令和__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: center;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が</li> <li>2 令和__年__月__日__時__分に</li> <li>3 排水停止準備水位T、P、4.60mに達しました。</li> <li>4 排水調整(停止)準備対象流域は、五条川流域です。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 ファクス 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このファクスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認をしてください。</p> 		受報時間	受報者		月 日 時 分		
	受報時間	受報者													
	月 日 時 分														
	受報時間	受報者													
	月 日 時 分														

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																																																																		
300	<div data-bbox="257 247 974 869" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受報時間</td> <td style="width: 50%;">受報者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式1-4</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号</p> <p style="text-align: right;">平成__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: right;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水調整(停止)準備水位に係る通知</p> <p>1. 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所 新川上流域排水調整基準点・水場川(約)水位観測所 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所 の水位が</p> <p>2. 平成__年__月__日__時__分に</p> <p>3. 排水停止準備水位 ・T.P. 2. 2 0 m(新川下流域) ・T.P. 3. 9 0 m(新川上流域) ・T.P. 4. 6 0 m(五条川流域) を</p> <p>4. 下回りました。</p> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879</p> </div> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認をしてください。</p> <div data-bbox="257 981 974 1348" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">                 FAX 防災行政無線 尾張建設事務所 052-196-290 052-196-291 052-196-292 052-196-293 052-196-294 052-196-295 052-196-296 052-196-297 052-196-298 052-196-299             </td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">名古屋</td> <td style="width: 10%;">下流・上流</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小牧市</td> <td>上流・五条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">尾張建設事務所 電話 0585-72-1415 防災行政無線 8-613-434 FAX 0585-72-1972</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">清洲市</td> <td>上流・五条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北名古屋市</td> <td>上流・五条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">一宮市</td> <td>五条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">稲沢市</td> <td>五条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">岩倉市</td> <td>五条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">あま市</td> <td>下流・五条</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">大府町</td> <td>下流</td> </tr> </table> </div>	受報時間	受報者	月 日 時 分		FAX 防災行政無線 尾張建設事務所 052-196-290 052-196-291 052-196-292 052-196-293 052-196-294 052-196-295 052-196-296 052-196-297 052-196-298 052-196-299	→	名古屋	下流・上流	小牧市	上流・五条	尾張建設事務所 電話 0585-72-1415 防災行政無線 8-613-434 FAX 0585-72-1972	→	清洲市	上流・五条	北名古屋市	上流・五条	尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147	→	一宮市	五条	稲沢市	五条	尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147	→	岩倉市	五条	あま市	下流・五条			大府町	下流	<div data-bbox="1131 231 1848 853" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受報時間</td> <td style="width: 50%;">受報者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式1-4</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号</p> <p style="text-align: right;">令和__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: right;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水調整(停止)準備水位に係る通知</p> <p>1. 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所 新川上流域排水調整基準点・水場川(約)水位観測所 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所 の水位が</p> <p>2. 令和__年__月__日__時__分に</p> <p>3. 排水停止準備水位 ・T.P. 2. 2 0 m(新川下流域) ・T.P. 3. 9 0 m(新川上流域) ・T.P. 4. 6 0 m(五条川流域) を</p> <p>4. 下回りました。</p> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879</p> </div> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認をしてください。</p> <div data-bbox="1131 965 1848 1348" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">                 FAX 防災行政無線 尾張建設事務所 052-196-290 052-196-291 052-196-292 052-196-293 052-196-294 052-196-295 052-196-296 052-196-297 052-196-298 052-196-299             </td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">名古屋</td> <td style="width: 10%;">下流・上流</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小牧市</td> <td>上流・五条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">尾張建設事務所 電話 0585-72-1415 防災行政無線 8-613-434 FAX 0585-72-1972</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">清洲市</td> <td>上流・五条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北名古屋市</td> <td>上流・五条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">岩田町</td> <td>上流</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一宮市</td> <td>五条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">稲沢市</td> <td>五条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩倉市</td> <td>五条</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">あま市</td> <td>下流・五条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大府町</td> <td>下流</td> </tr> </table> </div>	受報時間	受報者	月 日 時 分		FAX 防災行政無線 尾張建設事務所 052-196-290 052-196-291 052-196-292 052-196-293 052-196-294 052-196-295 052-196-296 052-196-297 052-196-298 052-196-299	→	名古屋	下流・上流	小牧市	上流・五条	尾張建設事務所 電話 0585-72-1415 防災行政無線 8-613-434 FAX 0585-72-1972	→	清洲市	上流・五条	北名古屋市	上流・五条	尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147	→	岩田町	上流	一宮市	五条	尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147	→	稲沢市	五条	岩倉市	五条	尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147	→	あま市	下流・五条	大府町	下流	
受報時間	受報者																																																																				
月 日 時 分																																																																					
FAX 防災行政無線 尾張建設事務所 052-196-290 052-196-291 052-196-292 052-196-293 052-196-294 052-196-295 052-196-296 052-196-297 052-196-298 052-196-299	→	名古屋	下流・上流																																																																		
		小牧市	上流・五条																																																																		
尾張建設事務所 電話 0585-72-1415 防災行政無線 8-613-434 FAX 0585-72-1972	→	清洲市	上流・五条																																																																		
		北名古屋市	上流・五条																																																																		
尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147	→	一宮市	五条																																																																		
		稲沢市	五条																																																																		
尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147	→	岩倉市	五条																																																																		
		あま市	下流・五条																																																																		
		大府町	下流																																																																		
受報時間	受報者																																																																				
月 日 時 分																																																																					
FAX 防災行政無線 尾張建設事務所 052-196-290 052-196-291 052-196-292 052-196-293 052-196-294 052-196-295 052-196-296 052-196-297 052-196-298 052-196-299	→	名古屋	下流・上流																																																																		
		小牧市	上流・五条																																																																		
尾張建設事務所 電話 0585-72-1415 防災行政無線 8-613-434 FAX 0585-72-1972	→	清洲市	上流・五条																																																																		
		北名古屋市	上流・五条																																																																		
尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147	→	岩田町	上流																																																																		
		一宮市	五条																																																																		
尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147	→	稲沢市	五条																																																																		
		岩倉市	五条																																																																		
尾張建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147	→	あま市	下流・五条																																																																		
		大府町	下流																																																																		

愛知県水防計画

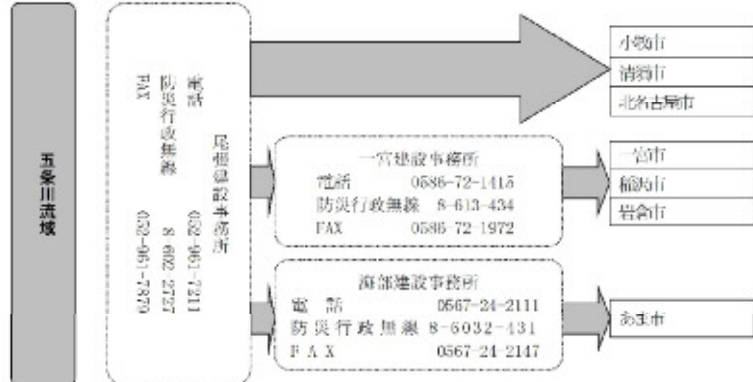
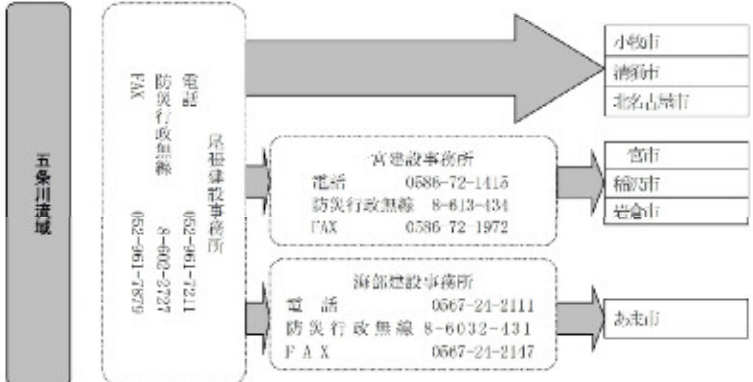
頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考								
301	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式2-1</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号</p> <p style="text-align: right;">平成__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関</p> <p style="text-align: right;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水停止水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が</li> <li>平成__年__月__日__時__分に</li> <li>排水停止水位T、P、<u>2.90</u>mに達しました。</li> <li>排水停止対象流域は、全域（新川下流域、新川上流域、五条川流域）です。</li> <li>各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p> 	受報時間	受報者	月 日 時 分		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式2-1</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号</p> <p style="text-align: right;">令和__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関</p> <p style="text-align: right;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水停止水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が</li> <li>令和__年__月__日__時__分に</li> <li>排水停止水位T、P、<u>3.00</u>mに達しました。</li> <li>排水停止対象流域は、全域（新川下流域、新川上流域、五条川流域）です。</li> <li>各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p> 	受報時間	受報者	月 日 時 分		
受報時間	受報者										
月 日 時 分											
受報時間	受報者										
月 日 時 分											

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																																
302	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">別紙 様式2-2</p> <div style="text-align: right; margin-right: 10%;"> <b>緊急連絡第__号</b>              平成__年__月__日              __時__分 発表         </div> <p style="margin-top: 10px;">関係機関殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 10%;">             河川管理者              愛知県知事 大村 秀章         </p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">新川流域の排水停止水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が</li> <li>2 <u>令和</u>__年__月__日__時__分に</li> <li>3 排水停止水位T. P. 5. 20mに達しました。</li> <li>4 排水停止対象流域は、新川上流域です。</li> <li>5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <div style="text-align: right; margin-right: 10%;">             連絡先 尾張建設事務所              電 話 052-961-7211              防災行政無線 8-602-2727              ファックス 052-961-7879         </div> <p style="margin-top: 10px;">注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。              2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。              3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p> <div style="margin-top: 20px;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center; padding: 5px;">新川上流</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; margin-left: 10px;"> <tr><td style="text-align: center; padding: 5px;"><b>尾張建設事務所</b></td></tr> <tr><td>電話 052-961-7211</td></tr> <tr><td>防災行政無線 8-602-2727</td></tr> <tr><td>FAX 052-961-7879</td></tr> </table> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px;">名古屋市</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">小牧市</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">清須市</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">北名古屋市</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">豊山町</td></tr> </table> </div>		受報時間	受報者		月 日 時 分		新川上流	<b>尾張建設事務所</b>	電話 052-961-7211	防災行政無線 8-602-2727	FAX 052-961-7879	名古屋市	小牧市	清須市	北名古屋市	豊山町	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">別紙 様式2-2</p> <div style="text-align: right; margin-right: 10%;"> <b>緊急連絡第__号</b>              令和__年__月__日              __時__分 発表         </div> <p style="margin-top: 10px;">関係機関殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 10%;">             河川管理者              愛知県知事 大村 秀章         </p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">新川流域の排水停止水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が</li> <li>2 <u>令和</u>__年__月__日__時__分に</li> <li>3 排水停止水位T. P. 5. 20mに達しました。</li> <li>4 排水停止対象流域は、新川上流域です。</li> <li>5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <div style="text-align: right; margin-right: 10%;">             連絡先 尾張建設事務所              電 話 052-961-7211              防災行政無線 8-602-2727              ファックス 052-961-7879         </div> <p style="margin-top: 10px;">注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。              2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。              3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p> <div style="margin-top: 20px;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center; padding: 5px;">新川上流</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; margin-left: 10px;"> <tr><td style="text-align: center; padding: 5px;"><b>尾張建設事務所</b></td></tr> <tr><td>電話 052-961-7211</td></tr> <tr><td>防災行政無線 8-602-2727</td></tr> <tr><td>FAX 052-961-7879</td></tr> </table> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 5px;">名古屋市</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">小牧市</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">清須市</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">北名古屋市</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">豊山町</td></tr> </table> </div>		受報時間	受報者		月 日 時 分		新川上流	<b>尾張建設事務所</b>	電話 052-961-7211	防災行政無線 8-602-2727	FAX 052-961-7879	名古屋市	小牧市	清須市	北名古屋市	豊山町	
	受報時間	受報者																																	
	月 日 時 分																																		
新川上流																																			
<b>尾張建設事務所</b>																																			
電話 052-961-7211																																			
防災行政無線 8-602-2727																																			
FAX 052-961-7879																																			
名古屋市																																			
小牧市																																			
清須市																																			
北名古屋市																																			
豊山町																																			
	受報時間	受報者																																	
	月 日 時 分																																		
新川上流																																			
<b>尾張建設事務所</b>																																			
電話 052-961-7211																																			
防災行政無線 8-602-2727																																			
FAX 052-961-7879																																			
名古屋市																																			
小牧市																																			
清須市																																			
北名古屋市																																			
豊山町																																			



愛知県水防計画

頁	変更前（平成 30 年度）	変更後（令和元年度）	備考												
303	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式 2-3</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号 平成__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関宛</p> <p style="text-align: center;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水停止水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が</li> <li>2 平成__年__月__日__時__分に</li> <li>3 排水停止水位T、P、5.40mに達しました。</li> <li>4 排水停止対象流域は、五条川流域です。</li> <li>5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p> 		受報時間	受報者		月 日 時 分		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式 2-3</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号 令和__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関宛</p> <p style="text-align: center;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水停止水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が</li> <li>2 令和__年__月__日__時__分に</li> <li>3 排水停止水位T、P、5.40mに達しました。</li> <li>4 排水停止対象流域は、五条川流域です。</li> <li>5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p> 		受報時間	受報者		月 日 時 分		
	受報時間	受報者													
	月 日 時 分														
	受報時間	受報者													
	月 日 時 分														

	受報時間	受報者
	月 日 時 分	

別紙 様式2-4

緊急指令第 \_\_\_\_\_ 号

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
\_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 発表

関係機関 愛知県知事 大村 秀章

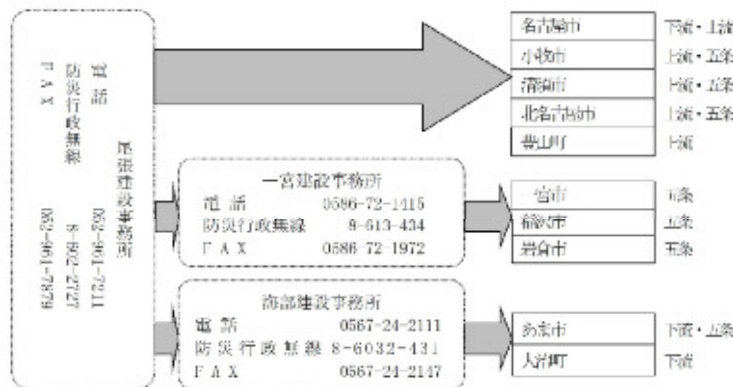
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止について

- \_\_\_\_\_ 川 \_\_\_\_\_ 地先 \_\_\_\_\_ において
- 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃
- 越水・氾濫 しましたので
- 新川下流域の \_\_\_\_\_ から上流  
新川上流域の \_\_\_\_\_ から上流  
五条川流域の \_\_\_\_\_ から上流
- の、
- 排水機の排水を停止することを命じます。
- 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
FAX 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
 2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



	受報時間	受報者
	月 日 時 分	

別紙 様式2-4

緊急指令第 \_\_\_\_\_ 号

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
\_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 発表

関係機関 愛知県知事 大村 秀章

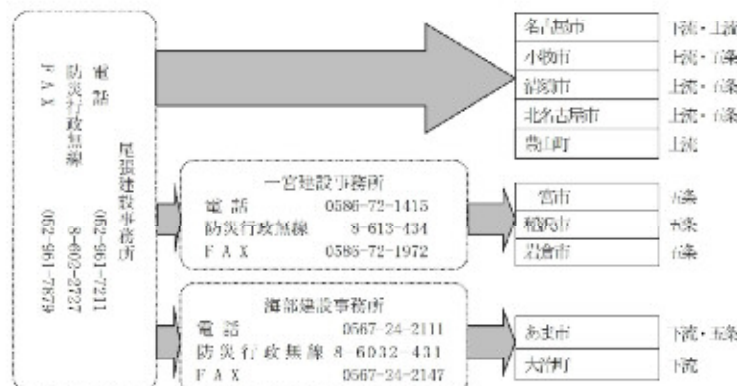
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止について

- \_\_\_\_\_ 川 \_\_\_\_\_ 地先 \_\_\_\_\_ において
- 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃
- 越水・氾濫 しましたので
- 新川下流域の \_\_\_\_\_ から上流  
新川上流域の \_\_\_\_\_ から上流  
五条川流域の \_\_\_\_\_ から上流
- の、
- 排水機の排水を停止することを命じます。
- 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
FAX 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
 2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。





愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																				
305	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式 3-1</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号 平成__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: right;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水再開水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が</li> <li>2 平成__年__月__日__時__分に</li> <li>3 排水再開水位T、P、<u>2.70</u>mに下回りました。</li> <li>4 排水再開対象流域は、新川下流域です。</li> <li>5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 ファクス 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。                  注2 このファクスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。                  注3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>新川下流</b></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>尾張建設事務所</b>                      電話 052-961-7211                      防災行政無線 8-602-2727                      FAX 052-961-7879                 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">名古屋市</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>海部建設事務所</b>                      電話 0567-24-2111                      防災行政無線 8-6032-431                      FAX 0567-24-2147                 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">あま市 大治町</td> </tr> </table> </div>	受報時間	受報者	月 日 時 分		<b>尾張建設事務所</b> 電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879	→	名古屋市	<b>海部建設事務所</b> 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147	→	あま市 大治町	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報時間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">受報者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式 3-1</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号 令和__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: right;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水再開水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が</li> <li>2 令和__年__月__日__時__分に</li> <li>3 排水再開水位T、P、<u>2.80</u>mに下回りました。</li> <li>4 排水再開対象流域は、新川下流域です。</li> <li>5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 ファクス 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。                  注2 このファクスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。                  注3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>新川下流</b></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>尾張建設事務所</b>                      電話 052-961-7211                      防災行政無線 8-602-2727                      FAX 052-961-7879                 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">名古屋市</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>海部建設事務所</b>                      電話 0567-24-2111                      防災行政無線 8-6032-431                      FAX 0567-24-2147                 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">あま市 大治町</td> </tr> </table> </div>	受報時間	受報者	月 日 時 分		<b>尾張建設事務所</b> 電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879	→	名古屋市	<b>海部建設事務所</b> 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147	→	あま市 大治町	
受報時間	受報者																						
月 日 時 分																							
<b>尾張建設事務所</b> 電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879	→	名古屋市																					
<b>海部建設事務所</b> 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147	→	あま市 大治町																					
受報時間	受報者																						
月 日 時 分																							
<b>尾張建設事務所</b> 電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879	→	名古屋市																					
<b>海部建設事務所</b> 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147	→	あま市 大治町																					

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																		
306	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>受報時間</td> <td>受報者</td> </tr> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式3-2</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号 平成__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: right;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水再開水位の通知</p> <p>1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が 2 平成__年__月__日__時__分に 3 排水再開水位T、P、5.00mを下回りました。 4 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も 5 排水再開水位T、P、<u>2.7.0</u>mに下回っています。 6 排水再開対象流域は、新川上流域です。 7 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 ファクス 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このファクスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">新川上流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <p style="text-align: center;"><b>尾張建設事務所</b></p> <p>電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➔</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr><td>名古屋市</td></tr> <tr><td>小牧市</td></tr> <tr><td>清須市</td></tr> <tr><td>北名古屋</td></tr> <tr><td>豊山町</td></tr> </table> </div>	受報時間	受報者	月 日 時 分		名古屋市	小牧市	清須市	北名古屋	豊山町	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>受報時間</td> <td>受報者</td> </tr> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式3-2</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号 令和__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: right;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水再開水位の通知</p> <p>1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が 2 令和__年__月__日__時__分に 3 排水再開水位T、P、5.00mを下回りました。 4 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も 5 排水再開水位T、P、<u>2.8.0</u>mに下回っています。 6 排水再開対象流域は、新川上流域です。 7 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 ファクス 052-961-7879</p> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。 2 このファクスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">新川上流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <p style="text-align: center;"><b>尾張建設事務所</b></p> <p>電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➔</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr><td>名古屋市</td></tr> <tr><td>小牧市</td></tr> <tr><td>清須市</td></tr> <tr><td>北名古屋</td></tr> <tr><td>豊山町</td></tr> </table> </div>	受報時間	受報者	月 日 時 分		名古屋市	小牧市	清須市	北名古屋	豊山町	
受報時間	受報者																				
月 日 時 分																					
名古屋市																					
小牧市																					
清須市																					
北名古屋																					
豊山町																					
受報時間	受報者																				
月 日 時 分																					
名古屋市																					
小牧市																					
清須市																					
北名古屋																					
豊山町																					

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考								
307	<div data-bbox="264 239 1003 861" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">受報時間</td> <td style="width: 40%;">受報者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式3-3</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号 平成__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関 河川管理者 愛知県知事 大村 秀 章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水再開水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が</li> <li>2 <u>平成</u> 年__月__日__時__分に</li> <li>3 排水再開水位T. P. 5. 2 0 mを下回りました。</li> <li>4 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も</li> <li>5 排水再開水位T. P. <u>2. 7 0</u> mを下回っています。</li> <li>6 排水再開対象流域は、五条川流域です。</li> <li>7 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879</p> </div> <div data-bbox="264 877 1003 981" style="margin-top: 10px;"> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。</p> <p>2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。</p> <p>3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は指置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p> </div> <div data-bbox="264 1005 1003 1388" style="margin-top: 10px;"> </div>	受報時間	受報者	月 日 時 分		<div data-bbox="1149 239 1888 861" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">受報時間</td> <td style="width: 40%;">受報者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式3-3</p> <p style="text-align: right;">緊急連絡第__号 令和__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関 河川管理者 愛知県知事 大村 秀 章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水再開水位の通知</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が</li> <li>2 <u>令和</u> 年__月__日__時__分に</li> <li>3 排水再開水位T. P. 5. 2 0 mを下回りました。</li> <li>4 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も</li> <li>5 排水再開水位T. P. <u>2. 8 0</u> mを下回っています。</li> <li>6 排水再開対象流域は、五条川流域です。</li> <li>7 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052 961 7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879</p> </div> <div data-bbox="1149 877 1888 981" style="margin-top: 10px;"> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。</p> <p>2 このFAXを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。</p> <p>3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は指置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p> </div> <div data-bbox="1149 1005 1888 1388" style="margin-top: 10px;"> </div>	受報時間	受報者	月 日 時 分		
受報時間	受報者										
月 日 時 分											
受報時間	受報者										
月 日 時 分											

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考								
308	<div data-bbox="257 247 1019 917" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受報時間</td> <td style="width: 50%;">受報者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式3-4</p> <p style="text-align: right;">緊急指令第__号</p> <p style="text-align: right;">平成__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: right;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水停止の解除について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ____川 ____地点 ____において</li> <li>2 平成__年__月__日__時__分頃</li> <li>3 洪水・氾濫 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による堤防箇所などからの浸水のおそれなくなったので</li> <li>4 新川下流域の ____ から上流 ____ の、 新川上流域の ____ から上流 ____ の、 五条川流域の ____ から上流 ____ の、</li> <li>5 排水機の排水停止措置を解除します。</li> <li>6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 ファクス 052-961-7879</p> </div> <div data-bbox="302 917 1019 1013" style="margin-top: 10px;"> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。</p> <p>2 このファクスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。</p> <p>3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p> </div> <div data-bbox="302 1013 1019 1380" style="margin-top: 10px;"> <pre> graph LR     A["尾張建設事務所 電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879"] --&gt; B["宮津建設事務所 電話 0586-72-1415 防災行政無線 8-613-434 FAX 0586-72-1972"]     A --&gt; C["海部建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147"]     B --&gt; D["名志町市 下流・上流 小牧市 上流・五条 清須市 上流・五条 北名古屋市 上流・五条 豊田町 上流"]     C --&gt; E["一宮市 五条 稲沢市 五条 岩倉市 五条"]     C --&gt; F["あま市 下流・五条 大府町 下流"]     </pre> </div>	受報時間	受報者	月 日 時 分		<div data-bbox="1142 231 1915 917" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">受報時間</td> <td style="width: 50%;">受報者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙 様式3-4</p> <p style="text-align: right;">緊急指令第__号</p> <p style="text-align: right;">令和__年__月__日 __時__分 発表</p> <p>関係機関殿</p> <p style="text-align: right;">河川管理者 愛知県知事 大村 秀章</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水停止の解除について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ____川 ____地点 ____において</li> <li>2 令和__年__月__日__時__分頃</li> <li>3 洪水・氾濫 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による堤防箇所などからの浸水のおそれなくなったので</li> <li>4 新川下流域の ____ から上流 ____ の、 新川上流域の ____ から上流 ____ の、 五条川流域の ____ から上流 ____ の、</li> <li>5 排水機の排水停止措置を解除します。</li> <li>6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。</li> </ol> <p style="text-align: right;">連絡先 尾張建設事務所 電 話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 ファクス 052-961-7879</p> </div> <div data-bbox="1187 917 1915 1013" style="margin-top: 10px;"> <p>注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。</p> <p>2 このファクスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。</p> <p>3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。</p> </div> <div data-bbox="1187 1013 1915 1380" style="margin-top: 10px;"> <pre> graph LR     A["尾張建設事務所 電話 052-961-7211 防災行政無線 8-602-2727 FAX 052-961-7879"] --&gt; B["宮津建設事務所 電話 0586-72-1415 防災行政無線 8-613-434 FAX 0586-72-1972"]     A --&gt; C["海部建設事務所 電話 0567-24-2111 防災行政無線 8-6032-431 FAX 0567-24-2147"]     B --&gt; D["名志町市 下流・上流 小牧市 上流・五条 清須市 上流・五条 北名古屋市 上流・五条 豊田町 上流"]     C --&gt; E["一宮市 五条 稲沢市 五条 岩倉市 五条"]     C --&gt; F["あま市 下流・五条 大府町 下流"]     </pre> </div>	受報時間	受報者	月 日 時 分		
受報時間	受報者										
月 日 時 分											
受報時間	受報者										
月 日 時 分											



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																				
309	<p>別紙 様式4</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>河川管理者愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">排水機管理者 長</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水機調整状況について(第 報)</p> <p>平成 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="271 475 996 1201"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>排水機場名</th> <th>運転停止日時</th> <th>運転再開日時</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="7">新川下流域</td><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td>小計</td><td></td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="7">新川上流域</td><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td>小計</td><td></td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="7">五条川流域</td><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td>小計</td><td></td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">報告担当者 市役所(町・村役場) 課 氏名 連絡先 電話番号</p> <p>注1 本表番号欄、排水機場名は、新川流域排水調整要綱別表第2の記載と一致させること。 2 報告担当者連絡先は現在疎失に連絡できる電話番号を記載すること。 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。</p>	区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考	新川下流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開		小計		排水機場	排水機場	排水機場		新川上流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開		小計		排水機場	排水機場	排水機場		五条川流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開		小計		排水機場	排水機場	排水機場		合計		排水機場	排水機場	排水機場		<p>別紙 様式</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>河川管理者愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">排水機管理者 長</p> <p style="text-align: center;">新川流域の排水機調整状況について(第 報)</p> <p>令和 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1155 475 1881 1201"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>排水機場名</th> <th>運転停止日時</th> <th>運転再開日時</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="7">新川下流域</td><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td>小計</td><td></td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="7">新川上流域</td><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td>小計</td><td></td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="7">五条川流域</td><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>排水機場名</td><td>日 時 分停止</td><td>日 時 分再開</td><td></td></tr> <tr><td>小計</td><td></td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td>排水機場</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">報告担当者 市役所(町・村役場) 課 氏名 連絡先 電話番号</p> <p>注1 本表番号欄、排水機場名は、新川流域排水調整要綱別表第2の記載と一致させること。 2 報告担当者連絡先は現在疎失に連絡できる電話番号を記載すること。 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。</p>	区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考	新川下流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開		小計		排水機場	排水機場	排水機場		新川上流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開		小計		排水機場	排水機場	排水機場		五条川流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開			排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開		小計		排水機場	排水機場	排水機場		合計		排水機場	排水機場	排水機場		
区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																		
新川下流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
小計		排水機場	排水機場	排水機場																																																																																																																																																																																																																																																																																			
新川上流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
小計		排水機場	排水機場	排水機場																																																																																																																																																																																																																																																																																			
五条川流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
小計		排水機場	排水機場	排水機場																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合計		排水機場	排水機場	排水機場																																																																																																																																																																																																																																																																																			
区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																		
新川下流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
小計		排水機場	排水機場	排水機場																																																																																																																																																																																																																																																																																			
新川上流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
小計		排水機場	排水機場	排水機場																																																																																																																																																																																																																																																																																			
五条川流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開																																																																																																																																																																																																																																																																																			
小計		排水機場	排水機場	排水機場																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合計		排水機場	排水機場	排水機場																																																																																																																																																																																																																																																																																			

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）	変更後（令和元年度）	備考
318	<p><b>3 日光川流域排水調整要綱</b></p> <p>（1） 日光川流域排水調整要綱 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は平成30年4月1日から施行する。 <b>（追加）</b></p> <p>（別表第一：第五条第1項関係）各単位流域の市町村 （略）</p> <p>（別表第二：第五条第2項関係）日光川流域の排水機一覧</p>	<p><b>3 日光川流域排水調整要綱</b></p> <p>（1） 日光川流域排水調整要綱 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は平成30年4月1日から施行する。 <b>附 則</b> この要綱は平成31年4月1日から施行する。</p> <p>（別表第一：第五条第1項関係）各単位流域の市町村 （略）</p> <p>（別表第二：第五条第2項関係）日光川流域の排水機一覧</p>	<p>排水調整要項 の排水機一覧 の更新に伴う 修正</p>

愛知県水防計画

頁	変更前 (平成30年度)										変更後 (令和元年度)										備考		
	No.	機場名	所在地	※1市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量 (m³/s)	備考	No.	機場名	所在地	※1市町村	管理者名	排出先河川名	位置				許可排水量 (m³/s)	備考
							距離標	左岸	右岸									距離標	左岸	右岸			
	1	東小川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川 (準用東小川)	-3k 552	○		(14.60)	※2	1	東小川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川 (準用東小川)	-3k 552	○		(14.60)	※2	
	2	戸田川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川	-3k 100	○		(50.00)	※2	2	戸田川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川	-3k 100	○		(50.00)	※2	
	3	工場排水	名古屋市	名古屋市	名古屋中川金属工業団地協同組合	日光川	-2k 600	○		0.94		3	工場排水	名古屋市	名古屋市	名古屋中川金属工業団地協同組合	日光川	-2k 600	○		0.94		
	4	新茶屋	名古屋市	名古屋市	茶屋後土地改良区	日光川	-1k 400	○		3.70		4	新茶屋	名古屋市	名古屋市	茶屋後土地改良区	日光川	-1k 400	○		3.70		
	5	福田川 <福田前新田>	名古屋市	名古屋市	福田悪水土地改良区	日光川	-0k 800	○		(90.00)	※2	5	福田川河口	名古屋市	名古屋市	福田悪水土地改良区	日光川	-0k 800	○		60.00		
	6	協和	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	日光川	- 0k800	○		1.60		6	福田川河口 第二	名古屋市	名古屋市	愛知県 (建設)	日光川	-0k 800	○		(30.00)	※2	
	7	福田前第2	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	日光川	-0k 275	○		0.17		7	協和	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	日光川	- 0k800	○		1.60		
	8	蟹江川	名古屋市	-	愛知県(建設)	日光川	-0k 200	○		(52.00)	※2	8	福田前第2	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	日光川	-0k 275	○		0.17		
	9	福屋	名古屋市	名古屋市	西福田土地改良区	福田川	0k 800	○		0.70		9	蟹江川	名古屋市	-	愛知県 (建設)	日光川	-0k 200	○		(52.00)	※2	
	10	井箱	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	福田川	1k60 0	○		0.16		10	福屋	名古屋市	名古屋市	西福田土地改良区	福田川	0k 800	○		0.70		
	11	井箱	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	福田川	1k60 0	○		0.16		11	井箱	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	福田川	1k60 0	○		0.16		



愛知県水防計画

頁	変更前 (平成30年度)										変更後 (令和元年度)										備考								
	11	福屋第一	名古屋市	名古屋市	福田川排水対策協議会	福田川	1k800	○		2.30				12	福屋第一	名古屋市	名古屋市	福田川排水対策協議会	福田川	1k800	○		2.30						
	12	千音寺	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k100	○		0.13				13	千音寺	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k100	○		0.13						
	13	名西団地	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k900	○		0.50				14	名西団地	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k900	○		0.50						
	14	西福田第2	名古屋市	名古屋市	協和地区 湛水防除協議会	蟹江川	0k000	○		0.87				15	西福田第2	名古屋市	名古屋市	協和地区 湛水防除協議会	蟹江川	0k000	○		0.87						
	15	小川	名古屋市	名古屋市	小川土地改良区	戸田川	0k050	○		0.54				16	小川	名古屋市	名古屋市	小川土地改良区	戸田川	0k050	○		0.54						
	16	海東南	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	2k300	○		0.47				17	海東南	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	2k300	○		0.47						
	17	海東北	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	3k100	○		0.24				18	海東北	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	3k100	○		0.24						
	18	富永	名古屋市	名古屋市	富田町土地改良区	戸田川	4k500	○		1.36				19	富永	名古屋市	名古屋市	富田町土地改良区	戸田川	4k500	○		1.36						
	19	水里	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	5k150	○		8.40				20	水里	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	5k150	○		8.40						
	20	戸田	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	6k900	○		16.34				21	戸田	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	6k900	○		16.34						
	小計										小計										※4								
	21	新堀川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川(準用新堀川)	19k300	○		(20.00)	※2			22	新堀川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川(準用新堀川)	19k300	○		(20.00)	※2					
	22	玉野	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	20k050	○		4.67				23	玉野	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	20k050	○		4.67						
	23	萩原	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k050	○		0.60				24	萩原	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k050	○		0.60						

愛知県水防計画

頁	変更前 (平成 30 年度)										変更後 (令和元年度)										備考	
	<a href="#">24</a>	稔川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k 500	○		4.80		<a href="#">25</a>	稔川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k 500	○		4.80	
	<a href="#">25</a>	小信	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	22k 300	○		12.16		<a href="#">26</a>	小信	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	22k 300	○		12.16	
	<a href="#">26</a>	三条	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	23k 700	○		14.30		<a href="#">27</a>	三条	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	23k 700	○		14.30	
	小計									56.53	※4	小計									56.53	※4
	<a href="#">27</a>	十三沖永神明	津島市	津島市	十三沖永 悪水土地 改良区	日光川	4k83 0	○		18.90		<a href="#">28</a>	十三沖永神明	津島市	津島市	十三沖永 悪水土地 改良区	日光川	4k83 0	○		18.90	
	<a href="#">28</a>	市場(新)	津島市	津島市	日光川西 悪水土地 改良区	日光川	5k 739	○		7.29		<a href="#">29</a>	市場(新)	津島市	津島市	日光川西 悪水土地 改良区	日光川	5k 739	○		7.29	
	<a href="#">29</a>	市場(旧)	津島市	津島市	日光川西 悪水土地 改良区	日光川	5k 739	○		4.30		<a href="#">30</a>	市場(旧)	津島市	津島市	日光川西 悪水土地 改良区	日光川	5k 739	○		4.30	
	<a href="#">30</a>	十三沖永越津	津島市	津島市	十三沖永 悪水土地 改良区	日光川	7k20 0	○		11.30		<a href="#">31</a>	十三沖永越津	津島市	津島市	十三沖永 悪水土地 改良区	日光川	7k20 0	○		<u>10.40</u>	
	<a href="#">31</a>	越津	津島市	津島市	十三沖永 悪水土地 改良区	日光川	7k24 4	○		<u>4.17</u>		<a href="#">32</a>	越津	津島市	津島市	十三沖永 悪水土地 改良区	日光川	7k24 4	○		<u>(4.17)</u>	平成 34 年
	<a href="#">32</a>	古瀬	津島市	愛西市	愛西市	目比川	0k 500	○	(3.17)	3月 4.20 m <sup>3</sup> /s 切り替え 予定												
										<a href="#">32</a>	古瀬	津島市	愛西市	愛西市	目比川	0k 500	○	(3.17)	平成 31 年 11 月 3.28			
	<a href="#">32</a>	古瀬	津島市	愛西市	愛西市	目比川	0k 500	○		(3.17)	平成 31 年 11 月 3.28	<a href="#">33</a>	古瀬	津島市	愛西市	愛西市	目比川	0k 500	○		(3.17)	平成 31 年 11 月 3.28

愛知県水防計画

頁	変更前 (平成 30 年度)										変更後 (令和元年度)										備考
	<a href="#">33</a>	五 八	津島市	津島市	五八悪水 土地改良 区	目比川	1k20 0	○		4.90											m <sup>3</sup> /s切り替 え予定
	<a href="#">34</a>	葉 苺 (西)	津島市	津島市	十三沖永 悪水土地 改良区	目比川	1k30 0	○		<a href="#">0.11</a>											
	<a href="#">35</a>	葉 苺 (東)	津島市	津島市	十三沖永 悪水土地 改良区	目比川	1k30 0	○		0.14											
	<a href="#">36</a>	五八第2	津島市	津島市	五八悪水 土地改良 区	目比川	1k70 0	○		5.15											
	<a href="#">37</a>	又 吉	津島市	津島市	領内川用 悪水土地 改良区	新堀川	1k 500	○		0.10											
	<a href="#">38</a>	向 島	津島市	津島市	領内川用 悪水土地 改良区	新堀川	2k 100	○		2.80											
	<a href="#">39</a>	向島第2	津島市	津島市	領内川用 悪水土地 改良区	新堀川	2k 100	○		4.30											
	小計									66.63	※ 4										
	<a href="#">40</a>	城 西	稲沢市	稲沢市	領内川用 悪水土地 改良区	日光川	10k 550	○		0.26											
	<a href="#">41</a>	黒 田	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水 系排水対策協議 会	日光川	10k 600	○		5.00											
	<a href="#">34</a>	五 八	津島市	津島市	五八悪水 土地改良 区	目比川	1k20 0	○		4.90											
	<a href="#">35</a>	葉 苺 (西)	津島市	津島市	十三沖永 悪水土地 改良区	目比川	1k30 0	○		<a href="#">(0.11)</a>											平成 33 年 3月 0.31 m <sup>3</sup> /s切り替え 予定
	<a href="#">36</a>	葉 苺 (東)	津島市	津島市	十三沖永 悪水土地 改良区	目比川	1k30 0	○		0.14											
	<a href="#">37</a>	五八第2	津島市	津島市	五八悪水 土地改良 区	目比川	1k70 0	○		5.15											
	<a href="#">38</a>	又 吉	津島市	津島市	領内川用 悪水土地 改良区	新堀川	1k 500	○		0.10											
	<a href="#">39</a>	向 島	津島市	津島市	領内川用 悪水土地 改良区	新堀川	2k 100	○		2.80											
	<a href="#">40</a>	向島第2	津島市	津島市	領内川用 悪水土地 改良区	新堀川	2k 100	○		4.30											



愛知県水防計画

頁	変更前 (平成 30 年度)										変更後 (令和元年度)										備考
	<a href="#">51</a>	片原一色	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	日光川	15k 470	○		1.20		<a href="#">49</a>	西光坊	稲沢市	稲沢市	領内川用 悪水土地 改良区	日光川	12k 750	○	0.22	
	<a href="#">52</a>	三宅川	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	三宅川	1k 500	○		2.00		<a href="#">50</a>	西光坊上	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	日光川	13k 625	○	0.60	
	<a href="#">53</a>	中三宅	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	三宅川	2k 500	○		0.33		<a href="#">51</a>	丸渕	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	日光川	14k 100	○	<a href="#">2.50</a>	
	<a href="#">54</a>	井堀	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	三宅川	3k 600	○		2.30		<a href="#">52</a>	片原一色	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	日光川	15k 470	○	1.20	
	<a href="#">55</a>	須ヶ谷東	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	三宅川	3k 600	○		1.43		<a href="#">53</a>	三宅川	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	三宅川	1k 500	○	2.00	
	<a href="#">56</a>	儀長東	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	三宅川	4k 950	○		0.10		<a href="#">54</a>	中三宅	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	三宅川	2k 500	○	<a href="#">0.40</a>	
	<a href="#">57</a>	儀長	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	三宅川	5k 300	○		1.20		<a href="#">55</a>	井堀	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	三宅川	3k 600	○	2.30	
	<a href="#">58</a>	三ヶ月	稲沢市	稲沢市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	0k30 0	○		2.20		<a href="#">56</a>	須ヶ谷東	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	三宅川	3k 600	○	1.43	

愛知県水防計画

頁	変更前 (平成30年度)										変更後 (令和元年度)										備考		
	59	平六	稲沢市	稲沢市	稲沢市建設部土木課	領内川	0k300		○	0.47			57	儀長東	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	4k950	○		0.07	
	60	六輪見取	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k400		○	0.07			58	儀長	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	5k300	○		1.20	
	61	塩川第1<塩川>	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k600	○		0.31			59	三ヶ月	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k300	○		2.20	
	62	塩川第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800	○		0.23			60	平六	稲沢市	稲沢市	稲沢市建設部土木課	領内川	0k300	○		0.47	
	63	六輪第1<六輪>	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k450	○		0.23			61	六輪見取	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k400	○		0.07	
	64	六輪第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k450	○		0.83			62	塩川第1<塩川>	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k600	○		0.31	
	65	須ヶ脇第3	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k100	○		(0.30)	須ヶ脇第1 排水機場 供用開始 後使用停止		63	塩川第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800	○		0.23	
	66	五ツ屋第3	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k272	○		0.05			64	六輪第1<六輪>	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k450	○		0.23	
													65	六輪第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k450	○		0.83	





愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）										変更後（令和元年度）										備考
	73	流新田	稲沢市	稲沢市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	7k 100		○	0.12										/s切り替え 予定	
	74	下川原	稲沢市	稲沢市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	7k 100		○	0.37	二俣排水 機場供用 開始後使 用停止								(3.70)	平成31年 3月5.22㎡ /s切り替え 予定	
	75	牧川第1	稲沢市	稲沢市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	7k 800		○	4.24											
	76	光堂川第1	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	光堂川	0k45 0		○	2.80											
	77	光堂川第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	光堂川	1k20 0		○	2.60											
	78	千代田	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	目比川	3k 100		○	6.00											
	79	千代田第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	目比川	3k 100		○	14.30											
	80	千代田第3	あま市	稲沢市	稲沢市日 光川水系	目比川	3k 100		○	0.10											
	73	二俣	稲沢市	稲沢市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	7k 100		○	(3.70)											
	74	流新田	稲沢市	稲沢市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	7k 100		○	0.12											
	75	下川原	稲沢市	稲沢市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	7k 100		○	0.37	二俣排水 機場供用 開始後使 用停止										
	76	牧川第1	稲沢市	稲沢市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	7k 800		○	4.24											
	77	光堂川第1	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系 排水対策 協議会	光堂川	0k45 0		○	2.80											
	78	光堂川第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日 光川水系	光堂川	1k20 0		○	2.60											



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）										変更後（令和元年度）										備考		
											/s切り替え 予定											/s切り替え 予定	
	87	大縄場	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	三宅川	0k 100	○			0.11											平成31年 3月 0.19 m <sup>2</sup> /s切り替え 予定	
	88	根高	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k 700	○			7.00											(0.10)	
	89	根高第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k 800	○			7.00											(0.15)	
	90	五軒家	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k 900	○			0.65											平成32年 3月 0.33 m <sup>2</sup> /s切り替え 予定	
	91	須ヶ脇第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k 208	○			(0.70)	須ヶ脇第1 排水機場 供用開始 後使用停止										(0.15)	
	92	須ヶ脇第1 <須ヶ脇>	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k 250	○			(2.52)	平成31年 3月 4.15 m <sup>2</sup>											
	86	佐折	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k 700	○			(0.10)												
	87	源左橋	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	2k40 0	○			(0.15)												
	88	大縄場	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	三宅川	0k 100	○			0.11												
	89	根高	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k 700	○			7.00												
	90	根高第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k 800	○			7.00												
	91	五軒家	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k 900	○			0.65												





愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）										変更後（令和元年度）										備考
	<a href="#">107</a>	八開	愛西市	愛西市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	5k 800		○	0.70										/s切り替え 予定	
	<a href="#">108</a>	八開第2	愛西市	愛西市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	5k 800		○	1.20											
	小計										77.35	※4									
	<a href="#">109</a>	大神場第1	弥富市	弥富市	十四山土 地改良区	宝川	0k20 0		○	3.70											
	<a href="#">110</a>	大神場第2	弥富市	弥富市	十四山土 地改良区	宝川	0k20 0		○	2.21											
	<a href="#">111</a>	六箇	弥富市	弥富市	十四山土 地改良区	宝川	0k 800	○		3.10											
	<a href="#">112</a>	新孫宝	弥富市	弥富市	孫宝排水 土地改良 区	宝川	1k 000		○	28.00											
	<a href="#">113</a>	孫宝第2	弥富市	弥富市	孫宝排水 土地改良 区	宝川	1k 000		○	19.80											
	小計										56.81	※4									
	<a href="#">114</a>	土吐川	あま市	あま市	福田川排 水対策協 議会	福田川 (普通土吐 川)	9k 600		○	5.00											
	<a href="#">115</a>	小切戸 <小切戸1>	あま市	あま市	小切戸湛 水防除事 業協議会	蟹江川	4k70 0	○		3.64											
	<a href="#">116</a>	小切戸第2	あま市	あま市	小切戸湛水 防除事業協 議会	蟹江川	4k70 0	○		2.56											
	小計										77.35	※4									
	<a href="#">104</a>	開治第2	愛西市	愛西市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	4k 600		○	1.20											
	<a href="#">105</a>	秋ノ戸	愛西市	愛西市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	4k 900	○		0.05											
	<a href="#">106</a>	下東川	愛西市	愛西市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	5k 607		○	0.45											
	<a href="#">107</a>	東川<野田>	愛西市	愛西市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	5k 800		○	2.30											
	<a href="#">108</a>	八開	愛西市	愛西市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	5k 800		○	0.70											
	<a href="#">109</a>	八開第2	愛西市	愛西市	領内川用 悪水土地 改良区	領内川	5k 800		○	1.20											
	小計										77.35	※4									
	<a href="#">110</a>	大神場第1	弥富市	弥富市	十四山土 地改良区	宝川	0k20 0		○	3.70											
	<a href="#">111</a>	大神場第2	弥富市	弥富市	十四山土 地改良区	宝川	0k20 0		○	2.21											
	<a href="#">112</a>	六箇	弥富市	弥富市	十四山土 地改良区	宝川	0k 800	○		3.10											

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）										変更後（令和元年度）										備考
	<a href="#">117</a>	鯉橋	あま市	あま市	宝南悪水 土地改良 区	蟹江川	4k 750	○		1.84		<a href="#">113</a>	新孫宝	弥富市	弥富市	孫宝排水 土地改良 区	宝川	1k 000	○	28.00	
	<a href="#">118</a>	鷹居	あま市	あま市	宝南悪水 土地改良 区	蟹江川	5k 300	○		3.06		<a href="#">114</a>	孫宝第2	弥富市	弥富市	孫宝排水 土地改良 区	宝川	1k 000	○	19.80	
	<a href="#">119</a>	神尾	あま市	あま市	蟹江大滞 悪水土地 改良区	蟹江川	5k60 0	○		0.65		小計							56.81	※4	
	<a href="#">120</a>	四ヶ村	あま市	あま市	宝南悪水 土地改良 区	蟹江川	6k 400	○	(0.92)	平成30年 3月1.05 m³/s切り 替え予定	<a href="#">115</a>	土吐川	あま市	あま市	福田川排 水対策協 議会	福田川 (普通土吐 川)	9k 600	○	5.00		
	<a href="#">121</a>	秋竹	あま市	あま市	秋竹排水 機組合	小切戸川	3k20 0	○		0.91		<a href="#">116</a>	小切戸 〈小切戸1〉	あま市	あま市	小切戸湛 水防除事 業協議会	蟹江川	4k70 0	○	3.64	
	<a href="#">122</a>	篠田	あま市	あま市	篠田悪水 土地改良 区	蟹江川	8k20 0	○		14.00		<a href="#">117</a>	小切戸第2	あま市	あま市	小切戸湛 水防除事 業協議 議会	蟹江川	4k70 0	○	2.56	
	<a href="#">123</a>	篠田第2	あま市	あま市	篠田悪水 土地改良 区	蟹江川	9k35 0	○		10.70		<a href="#">118</a>	鯉橋	あま市	あま市	宝南悪水 土地改良 区	蟹江川	4k 750	○	1.84	
	<a href="#">124</a>	木田	あま市	あま市	木田排水 機組合	蟹江川	9k50 0	○		1.70		<a href="#">119</a>	鷹居	あま市	あま市	宝南悪水 土地改良 区	蟹江川	5k 300	○	3.06	
	<a href="#">125</a>	蜂須賀	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k 500	○		1.90		<a href="#">120</a>	神尾	あま市	あま市	蟹江大滞 悪水土地 改良区	蟹江川	5k60 0	○	0.65	
	<a href="#">126</a>	花ノ木	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k 600	○		0.31		<a href="#">121</a>	四ヶ村	あま市	あま市	宝南悪水 土地改良 区	蟹江川	6k 400	○	(0.92)	平成33年 3月1.05



愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）										変更後（令和元年度）										備考	
	<a href="#">127</a>	甚目寺第1	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	9k600		○		1.70										m/s切り替え予定	
	<a href="#">128</a>	新居屋橋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k120		○		0.08											
	<a href="#">129</a>	甚目寺第3	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k400		○		1.75											
	<a href="#">130</a>	新居屋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k400		○		0.23											
	<a href="#">131</a>	甚目寺第2	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k660		○		3.35											
	小計										54.30	※4										
	<a href="#">132</a>	西 條	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	7k300		○		2.56											
	<a href="#">133</a>	西條第1	大治町	大治町	大治町	福田川	7k300		○		1.64											
	<a href="#">134</a>	西條第3	大治町	大治町	大治町	福田川	7k550		○		1.50											
	<a href="#">135</a>	円 楽 寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300		○		5.18											
	<a href="#">136</a>	小切戸西条	大治町	大治町	小切戸湛水防除事業協議会	福田川	8k300		○													
	<a href="#">137</a>	円 楽 寺	大治町	大治町	大治町	福田川	8k300		○		1.07											
	<a href="#">122</a>	秋 竹	あま市	あま市	秋竹排水機組合	小切戸川	3k200		○		0.91											
	<a href="#">123</a>	篠 田	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	8k200		○		14.00											
	<a href="#">124</a>	篠田第2	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	9k350		○		10.70											
	<a href="#">125</a>	木 田	あま市	あま市	木田排水機組合	蟹江川	9k500		○		1.70											
	<a href="#">126</a>	蜂須賀	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k500		○		1.90											
	<a href="#">127</a>	花ノ木	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k600		○		0.31											
	<a href="#">128</a>	甚目寺第1	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	9k600		○		1.70											
	<a href="#">129</a>	新居屋橋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k120		○		0.08											
	<a href="#">130</a>	甚目寺第3	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k400		○		1.75											
	<a href="#">131</a>	新居屋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k400		○		0.23											
	<a href="#">132</a>	甚目寺第2	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k660		○		3.35											

愛知県水防計画

頁	変更前 (平成30年度)										変更後 (令和元年度)										備考	
	138	円楽寺第2	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		3.02												
	139	小切戸排水機場	大治町	—	愛知県(建設)	福田川	8k800	○		(7.30)	※2											
	小計										22.27	※4										
	140	鍋蓋新田(二)	蟹江町	蟹江町	鍋蓋水利組合	日光川	-1k000	○		0.32												
	141	蟹江大滞	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k382	○		9.00												
	142	蟹江大滞第3	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k464	○		9.00												
	143	大海用	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k735	○		0.50												
	144	大膳	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	日光川	2k173	○		(2.74)		平成33年 4月3.00m³ /s切り替え 予定										
	145	観音寺	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	3k300	○		(6.25)		平成33年 3月6.50m³										
	小計										54.30	※4										
	133	西條	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	7k300	○		2.56												
	134	西條第1	大治町	大治町	大治町	福田川	7k300	○		1.64												
	135	西條第3	大治町	大治町	大治町	福田川	7k550	○		1.50												
	136	円楽寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		5.18												
	137	小切戸西条	大治町	大治町	小切戸湛水防除事業協議会	福田川	8k300	○														
	138	円楽寺	大治町	大治町	大治町	福田川	8k300	○		1.07												
	139	円楽寺第2	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		3.02												
	140	小切戸排水機場	大治町	—	愛知県(建設)	福田川	8k800	○		(7.30)	※2											
	小計										22.27	※4										
	141	鍋蓋新田(二)	蟹江町	蟹江町	鍋蓋水利組合	日光川	-1k000	○		0.32												
	142	蟹江大滞	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k382	○		9.00												

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）										変更後（令和元年度）										備考
										/s切り替え 予定											
	<u>146</u>	鍋蓋新田	蟹江町	蟹江町	鍋蓋地区 湛水防除 協議会	善太川	0k 000	○		1.40	<u>143</u>	蟹江大滞第3	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞 悪水土地 改良区	日光川	0k46 4	○		9.00	
	<u>147</u>	善太新	蟹江町	蟹江町	日光川西 悪水土地 改良区	善太川	2k 000	○		23.49	<u>144</u>	大海用	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞 悪水土地 改良区	日光川	0k73 5	○		0.50	
	<u>148</u>	善太第3	蟹江町	蟹江町	日光川西 悪水土地 改良区	善太川	2k 000	○		10.90	<u>145</u>	大膳	蟹江町	蟹江町	日光川西 悪水土地 改良区	日光川	2k 173	○		(2.74)	平成33年 4月 3.00 m <sup>3</sup> /s切り替え 予定
	<u>149</u>	善太第2	蟹江町	蟹江町	日光川西 悪水土地 改良区	善太川	2k 000	○		13.00	<u>146</u>	観音寺	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞 悪水土地 改良区	日光川	3k30 0	○		(6.25)	平成34年 3月 6.50 m <sup>3</sup> /s切り替え 予定
	<u>150</u>	舟入	蟹江町	蟹江町	蟹江町土 地改良区	蟹江川	0k 950	○		1.45	<u>147</u>	鍋蓋新田	蟹江町	蟹江町	鍋蓋地区 湛水防除 協議会	善太川	0k 000	○		1.40	
	<u>151</u>	宝	蟹江町	蟹江町	蟹江町土 地改良区	蟹江川	2 K005	○		3.20	<u>148</u>	善太新	蟹江町	蟹江町	日光川西 悪水土地 改良区	善太川	2k 000	○		23.49	
	<u>152</u>	本町舟入 (四)	蟹江町	蟹江町	蟹江町土 地改良区	蟹江川	2k00 0	○		2.50	<u>149</u>	善太第3	蟹江町	蟹江町	日光川西 悪水土地 改良区	善太川	2k 000	○		10.90	
	<u>153</u>	本町舟入 (五)	蟹江町	蟹江町	蟹江町	蟹江川	2k00 0	○		0.27											
	<u>154</u>	今	蟹江町	蟹江町	蟹江町土 地改良区	蟹江川	3k00 0	○		1.50											
	<u>155</u>	須成	蟹江町	蟹江町	小切戸湛 水防除事 業協議会	蟹江川	3k 600	○		3.52											

愛知県水防計画

頁	変更前（平成30年度）											変更後（令和元年度）											備考						
	<a href="#">156</a>	蟹 宝	蟹江町	蟹江町	小切戸湛 水防除事 業協議会	蟹江川	3k60 0		○			2.01					<a href="#">150</a>	善太第2	蟹江町	蟹江町	日光川西 悪水土地 改良区	善太川	2k 000		○			13.00	
	小計											91.05	※ 4		<a href="#">151</a>	舟 入	蟹江町	蟹江町	蟹江町土 地改良区	蟹江川	0k 950		○			1.45			
	<a href="#">157</a>	両 郷	飛島村	飛島村	飛島土地 改良区	日光川	-4k 000		○			0.44					<a href="#">152</a>	宝	蟹江町	蟹江町	蟹江町土 地改良区	蟹江川	2 K00 5		○			3.20	
	<a href="#">158</a>	服 岡	飛島村	飛島村	飛島土地 改良区	日光川	-1k 940		○			4.10					<a href="#">153</a>	本町舟入(四)	蟹江町	蟹江町	蟹江町土 地改良区	蟹江川	2k00 0		○			2.50	
	小計											4.54	※ 4		<a href="#">154</a>	本町舟入(五)	蟹江町	蟹江町	蟹江町	蟹江川	2k00 0		○			0.27			
	合計											<a href="#">749.23</a>	※ 4		<a href="#">155</a>	今	蟹江町	蟹江町	蟹江町土 地改良区	蟹江川	3k00 0		○			1.50			
	※1 市町村とは、第7条に規定する「単位流域内の該当市町村」を言う。														<a href="#">156</a>	須 成	蟹江町	蟹江町	小切戸湛 水防除事 業協議会	蟹江川	3k 600		○			3.52			
	※2 河川管理施設の排水機場のため、許可排水量ではないので括弧書きとする。														<a href="#">157</a>	蟹 宝	蟹江町	蟹江町	小切戸湛 水防除事 業協議会	蟹江川	3k60 0		○			2.01			
	※3 排水機場の増強と廃止を一体として行っている場合、現況どのくらいの量の排水を行っているか把握するために、許可排水量の欄には括弧書きで現況の排水量を記入し、備考欄に許可排水量が把握できるようにする。														小計											91.05	※ 4		
	※4 排水量の小計、合計は括弧書きのものを含む。														<a href="#">158</a>	両 郷	飛島村	飛島村	飛島土地 改良区	日光川	-4k 000		○			0.44			
	<a href="#">159</a>	服 岡	飛島村	飛島村	飛島土地 改良区	日光川	-1k 940		○			4.10					小計											4.54	※ 4
	合計											<a href="#">748.04</a>	※ 4		合計											<a href="#">748.04</a>	※ 4		

愛知県水防計画

頁	変更前（平成 30 年度）	変更後（令和元年度）	備考
		<p>※1 市町村とは、第7条に規定する「単位流域内の該当市町村」を言う。</p> <p>※2 河川管理施設の排水機場のため、許可排水量ではないので括弧書きとする。</p> <p>※3 排水機場の増強と廃止を一体として行っている場合、現況どのくらいの量の排水を行っているか把握するために、許可排水量の欄には括弧書きで現況の排水量を記入し、備考欄に許可排水量が把握できるようにする。</p> <p>※4 排水量の小計、合計は括弧書きのものを含む。</p>	